

# 新規上場申請のための有価証券報告書

( I の部)

株式会社マクロミル

# 目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報 .....	1
第1 企業の概況 .....	1
1. 主要な経営指標等の推移 .....	3
2. 沿革 .....	8
3. 事業の内容 .....	10
4. 関係会社の状況 .....	16
5. 従業員の状況 .....	18
第2 事業の状況 .....	19
1. 業績等の概要 .....	19
2. 生産、受注及び販売の状況 .....	21
3. 対処すべき課題 .....	22
4. 事業等のリスク .....	24
5. 経営上の重要な契約等 .....	30
6. 研究開発活動 .....	33
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	34
第3 設備の状況 .....	44
1. 設備投資等の概要 .....	44
2. 主要な設備の状況 .....	44
3. 設備の新設、除却等の計画 .....	45
第4 提出会社の状況 .....	46
1. 株式等の状況 .....	46
2. 自己株式の取得等の状況 .....	82
3. 配当政策 .....	82
4. 株価の推移 .....	82
5. 役員の状況 .....	83
6. コーポレート・ガバナンスの状況等 .....	87
第5 経理の状況 .....	95
1. 連結財務諸表等 .....	96
(1) 連結財務諸表 .....	96
(2) その他 .....	171
2. 財務諸表等 .....	172
(1) 財務諸表 .....	172
(2) 主な資産及び負債の内容 .....	183
(3) その他 .....	183
第6 提出会社の株式事務の概要 .....	184
第7 提出会社の参考情報 .....	185
1. 提出会社の親会社等の情報 .....	185
2. その他の参考情報 .....	185
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	186
第三部 特別情報 .....	187
第1 連動子会社の最近の財務諸表 .....	187

第四部 株式公開情報 .....	188
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況 .....	188
第2 第三者割当等の概況 .....	190
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容 .....	190
2. 取得者の概況 .....	209
3. 取得者の株式等の移動状況 .....	221
第3 株主の状況 .....	222
[監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】	2017年2月8日
【会社名】	株式会社マクロミル
【英訳名】	MACROMILL, INC.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役グローバルCEO スコット・アーンスト
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	03(6716)0700(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役グローバルCFO 城戸 輝昭
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	03(6716)0700(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役グローバルCFO 城戸 輝昭

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

(はじめに)

当社（実質的な事業運営主体）は、2000年1月31日にインターネットを利用したマーケティング・リサーチ会社として設立された株式会社マクロミル・ドット・コム（2001年12月に商号を株式会社マクロミル（以下、「（旧）マクロミル①」という。）に変更）を前身としております。一連のリサーチをWEB上で簡易に行うことを可能とした自動インターネット・リサーチ・システム（Automatic Internet Research system、以下、「AIRs」という。）を独自開発し、安価でスピーディなマーケティング・リサーチ・サービスの提供を行うことで、マーケティング・リサーチに対する潜在的な需要を喚起し、マーケティング・リサーチの中でも特に日本におけるオンライン・マーケティング・リサーチ市場のリーディングカンパニーとして業績を伸ばしてまいりました。

そうした中、（旧）マクロミル①は、2004年1月に東京証券取引所マザーズ市場に株式上場し、2005年4月には同取引所市場第一部に指定されました。その後もAIRsの機能強化や、ヤフー株式会社（2010年6月11日）及び株式会社電通（2011年12月21日）との業務提携等を通じて業容を拡大してまいりました。

一方で、国内マーケティング・リサーチ市場の拡大に伴い、海外勢の進出なども含め新規参入者が増え、結果として価格競争が激化する等の外部環境の変化が起こる中、（旧）マクロミル①としても短期的な業績変動を覚悟の上で、自社の市場ポジショニングや競争優位性を抜本的に強化・改善することを目指した、大型のM&Aや積極的な投資等を行う必要が高まってまいりました。このことから、そうしたM&Aや投資等に伴う一時的損失を一般株主に転嫁することを避けるべく、2014年4月に同証券取引所市場第一部の上場を廃止することに致しました。上場廃止後には、主に今後の成長分野であるデジタル・マーケティングの領域や海外におけるM&Aや投資等を実施すると共に、企業グループ体制の再編を行い、現在の当社グループを形成するに至っておりますが、その詳細は以下のとおりです。

### (1) 株式会社BCJ-12による公開買付けと非公開会社化

上述のとおり国内マーケティング・リサーチ市場の拡大に伴い、競争が激化するなか、大型のM&Aや積極的な投資等を進めるべく経営戦略を検討してまいりましたが、2013年10月に同様の考えを有していたBain Capital Partners, LLC（現Bain Capital Private Equity, LP）及びそのグループ（以下、「ベインキャピタルグループ」という。）から株式の公開買付け及び非公開会社化に関する申し入れを受け、協議を開始しました。

その後、株式会社BCJ-12（Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行うファンドが間接的にその株式を保有する株式会社）により2013年12月11日に（旧）マクロミル①株式の公開買付けが公表されました。（旧）マクロミル①としても、ベインキャピタルグループの有する経営ノウハウを生かし、同社の完全子会社となることで短期的な業績変動に左右されずに統一的な経営方針を貫徹できる態勢を構築することが最善の選択肢であると判断し、株式会社BCJ-12による公開買付けに賛同いたしました。公開買付けの終了後、（旧）マクロミル①は2014年4月25日に非公開会社に移行し、2014年5月1日に株式会社BCJ-12の完全子会社となりました。

### (2) 株式会社BCJ-12による（旧）マクロミル①の吸収合併

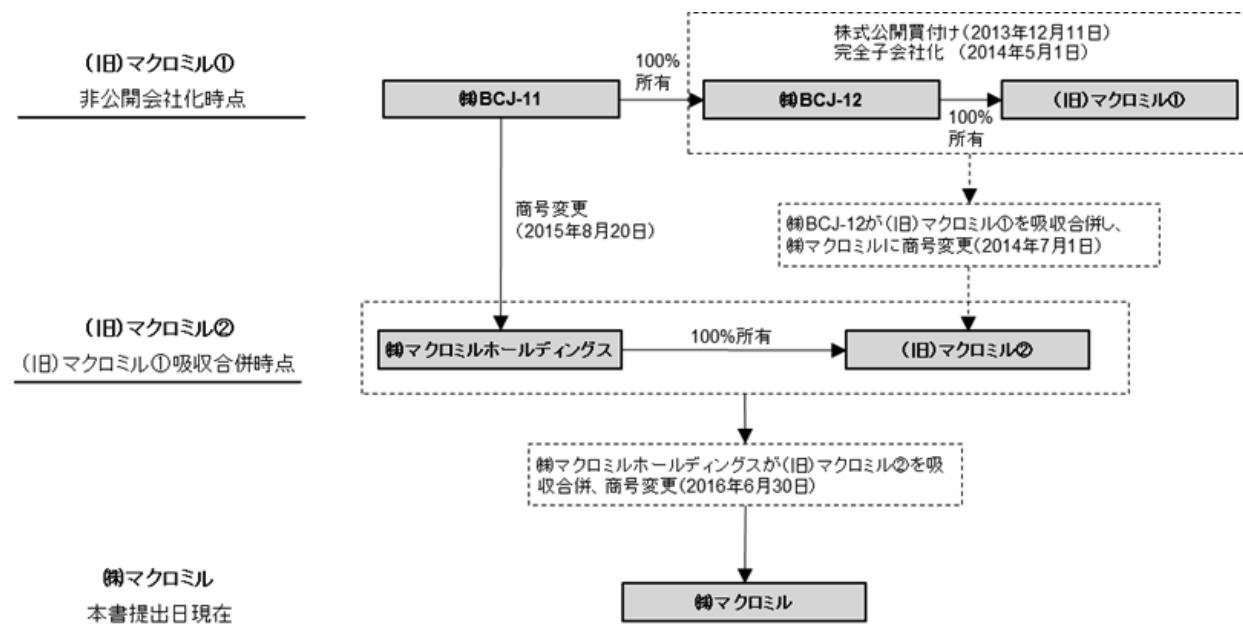
ベインキャピタルグループは、2013年11月25日に株式会社BCJ-11（形式上の存続会社。Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行うファンドが間接的にその株式を保有する株式会社であり、株式会社BCJ-12の株式を100%保有する会社）及びその100%子会社である株式会社BCJ-12を設立し、この株式会社BCJ-12を通じて（旧）マクロミル①に対する上記の公開買付けを実施しました。株式会社BCJ-12は、当該公開買付けの実施に先立って銀行団より買収ローンによる資金調達を行っていたため、事業からのキャッシュ・フローの創出主体である（旧）マクロミル①を、借入資金の返済主体である自社と同一化する目的で2014年7月1日に吸収合併の方法により合併し、その事業を承継すると共に商号を株式会社マクロミル（以下、「（旧）マクロミル②」という。）に変更いたしました。

### (3) 株式会社BCJ-11の商号変更、及び同社による（旧）マクロミル②の吸収合併

株式会社BCJ-11（形式上の存続会社）は、株式会社BCJ-12による（旧）マクロミル①の吸収合併によって、吸収合併後の（旧）マクロミル②の直接の親会社（議決権比率100%）となりました。その結果、（旧）マクロミル②の持株会社としての位置づけが明確になったことから、2015年8月20日に株式会社BCJ-11は株式会社マクロミルホールディングスに商号変更いたしました。

その後、株式会社マクロミルホールディングスは、事業会社としての株式上場を目指す方針を固め、上場に向けたプロセスの一環として、2016年6月30日に傘下にある事業運営会社としての（旧）マクロミル②を吸収合併し、同日に株式会社マクロミルに商号変更いたしました（現在の当社）。

上述の(1) (2) (3)に関し、非公開会社化時点から現時点までの会社の推移を図示すると、以下のとおりであります。



## 1 【主要な経営指標等の推移】

### (1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準	
	第2期	第3期
決算年月	2015年6月	2016年6月
売上収益 (千円)	28,761,492	32,504,954
営業利益又は営業損失(△) (千円)	△586,538	5,730,067
税引前利益又は税引前損失(△) (千円)	△4,204,013	4,087,824
親会社の所有者に帰属する当期利益又は当期損失(△) (千円)	△4,320,702	2,832,601
親会社の所有者に帰属する当期包括利益合計 (千円)	△3,793,564	2,078,476
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	12,871,005	15,064,450
総資産額 (千円)	71,060,416	66,564,638
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	339.97	397.91
基本的1株当たり当期利益又は基本的1株当たり当期損失(△) (円)	△117.61	74.82
希薄化後1株当たり当期利益又は希薄化後1株当たり当期損失(△) (円)	△117.61	74.82
親会社所有者帰属持分比率 (%)	18.11	22.63
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	—	20.28
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,298,038	4,665,083
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△15,641,077	67,216
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	9,048,384	△5,602,785
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	7,178,730	6,124,093
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,621 (190)	1,694 (229)

- (注) 1. 上記指標は、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）により作成しております。なお当社は第3期より IFRSによる連結財務諸表を作成しております。また、第2期についても2014年7月1日を移行日としたIFRSに基づく連結経営指標等をあわせて記載しております。
2. 第2期、第3期のIFRSに基づく連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
3. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。
4. 第2期の親会社所有者帰属持分当期利益率については、当該期の親会社の所有者に帰属する当期利益がマイナスであるため、記載を省略しております。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。
7. 当社は、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益又は基本的1株当たり当期損失及び希薄化後1株当たり当期利益又は希薄化後1株当たり当期損失につきましては、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準		
	第1期	第2期	第3期
決算年月	2014年6月	2015年6月	2016年6月
売上高 (千円)	—	—	211,823
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△61,684	△8,100	89,907
当期純損失(△) (千円)	△62,390	△9,310	△7,317,009
資本金 (千円)	8,575,025	9,393,120	100,000
発行済株式総数 (株)	343,001	378,588	378,588
純資産額 (千円)	17,087,659	18,715,892	11,401,565
総資産額 (千円)	17,090,024	18,721,837	56,893,726
1株当たり純資産額 (円)	49,818.10	494.32	301.05
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△267.93	△0.25	△193.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	99.99	99.96	20.03
自己資本利益率 (%)	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	— (—)	— (—)	822 (171)

- (注) 1. 当社は、2016年6月30日に株式会社マクロミルホールディングス（旧商号：株式会社BCJ-11）が（旧）マクロミル②を吸収合併した上で商号変更したものであるため、第1期及び第2期は株式会社BCJ-11の経営指標等を記載しております。また、株式会社BCJ-11は、2013年11月25日に設立されております。このため、第1期の会計期間は7ヶ月となっております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 第1期、第2期及び第3期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。
7. 配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 第2期及び第3期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第1期の財務諸表については、監査を受けておりません。9. 当社は、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額につきましては、第2期の期首に当該分割が行われたと仮定して、当該分割後の発行済株式数により算定しております。

また、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、次のとおりとなります。

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2014年6月	2015年6月	2016年6月
1株当たり純資産額	498.18	494.32	301.05
1株当たり当期純損失金額（△）	△2.68	△0.25	△193.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)

(参考情報)

(はじめに)に記載のとおり、2014年7月1日に、株式会社BCJ-12が(旧)マクロミル①を吸収合併し(形式上の存続会社は株式会社BCJ-12、実質的な事業運営主体は旧マクロミル①)、同日に「株式会社マクロミル」((旧)マクロミル②)に商号変更しております。また、(旧)マクロミル②を100%所有する株式会社BCJ-11は、2015年8月20日に「株式会社マクロミルホールディングス」に商号変更しております。その後、2016年6月30日に株式会社マクロミルホールディングスが(旧)マクロミル②を吸収合併し(形式上の存続会社は株式会社マクロミルホールディングス、実質的な事業運営主体は旧マクロミル②)、同日に「株式会社マクロミル」に商号変更して現在の当社に至っております。

参考として、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準(以下、「日本基準」という。)に基づいて作成された2012年6月期から2014年6月期に係る(旧)マクロミル①及び2015年6月期に係る(旧)マクロミル②の主要な連結経営指標等の推移は以下のとおりであります。

連結経営指標等

回次	日本基準			
	(旧)マクロミル①		(旧)マクロミル②	
	第13期	第14期	第15期	第2期
決算年月	2012年6月	2013年6月	2014年6月	2015年6月
売上高 (千円)	14,229,768	17,120,363	21,380,965	28,761,492
経常利益又は経常損失△ (千円)	2,975,602	3,951,631	2,334,402	△632,871
当期純利益又は当期純損失△ (千円)	1,525,731	2,508,304	△2,028,136	△4,740,529
包括利益 (千円)	1,418,302	2,834,664	△1,844,928	△4,464,345
純資産額 (千円)	9,899,965	15,363,614	13,001,595	13,138,859
総資産額 (千円)	18,770,763	20,173,410	20,434,929	68,972,484
1株当たり純資産額 (円)	171.96	237.88	809,548,026.67	311.21
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額△ (千円)	26.33	44.14	△130,861,289.84	△130.19
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	22.66	37.57	—	—
自己資本比率 (%)	51.4	74.4	59.4	16.9
自己資本利益率 (%)	14.9	20.4	—	—
株価収益率 (倍)	16.07	13.30	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,062,535	1,879,969	3,894,366	1,893,768
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,877,853	△704,830	△259,708	△15,641,077
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,185,362	△756,170	△3,808,081	9,452,658
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	7,601,156	8,068,258	7,939,169	7,178,709
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	765 (89)	836 (110)	1,081 (130)	1,581 (169)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 2013年7月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が、第13期連結会計年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 第15期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 第15期及び第2期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 第15期及び第2期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 第13期及び第14期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。第15期及び第2期については、同規定に基づく監査を受けておりません。
7. 第15期については、当社は2014年5月1日付で普通株式4,000,000株に対しA種種類株式1株を交付しております。第15期の期首に当該交付が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額を算定しております。
8. 第2期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。  
当社は、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。  
(旧)マクロミル②の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額につきましては、第2期の期首に当該分割が行われたと仮定して、当該分割後の発行済み株式数により算定しております。
9. 臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。

## 2 【沿革】

(はじめに)に記載のとおり、当社（実質的な事業運営主体）は2000年1月31日にインターネットを利用したマーケティング・リサーチ会社として設立された株式会社マクロミル・ドット・コム（(旧)マクロミル①）を前身とし、2013年11月に設立された株式会社BCJ-11（形式上の存続会社）が、2016年6月30日に（旧）マクロミル①を前身とする（旧）マクロミル②を吸収合併する形で、その事業を承継しております。そこで、以下では（旧）マクロミル①の設立から、現在に至る当社の沿革を記載しております。

年月	事業の変遷
2000年1月	オンラインを利用した調査業を目的として、株式会社マクロミル・ドット・コムを設立
2000年8月	自動インターネット・リサーチ・システム（AIRs）が完成し、自動調査「QuickMill」及び「OpenMill」サービスの販売開始
2001年7月	付帯サービスとしていた集計、調査票設計及び分析を、「集計」、「調査票設計」及び「Quick-REPORT」としてパッケージ化し、販売開始
2001年12月	株式会社マクロミル（(旧)マクロミル①）に商号変更
2004年1月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2004年2月	カスタマイズリサーチ「OrderMill」サービス販売開始
2004年4月	オンライン・マーケティング・リサーチ業界の認知と発展に寄与することを目的として、専門研究機関「ネットリサーチ総合研究所」（現マクロミル総合研究所）を設立
2005年2月	海外調査「GlobalMill」サービス販売開始
2005年4月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2007年12月	携帯型バーコードスキャナを用いた商品購買調査「QPR」サービス販売開始
2008年7月	韓国において新会社 マクロミルコリア設立
2009年10月	ブランドデータバンク株式会社の完全子会社化（2011年4月吸収合併）
2010年6月	ヤフー株式会社との業務提携開始
2010年8月	ヤフーバリューアインサイト株式会社のマーケティング・リサーチ事業を承継
2011年1月	商品購買データを収集し、そのデータベースを一括管理する株式会社エムキューブアンドアソシエイツ（現・株式会社エムキューブ）設立
2011年4月	中国において新会社 マクロミルチャイナ（明路市場調査（上海）有限公司）設立
2012年2月	韓国の調査会社 EMBRAIN CO., LTD. の株式の51%を取得し子会社化（2012年8月マクロミルコリアと統合しMACROMILL EMBRAIN CO., LTD. に商号変更）
2012年2月	オンライン・マーケティング（プロモーションの企画・運営等）支援会社、株式会社エムプロモ設立
2012年4月	株式会社電通マーケティングインサイトとの合弁で株式会社電通マクロミル設立
2013年10月	セルフアンケートASP「Questant（クエスタン）」サービス販売開始
2013年11月	現在の当社である株式会社BCJ-11及びその100%子会社である株式会社BCJ-12の設立
2013年12月	株式会社電通マーケティングインサイト株式の51%を取得し子会社化
2013年12月	株式会社BCJ-12による株式公開買付け（完全子会社化）に賛意を表明
2014年1月	株式会社電通マーケティングインサイトから株式会社電通マクロミルインサイトに商号変更
2014年4月	東京証券取引所市場第一部上場廃止
2014年4月	株式会社電通マクロミルが株式会社電通マクロミルインサイトに吸収合併
2014年7月	株式会社BCJ-12が（旧）マクロミル①を吸収合併し、株式会社マクロミル（(旧)マクロミル②）に商号変更
2014年9月	デジタル・マーケティング調査「AccessMill」サービス販売開始
2014年10月	オランダ法人MetrixLab Holding B.V. を買収、経営統合
2014年12月	株式会社ケアネットとの合弁で医療及びヘルスケア分野専門のマーケティング・リサーチ会社、株式会社マクロミルケアネットを設立
2015年2月	ユーザートークサービス「ミルトーク」販売開始
2015年3月	株式会社日経リサーチとの業務提携開始

年月	事業の変遷
2015年4月	シンガポール及びメキシコにおける拠点設立
2015年4月	家計パネル調査「MHS」サービス販売開始
2015年8月	明路市場調査（上海）有限公司（マクロミルチャイナ）とMetrixLab China Limitedの統合
2015年8月	株式会社BCJ-11を株式会社マクロミルホールディングスに商号変更
2015年10月	海外でのデジタル・マーケティング調査「Global AccessMill」サービスの販売開始
2015年10月	オランダでTTC B.V. とモバイルパネル構築の合弁事業でMacromill Mobile Survey Sampling B.V. を設立
2016年6月	当社（旧株式会社マクロミルホールディングス）が（旧）マクロミル②を吸収合併し、株式会社マクロミルに商号変更
2017年1月	脳波を含む生体情報を活用したマーケティング・リサーチ事業への取り組みを開始するにあたり、株式会社センタンの株式の10%を取得することとし、同社との業務・資本提携を開始

### 3 【事業の内容】

2016年6月30日付で株式会社マクロミルホールディングス（旧商号：株式会社BCJ-11）が（旧）マクロミル②（旧商号：株式会社BCJ-12）を吸収合併し、株式会社マクロミルに商号変更しております。以下では合併時期に関わらず、事実上の存続会社としての記載を行っております。

当社グループは、当社、連結子会社25社及び関連会社2社により構成されております。

「第1 企業の概況（はじめに）」に記載のとおり、当社グループは2014年4月に当社が非公開化した後、大手FMCG (Fast Moving Consumer Goods : 日用消費財) 販売企業を主要顧客とするオンライン・マーケティング・リサーチ専業のオランダ法人MetrixLab Holding B.V. 及びそのグループ会社を買収（2014年10月）し、当該買収を契機にグローバル規模でのマーケティング・リサーチ事業の展開を本格的に開始いたしました。そのため、当社グループは、企業集団を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本を主に統括している「マクロミルグループ」、海外を主に統括している「MetrixLabグループ」の2つを報告セグメントとしております。

「マクロミルグループ」は、当社並びに株式会社電通マクロミルインサイト及びMACROMILL EMBRAIN CO., LTD.、株式会社マクロミルケアネット、株式会社エムプロモ、株式会社エムキューブ等の子会社で構成され、当社が独自開発した自動インターネット・リサーチ・システム（AIRs）を利用することによるオンライン・マーケティング・リサーチ（提供サービスはQuickMill、OrderMill等）、定性調査、データベース提供、デジタル・マーケティング（注1）を主なサービスとして提供しております。

「MetrixLabグループ」は、MetrixLab B.V. 及びMetrixLab US, Inc. 等の子会社で構成されており、インターネットによる消費者インサイト（注2）ベースのオンライン・マーケティング・リサーチ、定性調査、デジタル・マーケティングを主なサービスとして提供しております。

いずれの報告セグメントにおいてもオンラインを中心としたマーケティング・リサーチ・ソリューションの提供を主たる事業として行っておりますので、以下では当社グループの事業の内容を一括して記載いたします。

当社グループは、「世界に誇れる実行力と、時代を変革するテクノロジーを統合し、唯一無二のグローバル・デジタル・リサーチ・カンパニーを目指します」をグループビジョンとして掲げており、日本、欧州、米国、アジア等世界13ヶ国において、グローバルにマーケティング・リサーチ・ソリューションを提供しております。

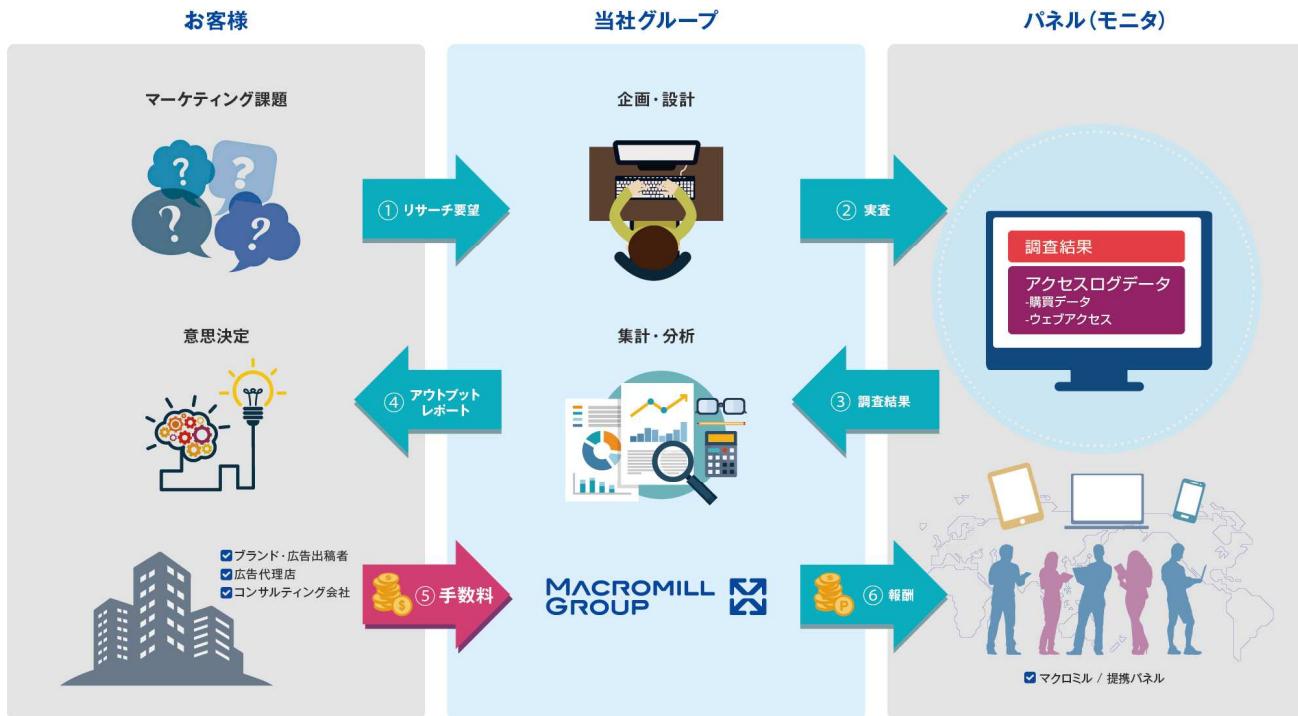
マーケティング・リサーチとは、企業や公共機関が、消費者が本当に望んでいるもの、本当に魅力を感じていただけるものを作るための情報（消費者インサイト）を科学的に集め、分析し、商品計画等に反映させる手法です。

マーケティング・リサーチ市場における一般的な市場調査は、郵送・電話・座談会等で消費者の意見を聴取する手法（オフライン・マーケティング・リサーチ）と、インターネットを活用してパネル（注3）と質問・回答のやりとりを行う手法（オンライン・マーケティング・リサーチ）に大別されますが、当社は日本において他社に先駆けてオンライン・マーケティング・リサーチを開始し、日本のオンライン・マーケティング・リサーチ市場においてNo. 1の市場シェアを有しております（注4）。

## [オンライン・マーケティング・リサーチの流れ]

オンライン・マーケティング・リサーチは、顧客企業のリサーチニーズを反映した調査票をインターネット上で再現した後に、パネルへアンケートを依頼して回答を収集します。インターネットを活用することで、タイムリーかつ低価格なサービスの提供が可能となっております。また、さらに深いインサイトを把握したい顧客に対しては、別途集計グラフ・調査レポートを作成して納品しております。また、オンライン・マーケティング・リサーチ以外にも多彩な調査サービスを提供しております、顧客の意思決定に貢献する様々なソリューションの提供を実現しております。パネルには、アンケート回答の謝礼としてポイントを付与しております。

これら一連のソリューションを、データ納品のみを行う最も短い案件では24時間、標準的には実査の開始から1週間程度で提供しております。



## [リサーチパネル及びデータ・ラインアップ]

当社グループは、日本において約120万人、グローバルで約1,000万人（2016年12月末現在）を超える良質な自社パネルを有するとともに、提携パネル（当社グループの顧客のリサーチプロジェクトに応じて、継続的取引関係にある世界各国のパネルサプライヤーを通じたアクセスが可能なパネル。）の活用により、約90ヶ国にまたがるグローバル・パネル・ネットワークを有しております。

マーケティング・リサーチ企業のソリューション力を決定づける要素の一つが、データ・ラインアップです。パネルから得られた回答結果に、保有する独自のデータ群を組み合わせ、分析することで、消費者インサイトを把握・抽出し、それを踏まえたソリューションを提供することが可能となります。

当社グループのデータ・ラインアップは、パネルのアンケート回答から得られる購入理由や満足度といった「意識データ」、当社独自のデータとして蓄積・保有しているTV視聴ログ、パソコン、モバイル及びスマートフォンにおけるインターネット上のWEB閲覧ログ、EC購買ログ等の「行動データ」、人口統計データや心理特性データを含む「属性データ」から構成されておりますが、上述のグローバル・パネル・ネットワークを活用することにより、当社グループの主要な顧客に対して、世界中の消費者インサイトを提供することが可能となっております。

## [営業及びリサーチ体制]

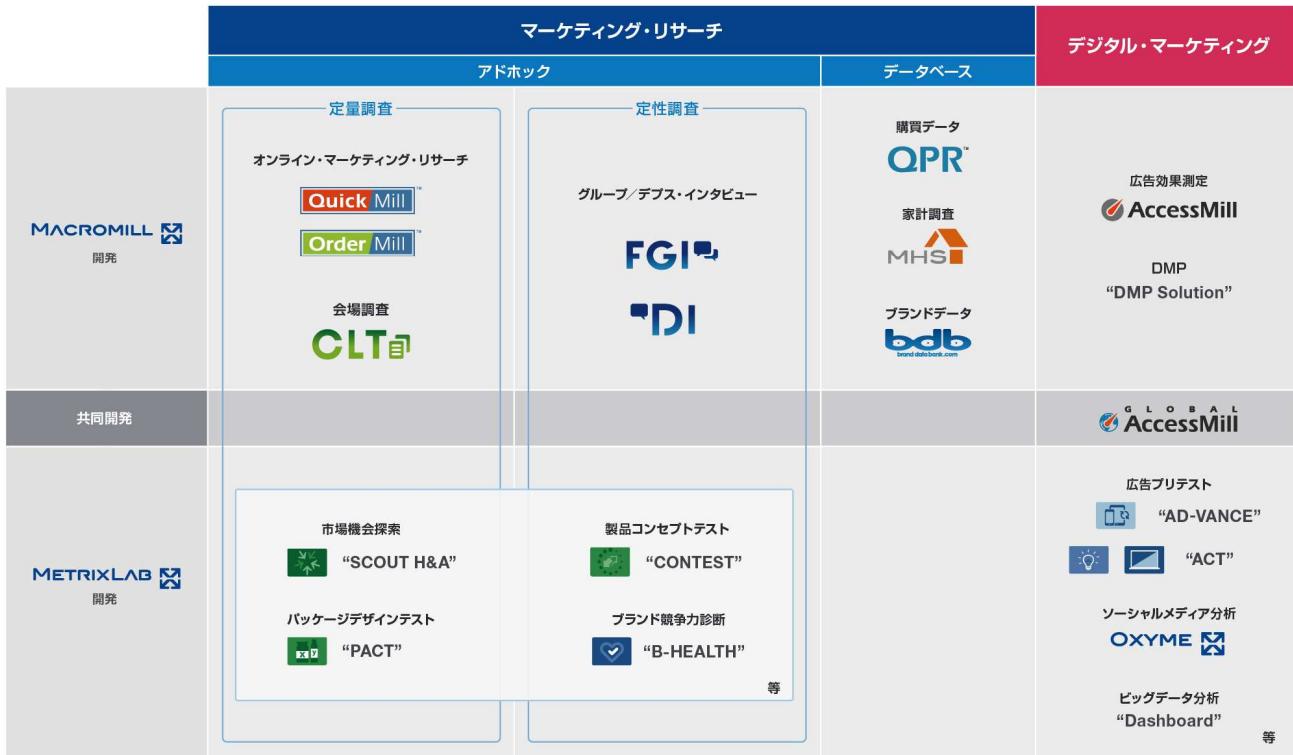
当社グループでは、世界13ヶ国、34拠点に所属する425名（2016年12月末現在）のセールス部隊が、必要に応じて国境を越えて顧客企業をカバーする体制をとっております。また、各拠点では地域特有の消費者インサイトを把握し、知見・経験・ノウハウを有するリサーチチームが、セールス部隊をリアルタイムにサポートする体制となっており、両者が密に連携することで、効率的かつ効果的なセールス&リサーチ活動を実現しております。

## [当社グループの提供するサービス]

当社は、WEB調査票作成、調査対象者抽出、依頼メール配信、実査（回答データ収集）、リアルタイム集計、レポート及び納品データ生成に至るまでの一連のソリューションをWEBサイト上で自由に行うことを可能とした、AIRsを2000年に独自開発致しました。以来、AIRsの標準化及び最適化に継続的に取り組んでおります。

その他、購買データを収集する「QPR」、オンライン上の行動履歴を通じて広告効果測定を実現できる「AccessMill」、デジタル広告コピーテストを行う独自ソリューション「AD-VANCE」等様々なマーケティング・リサーチ・ツールを開発し、オンラインでフルラインアップのマーケティング・リサーチ・ソリューションとデジタル・マーケティング・ソリューションをグローバルに提供しており、当社グループは業界をリードするワンストップ・ソリューション・ポートフォリオを有しています。

以下では、当社グループの提供するサービスをリサーチ手法別に説明致します。



### 1. マーケティング・リサーチ

#### (1) アドホックリサーチ

特定のマーケティング上の課題の解決などに用いられ、データの回収・集計・分析等の調査プロセスが1回限りで完結する調査です。

##### (a) マクロミルグループ開発分・定量調査手法

サービス名称	サービスの内容
<b>Quick Mill</b> [クリックミル]	当社のパネルに対してリサーチを実施するスタンダードなリサーチメニューです。実査を開始してから、24時間以内に集計結果を納品します。
<b>Order Mill</b> [オーダーミル]	顧客企業の要望に合わせて、オーダーメイドで高度なリサーチを提供する、より複雑な調査に適した、自由度の高いサービスです。
<b>CLT</b> [シー・エル・ティー]	セントラル・ロケーション・テストの略であり、パネルから対象者を集めて行う、会場調査サービスです。主に会場調査の備品を備える自社施設で、実際の商品を提示したリサーチを提供します。昨今、オンラインでCLTを行うQuick CLTというテクノロジーも活用して、ソリューションのデジタル化を図っています。

(b) マクロミルグループ開発分・定性調査手法

従来から活用されているマーケティング・リサーチ手法で、一般生活者の行動に紐づく意識を深堀りするインタビュー調査が主なサービスです。

サービス名称	サービスの内容
 [エフ・ジー・アイ／ディー・アイ]	フォーカス・グループ・インタビュー／デプス・インタビューの略であり、パネルから対象者を集めて行うグループ・インタビューや、1対1でより深い消費者の意識調査を行うデプス・インタビューの結果をクライアントに提供する定性調査サービスです。

(c) MetrixLabグループ開発分

サービス名称	サービスの内容
 [スカウト・エイチ・アンド・エー]	ある商品について、その商品の属するカテゴリーの市場動向・ブランド認知度・消費者の習慣や態度変容の観点から包括的に分析し、成長機会がどこにあるかを探索するサービスです。
 [コンテスト]	製品のコンセプトについて、グローバルで蓄積されているノルム（指標）データを活用して、コンセプトの明確さや消費者への受け入れやすさなどの評価を行うサービスです。
 [パクト]	バーチャルで商品棚をシミュレーションし、パッケージデザイン力の最適化、店頭の商品棚で目立ち、かつ強いメッセージ性や説得力を商品に持たせるための、パッケージ力を検証するサービスです。
 [ビー・ヘルス]	顧客企業のブランドに対する消費者の認知度や親近感の度合いを独自モデルに基づいて評価し、そのブランドの競合に対する強み・弱みを分析するサービスです。

(2) データベース提供

日本のFMCG販売企業であるクライアント企業の需要に対応するため、当社パネルの一部の個人の消費支出、購買等の各種データを詳細かつ正確に収集し、属性と組み合わせたデータベースを提供しております。

サービス名称	サービスの内容
 [キュー・ピー・アール]	QPR(Quick Purchase Report) <sup>TM</sup> は、消費者の商品購入履歴をデータベース化し、消費者の日々の購買動向を捉える商品購買調査サービスを提供しています。QPRモニタに携帯型バーコードスキャナーを配布し、購買履歴データを収集するとともに、購入理由などの意識調査も一貫して提供いたします。
 [エム・エイチ・エス]	MHS(Macromill Household Spending Panel Survey)は、世帯・個人の商品・サービス購入履歴を記録したデータです。「いつ・どこで・誰が・何を・いくつ・いくらで・どうやって・誰のために」購買したかを正確に取得した「消費者の支出データ」を提供しています。MHSパネルに支出管理アプリを利用してもらい、全ての購買履歴データを収集しています。購入理由などの意識調査も一貫して提供いたします。
 [ビー・ディー・ビー]	bdb(brand data bank)は、持ち物や嗜好、考え方や興味関心といった消費者にまつわる様々な情報を一つのデータベースとして収集、提供している、消費者ライフスタイルを把握するためのデータベースサービスです。自社ブランドユーザー や競合ブランドユーザー、あるいは若年層やシニア層など、様々な対象が何を好み、どのような生活をしているかを類推するためのデータを提供しています。

## 2. デジタル・マーケティング

デジタル・マーケティング事業においては、グローバル・オンライン・パネル及びデジタルCookieパネルの基盤と、広告、POS、SNS、GPS等を含む豊富な情報源に基づく多様なデータ・ログを活用して、次世代のデジタル・マーケティング・ソリューションを提供しております。当社グループの有する豊富なデータ・ログに、オンライン・パネルによる意識データを組み合わせることで、差別化されたソリューションの提供が可能となっており、消費者の本質に迫るインサイトを、既存顧客に限らず、新規顧客や新規提携先を含め幅広い顧客層に展開しております。

サービス名称	サービスの内容
広告効果測定  [アクセスミル・グローバルアクセスミル]	AccessMill及びGlobalAccessMillはCookie情報を取得した当社グループパネルのオンライン上の行動履歴（ログ）を把握し、オンライン広告の接触者や特定のサイト訪問者などに対して、実行動ベースでターゲティングしたリサーチができる手法です。
DMP（注5） (DMP Solution)	DMPは、当社保有のデータを顧客保有の自社データと組み合わせ、一元管理・分析することにより眞の消費者インサイトの理解に貢献するためのサービスを提供しております。
広告プリテスト  [アドバンス・アクト]	デスクトップやモバイル環境で複数のデジタル広告を消費者特性に合わせて表示テストが出来るスクリーニング手法です。広告の完成・未完成を問わずテスト可能であり、調査結果のデータは蓄積され、見やすい形に整理されたレポート画面で確認が出来ます。本テストにおいては、広告を個別に診断することが可能であることに加え、類似した広告や事例におけるノルム（示唆）も提供可能です。
ソーシャルメディア分析  [オキサイム]	ソーシャルメディアにおける書き込みを分析し、主要な指標を基に、ブランドのパフォーマンスを定期的に調査し、ブランドを動かしているものを理解するためのサービスです。顧客/ブランドとの関係性を深く理解するツールを使って診断します。
ビッグデータ（注6）分析 (Dashboard)	ビッグデータ分析は、ユーザーにとって利便性が高いインターフェースを設計し、顧客のKPI（注7）管理に有益なインサイトの抽出をサポートいたします。

### （注）1. デジタル・マーケティング及びデジタル・マーケティング・ソリューション

「デジタル・マーケティング」とは、デジタルデータやデジタル施策を使ったマーケティング活動の総称であり、広告のプレテスト、様々なメディア・媒体における広告効果測定、ソーシャルメディア分析等を意味します。また、当社では、①デジタル・マーケティングのみを対象とするソリューションであること、②デジタル・メディア、ウェブサイトその他のデジタル媒体のモニタリング又は分析を行うものであること、③非サーバイデータであるデジタルデータ又はソーシャルデータを活用するものであること、④顧客に対する納品が、Dashboard等の高付加価値のデジタル形式で行われること、のいずれかに該当するマーケティング・リサーチ・ソリューションを、「デジタル・マーケティング・ソリューション」に分類しております。

### 2. インサイト

消費者の行動や思惑、それらの背景にある意識構造を見ぬいたことによって得られる「購買意欲の核心」を意味します。

### 3. パネル

質問票に対する回答者予備群として会員登録されている様々な属性の調査対象者のこと。個々のリサーチの目的に応じ、パネルの中から、年齢、性別、購買履歴、その他から属性別に回答者を抽出し、本調査の対象者として回答を依頼します。当社ではパネルをバナー広告や友人紹介等の経路からインターネット経由で募集しており、当社ホームページやアプリ等を通じて登録していただくことで、パネルの属性を自社で詳細に把握し、必要に応じてタイムリーに直接コンタクトが可能な約1,000万人の良質な自社パネルをグローバルに保有しております。

### 4. No.1の市場シェア

オンライン・マーケティング・リサーチ市場シェア=マクロミル単体及び電通マクロミルインサイトのオンライン・マーケティング・リサーチに係る売上高（2015年12月末時点の12ヶ月換算(LTM)数値）÷日本マーケティング・リサーチ協会(JMRA)によって推計された日本のMR業界市場規模・アドホック調査のうちインターネット調査分(2015年度分)（出典:日本マーケティング・リサーチ協会(JMRA)2016年7月21日付第41回経営業務実態調査）

## 5. DMP

Data Management Platformの略称です。自社保有のデータと外部のデータを組み合わせたうえで、一元的に管理・分析するためのプラットフォームを指します。

## 6. ビッグデータ

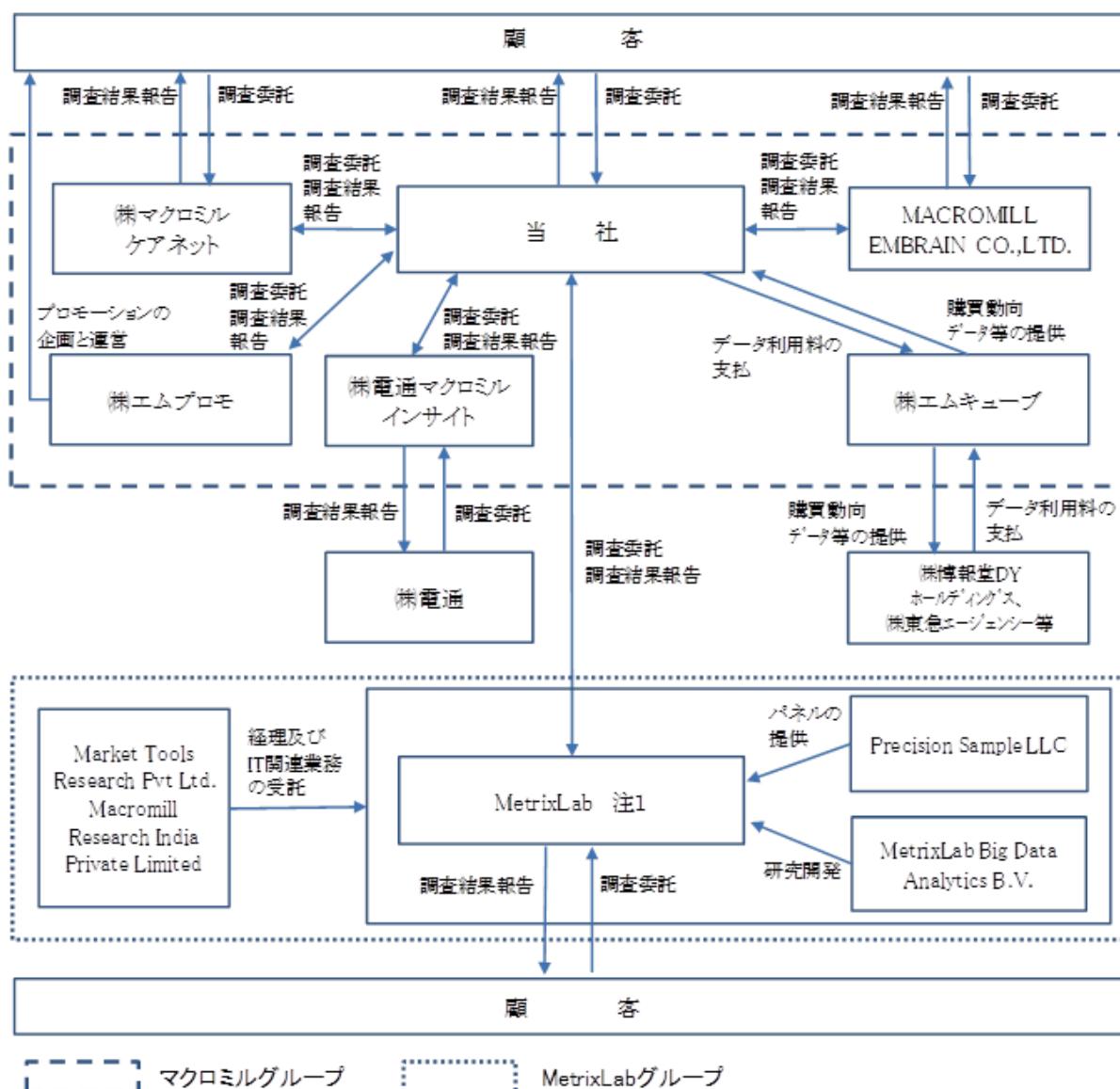
インターネットや公共交通機関、店舗、携帯端末等から発信される位置情報、クレジットカードやポイントカード等の利用履歴、SNS等への書き込み等により蓄積される大量のデータのこと。

## 7. KPI

Key Performance Indicatorsの略で、クライアントのマーケティング活動において重要と考える指標を意味します。実際には、当社の知見とクライアントの知見を活用して、KPIを設定し、それに関するビッグデータ分析を行っていくことになります。

### [事業系統図]

当社グループの事業の系統図は次のとおりであります。



注1: MetrixLabには、Siebold Intermediate B.V.、MetrixLab Holding B.V.、MetrixLab B.V.、MetrixLab Nederland B.V.、Oxyme B.V.、MetrixLab US, Inc.、MetrixLab GmbH、MetrixLab Espana S.L.、MetrixLab UK Ltd.、MetrixLab France SARL、MetrixLab China、Macromill do Brasil Analitica dos Consumidores Ltda、Macromill Singapore PTE Ltd.、MetrixLab Mexico S.A. de C. V.、明路市場調査（上海）有限公司及びMacromill Mobile Surveyが含まれております。またMarket Tools Research Pvt Ltd. 及びMacromill Research India Private Limitedは、MetrixLabグループの経理及びIT関連業務、Precision Sample LLCは、MetrixLabグループへのパネル提供、MetrixLab Big Data Analytics B.V.はMetrixLabグループの研究開発を、それぞれ受託しております。

## 4 【関係会社の状況】

2016年6月30日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(親会社) Bain Capital Sting Hong Kong Limited (注) 2	中国香港	1,301 百万香港ドル	持株会社	被所有 89.4	なし
(連結子会社) 株式会社エムキューブ (注) 8	東京都港区	400 百万円	消費者調査パネルの構築と運営管理等	所有 73.9	当社への購買動向データ等の提供 役員の兼任（1名）
株式会社エムプロモ (注) 8	東京都港区	25 百万円	市場調査のノウハウを生かしたプロモーション事業	100.0	役員の兼任（1名） 調査委託 調査結果報告
MACROMILL EMBRAIN CO., LTD. (注) 8	韓国ソウル市	2,341 百万ウォン	市場調査	51.0	調査委託 調査結果報告
株式会社マクロミル ケアネット (注) 3、8	東京都港区	50 百万円	市場調査	51.0	調査受託
株式会社電通マクロミル インサイト (注) 4、8	東京都中央区	360 百万円	市場調査	52.0	役員の兼任あり (1名) 調査受託
Siebold Intermediate B.V.	オランダ ロッテルダム	1 ユーロ	持株会社	100.0	役員の兼任あり (2名)
MetrixLab Holding B.V.	オランダ ロッテルダム	30 千ユーロ	持株会社	(100.0)	役員の兼任あり (2名)
MetrixLab B.V.	オランダ ロッテルダム	30 千ユーロ	本社機能	(100.0)	なし
MetrixLab Nederland B.V.	オランダ ロッテルダム	1 ユーロ	市場調査	(100.0)	なし
MetrixLab UK Ltd.	イギリス ロンドン	1 英ポンド	市場調査	(100.0)	役員の兼任あり (1名)
MetrixLab France SARL (注) 8	フランス パリ	1,313 千ユーロ	市場調査	(100.0)	役員の兼任あり (1名)
MetrixLab US, Inc.	米国 デラウェア州	1 米ドル	市場調査	(100.0)	役員の兼任あり (1名)
明路市場調査（上海） 有限公司 (注) 8	中国上海市	11 百万人民元	市場調査	(90.0)	調査委託 調査結果報告 役員の兼任あり (2名)
Precision Sample LLC (注) 5	米国 コロラド州	65,552 米ドル	市場調査における パネル提供	(51.0)	なし
その他11社					
(持分法適用関連会社) EOLembrain Online Marketing Research Co., Ltd.	台湾台北市	25,108 千台湾ドル	市場調査	(40.0)	なし
MetrixLab Big Data Analytics B.V. (注) 6	オランダ ロッテルダム	10 ユーロ	ビッグデータ解析	(40.0)	なし

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 当社の直近上位の親会社はBain Capital Sting Hong Kong Limited であり、最終的な支配当事者はBain Capital Investors, LLCとなっており後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 34. 関連当事者」に記載しております。当社の株主であるVOC Investment Partners B. V. が、2017年1月27日に新株予約権の行使により当社普通株式を取得し、その結果Bain Capital Sting Hong Kong Limitedの議決権の被所有割合は89.4%となっております。
3. 株式会社マクロミルケアネットについては、2016年9月28日に自己株式の取得を行い、その結果、当社の議決権の所有割合は85.1%となっております。
4. 株式会社電通マクロミルインサイトについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。2016年6月期の日本基準に基づいて作成された財務諸表における主要な損益情報等は以下のとおりであります。
- 主要な損益情報等
- (1) 売上高 5,810百万円  
(2) 経常利益 834百万円  
(3) 当期純利益 532百万円  
(4) 純資産額 1,699百万円  
(5) 総資産額 2,809百万円
5. 当社グループは2016年12月にPrecision Sample LLCの持分を追加取得し、その結果、当社グループの議決権の所有割合は55.0%となっております。なお、MetrixLab US, Inc. は、Precision Sample LLCの少数株主に対し、当該少数株主が保有する同社株式に係るプットオプションを付与しております。当該プットオプションの1株当たりの行使価格は、同社の毎年6月30日時点における直近12ヶ月のEBITDAに、当該時点における当社株式の価格（当社株式の上場後は市場価格）に基づく当社の直近12ヶ月のEBITDA倍率を基準とした一定の数値を乗じた金額に設定しております。
6. MetrixLab Big Data Analytics B. V. は、2017年1月1日付のMetrixLab B. V.との吸収合併により消滅しています。
7. 議決権の所有割合又は被所有割合について、当社の子会社を介して保有する議決権割合については括弧書きを付して記載しております。
8. 特定子会社に該当しております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2016年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
マクロミルグループ	1,273 (198)
MetrixLabグループ	504 (15)
合計	1,777 (213)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を( )外数で記載しております。  
 2. 臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。

### (2) 提出会社の状況

2016年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
827(165)	32.3	3.7	4,789,598

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を( )外数で記載しております。  
 2. 臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。  
 3. 平均勤続年数は、2014年7月の株式会社BCJ-12による(旧)マクロミル①の吸収合併、2016年6月の株式会社マクロミルホールディングスによる(旧)マクロミル②の吸収合併以前の勤続年数を通算しております。  
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 5. 2016年6月30日付で株式会社マクロミルホールディングスと(旧)マクロミル②が合併したことにより、従業員数が818名増加しております。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第3期連結会計年度（自 2015年7月1日 至 2016年6月30日）

当連結会計年度におけるわが国の経済は、英国のEU離脱問題に端を発する各国の不安定な政治状況や新興国経済の減速を背景に、引き続き不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと当社グループは、当社単体の復調や前連結会計年度に買収したMetrixLab Holding B.V. や同じく前連結会計年度に設立のマクロミルケアネットの順調な成長が大きく増収に寄与したほか、電通マクロミルインサイトを中心とした既存子会社も堅調に推移した結果、連結売上、連結利益ともに過去最高数値を更新し、連結売上、連結利益ともに伸長を遂げました。

国内では、オンライン・マーケティング・リサーチのうち広告代理店に対するデジタル商材の拡販や家電業界に対するグローバル商材の拡販が奏功したことに加え、FMCG業界に対するオフライン調査の売上も前年を大きく上回る水準で推移しました。また、海外では、当社がグローバル・キー・アカウント（グローバルに事業を展開し、調査・マーケティングに係る多額の予算を有する顧客企業グループのうち、当社グループのさらなる成長の鍵となる顧客（キー・アカウント）として、グローバルに営業強化の対象としている企業群のこと。以下同じ。）と位置づけている各国共通の主要な大口顧客に対する売上が好調に推移しました。一方で、MetrixLab Holding B.V. 買収によるグローバルパネル調達コストの抑制や外注費削減も計画通り実現し、より利益を押し上げる形となりました。金融費用において前連結会計年度から支払利息の金額が減少し、金融収益において外貨建債務に係る為替差益が発生していることにより、その影響を一定程度吸収する格好となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上収益は32,504百万円（前期比113.0%）、営業利益5,730百万円（前期は営業損失586百万円）、税引前利益4,087百万円（前期は税引前損失4,204百万円）、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,832百万円（前期は当期損失4,320百万円）となりました。

セグメント業績は以下のとおりであります。

（マクロミルグループ）

マクロミルグループにつきましては、当社単体が復調し、既存子会社の業績が順調に推移しました。

特に当社単体では対前期比2桁成長に迫る売上伸長を達成し、加えて計画していたコスト抑制を着実に遂行したため、グループ全体の売上、営業利益の大幅な拡大を実現しております。

以上の結果、外部顧客に対する売上収益は25,814百万円（前期比107.2%）、営業利益は5,218百万円（同146.2%）となりました。

（MetrixLabグループ）

MetrixLabグループにつきましては、グローバルなFMCG販売企業やグローバル・エンターテイメント企業向けのサービス等が好調に伸長し、地域別には新しく市場開拓をしたシンガポールやブラジルの大幅な成長が売上増加に大きく寄与しました。また、価格競争激化の環境下においても、売上総利益率を維持することにより利益の底上げに繋がりました。

以上の結果、外部顧客に対する売上収益は6,690百万円（前期比143.0%）、営業利益は511百万円（前期は営業損失4,155百万円）となりました。

第4期第2四半期連結累計期間（自 2016年7月1日 至 2016年12月31日）

当第2四半期連結累計期間においては、当社単体で、好調だった前年同期の業績をさらに上回り、売上増加率が前年同期比2桁増を達成するなどグループ全体を牽引し、国内子会社も同様に好調推移するとともに、海外子会社においても、円高の影響を受けたものの、各現地通貨ベースでは前年を上回る売上収益を獲得し、当社グループ全体の連結売上は堅調に伸長しています。

国内では、オンライン調査において、重点戦略商品であるデジタル商材が広告代理店及びサービス事業者に対して継続的に拡販するとともに、既存商品のオーダーメイド型商材の販売が通信事業者を中心に伸長し、オフライン調査も消費財メーカーに対して底堅く伸長したため、売上が拡大しました。海外では、グローバル・キー・アカウントに対する売上が堅調に推移しています。一方で、前期より継続的に実施している外注費の抑制や当連結会計年度の注力課題である人件費抑制の施策がそれぞれ奏功し、より営業利益を押し上げる形となりました。

金融収益・費用においては、2016年3月のリファイナンスの実施による金利引き下げにより、前年同期に比べ金融費用において支払利息が大きく減少しているため、前期を下回り、税引前四半期利益の増加に寄与しました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の売上収益は17,372百万円（前年同期比107.6%）、営業利益3,959百万円（同132.0%）、税引前四半期利益3,115百万円（同157.7%）、親会社の所有者に帰属する四半期利益は1,850百万円（同153.0%）となりました。

セグメント業績は以下のとおりです。

(マクロミルグループ)

マクロミルグループにつきましては、当社単体及び国内外の子会社業績が好調に推移しました。

当社単体を筆頭に売上が大きく伸長したことに加え、コストコントロールも適切に機能したため、グループ全体の売上、営業利益の大幅な拡大を実現しております。

以上の結果、外部顧客に対する売上収益は14,057百万円、営業利益は3,587百万円となりました。

(MetrixLabグループ)

MetrixLabグループにつきましては、価格競争が激化する中でも、受注件数拡大の勢いを維持しています。グローバルなFMCG販売企業や飲料メーカー等のグローバル・キー・アカウントがこれを牽引しており、第3四半期以降の売上により寄与することを見込んでいます。

費用面においては、さらなる売上拡大を実現するため、営業組織を中心に人的投資を行ったことにより人件費が前年同期と比較して増加しています。

以上の結果、外部顧客に対する売上収益は3,315百万円、営業利益は371百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第3期連結会計年度（自 2015年7月1日 至 2016年6月30日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度に比べ1,054百万円減少し、6,124百万円となりました。

また、当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、4,665百万円（前期比2,367百万円増）となりました。

これは主に、利息の支払額1,450百万円、法人所得税の支払額690百万円等の減少要因がありましたが、税引前利益4,087百万円、減価償却費及び償却費874百万円等があったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、67百万円（前期は15,641百万円の支出）となりました。

これは主に、無形資産の取得による支出367百万円、有形固定資産の取得による支出280百万円等の減少要因がありましたが、投資の売却、償還による収入810百万円があったためであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、5,602百万円（前期は9,048百万円の獲得）となりました。

これは主に、長期借入れによる収入42,676百万円等の増加要因がありましたが、長期借入金の返済による支出48,207百万円等があったためであります。

第4期第2四半期連結累計期間（自 2016年7月1日 至 2016年12月31日）

当第2四半期連結累計会計期間における資金は、前連結会計年度に比べ282百万円増加し、6,406百万円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、2,166百万円（前年同期比324百万円増）となりました。

これは主に、法人所得税の支払額424百万円、利息の支払額297百万円等の減少要因がありましたが、税引前四半期利益3,115百万円、減価償却費及び償却費424百万円等があったためです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、511百万円（前年同期は389百万円の獲得）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出237百万円、無形資産の取得による支出225百万円等があったためです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は1,479百万円（前年同期比429百万円減）となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出1,556百万円等があったためです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社グループの事業は受注から納品までの期間が短いため、記載を省略します。

### (3) 販売実績

第3期連結会計年度及び第4期第2四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメントの名称	第3期連結会計年度 (自 2015年7月1日 至 2016年6月30日)	前年同期比 (%)	第4期第2四半期 連結累計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年12月31日)
マクロミルグループ	25,814	107.2	14,057
MetrixLabグループ	6,690	143.0	3,315
合計	32,504	113.0	17,372

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

3. MetrixLabグループの第3四半期連結会計年度に係る前年同期比は、2014年10月1日から2015年6月30日の9ヶ月間の業績との比較となっております。

4. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	第2期連結会計年度 (自 2014年7月1日 至 2015年6月30日)		第3期連結会計年度 (自 2015年7月1日 至 2016年6月30日)		第4期第2四半期 連結累計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年12月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
株式会社電通及び 電通グループ各社	5,043	17.5	5,130	15.8	2,639	15.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。株式会社電通及び株式会社電通の関係会社への売上は主に当社の子会社である株式会社電通マクロミルインサイトにおいて計上しております。

### 3 【対処すべき課題】

当社グループは2014年4月の非公開化後、短期的な業績変動に左右されずに統一的な経営方針を貫徹できる態勢を構築し、M&A等を通じた海外及び国内事業拡大、グローバルな経営執行体制の構築、人的リソースの強化、デジタル・マーケティング事業の拡充等を実現してまいりました。これらの取組みにより、眞のグローバル企業へと成長を遂げていくためのプラットフォームが確立されたものと認識しております。

当社グループは現在、世界13ヶ国に拠点を有しております、今後さらにグローバル展開を加速させてゆく方針であります。そのためには事業のコアとなる優秀な人材の獲得、資金調達手段の多様化、情報発信の影響力向上等、上場企業となることで達成が期待できる事項が多く存在しております。またグローバルな事業成長を着実に果たすことにより、上場後の投資家の期待に応えていくことが必要であると考えております。

こうした背景のもと現在当社グループが認識している対処すべき課題は以下のとおりです。

#### ① グローバル・キー・アカウントへの集中的営業リソースの投下

当社グループでは、約90ヶ国において年間3,800超の企業に対する取引実績（2016年6月期）を有しておりますが、グローバルに事業を展開し、調査・マーケティングに係る多額の予算を有する顧客企業グループのうち、当社グループのさらなる成長の鍵となる顧客（キー・アカウント）を、グローバル・キー・アカウントと位置づけ、専門営業チームを組成して対応することで、当該顧客企業グループからのグローバルなマーケティング・リサーチ業務の受託を目指しております。直近ではシンガポール、オランダ、日本等で当社が強みを持つ地域における顧客との関係を足掛かりに、当該顧客が事業を展開している他の地域で新たに案件を受託する等、グローバル・キー・アカウントからの具体的な事業機会が拡大してきております。

なお、日本市場においては、大口顧客との過去4年間の平均取引継続率が97.9%（注）であり、特に取引金額上位の顧客企業とは長年の取引実績を有するなど、極めて強固な関係を構築することに成功しております。当該成功パターンをグローバル・キー・アカウントに移植し、関係強化に努めてまいる所存です。

現状は当社グループの人的リソースの観点から、グローバル・キー・アカウントとして営業強化に取り組んでいる対象顧客は15社程度となっておりますが、今後人材の育成や拠点網の拡充により、より多くのグローバル企業に対し同様の営業攻勢を行っていくことが必要と考えております。

（注）ある事業年度における「取引継続率」とは、直前事業年度における当社での売上高が1,000万円以上の企業のうち、当該事業年度においても取引（金額を問いません。）を継続している企業の割合

#### ② デジタル・マーケティング事業の拡充

当社グループは、自社の良質なパネル基盤と、長年に亘り蓄積してきた「意識データ」「行動データ」「属性データ」等からなるデータ・ラインアップを活用することで、顧客の広告効果を分析し、その有効性をリアルタイムで把握するシステムを開発しており、これを用いて顧客のマーケティング活動の向上を支援するデジタル・マーケティング事業の展開を加速しております。

広告効果測定の実現に代表されるデジタル・マーケティング事業は、従来、顧客の調査費や広告費の一部を使って実施されていたマーケティング・リサーチの枠組みを超えて、一般に顧客にとってより大きな予算が確保されている自社のサービスや製品に係る販促費やマーケティング・プロモーション費用を使うケースが多く、当社にとっては従来の規模を大きく超えた収益機会の提供をもたらし得るものであるため、その将来性は大きいと考えています。こうした傾向は海外において先行しており、MetrixLabグループセグメントにおけるデジタル・マーケティング事業に係る売上の比率は、2016年6月期において既に30.3%（2017年6月期上半期においては（33.4%）である一方、マクロミルグループセグメントにおける比率は2014年6月期から2016年6月期において、順に1.1%、2.6%、4.2%（2017年6月期上半期においては5.7%）という水準に過ぎず、今後、大きな成長が期待できると考えております。当社グループでは、このような成長の具体化に向けて、最新のアドテクノロジーの動向や、新たなデバイスの登場、その他技術革新の方向性に幅広く着目し、それらがもたらす顧客ニーズの変化にいち早く対応できるよう、デジタル・マーケティング事業のサービスラインアップの拡充や新サービスの開発に注力してゆく方針です。

#### ③ マクロミル・MetrixLabのグループシナジーの追求とグローバル・カンパニーとしての企業風土の構築

当社グループの事業は大きくマクロミルグループとMetrixLabグループの事業領域から構成され、いずれの事業についてもオンライン・マーケティング・リサーチを行っております。

両事業領域を統合した当社グループは、13ヶ国34拠点において、グローバルにマーケティング・リサーチ・ソリューションを提供し、その事業展開を大きく加速しています。過去4年間の売上収益の年平均成長率は23%で、世界のマーケティング・リサーチ企業の中で最も早い成長を続けています（注）。なお、2016年6月期における当社グループの海外売上高比率は合計29%で、その内訳は北米9%、欧州10%、アジア10%であります。グローバル

化を加速する各国の顧客企業への対応力強化のためには、旧所属会社や拠点に固執することなく、それぞれの拠点が密接に連携し最適なソリューション提供を行うことが必要であると認識しております。

当社グループでは“One-Macromill”を打ち出し、ブランドを統合し、またソリューションプラットフォームの統合も推進していくことで、顧客と従業員の双方が当社グループのソリューション提供能力をこれまで以上に活用できるように推進してまいる所存です。

こうした体制整備のためにも、人員の拠点・会社間での相互派遣の強化や当社によるグローバル単位での統括管理体制の強化等を通じ、企業風土のグローバル化を推進してまいります。また、それぞれの旧来からの顧客に対して両グループのソリューションを販売（クロスセル）することで、ソリューション幅の拡大と、顧客との関係強化、ひいては業績拡大を追求してゆく方針です。

(注) 出典: ESOMAR Global Market Research 2013/2015/2016。2012年から2014年及び2015年にかけての当社グループの売上収益の年平均成長率(2ヶ年及び3ヶ年CAGR)が、同レポートに掲載されているlargest 25 global marketing research companies の中で最大(但し、ヘルスケアITサービスプロバイダーであるIMS Heathを除きます。)

#### ④ さらなる成長フェーズに向けた事業基盤の強化

拡大するオンライン・マーケティング・リサーチ市場において、競合他社との競争環境は年々激化しております。

当社グループは非公開化後、マーケティング・営業戦略の強化や業務効率の改善に取り組んでまいりました。具体的には、ビジネスプロセスの見直しを通じた実営業時間の増加、パイプライン管理の強化による潜在案件の見える化、インセンティブ制度の見直しによるセールスのモチベーション向上、案件毎の収益性管理の導入、業務プロセスの一部内製化による外注費の削減、規模の経済を活かしたパネル調達コストの削減交渉推進、ITコストの抜本的見直し等、あらゆる角度から事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

今後も売上と利益双方の伸張をバランス良く実現するべく、業務改善を継続してまいります。

#### ⑤ 人材の育成と採用

めまぐるしく変化する事業環境と多様化し続ける顧客ニーズに迅速に対応してゆくため、様々なビジネス能力を併せ持つ優秀な人材の確保と教育が必須と捉えています。営業力、サポート力、企画提案力、革新的なサービスを創出できる構想力の必要性がますます高まっており、さらに新規・海外分野におけるサービス展開を推し進めてゆく上で、高い専門性とスキル、経営視点で物事を判断・思考する力を備えた人材の育成及び採用が重要と考えています。事業規模、業容拡大、成長スピードに合わせて最大限の効果を上げるべく、綿密な人員計画の策定、ダイバーシティの推進、人材教育に取り組んでまいります。

## 4 【事業等のリスク】

当社グループは、事業展開上のリスクになる可能性があると考えられる主な要因として、以下の記載事項を認識しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避と予防に取り組んでおります。

なお、文中に記載している将来に関する事項は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づき当社グループが判断したものであり、実際の結果と異なる可能性があります。

### (1) 経済状況等の変動

当社グループは、2016年12月末現在、日本を含む13ヶ国に合計34の拠点を有し、日本を含む13ヶ国において、多様な業種の企業・官公庁を顧客として事業を展開しております。そのため、当社グループが行うマーケティング・リサーチ及びデジタル・マーケティングの需要は、日本国内外の経済状況、各業界の動向、各企業の経営成績やマーケティング予算、広告代理店の広告取扱高の変動等による影響を受ける可能性があります。

特に、当社グループの売上の大部分を占める日本では、消費税率の増加や政府・日本銀行の政策・世界経済の動向等によって、個人消費の減速や企業活動の停滞が発生する可能性があり、当社グループの顧客の商品・サービスの市場規模や活動が縮小し又は停滞する場合には、当社グループのサービスに対する需要が減退する等、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 他社との競合

当社グループは、オンライン・マーケティング・リサーチ専業会社として、マーケティング・リサーチ及びデジタル・マーケティングに基づくソリューションを提供しておりますが、マーケティング・リサーチ業界においては、最大手であるNielsen Holdings N.V. 及びKantar Group等に加え、オンライン・マーケティング・リサーチに特化しているYouGov PLC及びBrainJuicer Group PLC等、デジタル・マーケティング業界においてはcomScore, Inc.、Criteo S.A.、Axciom Corporation等、多数の競合他社が国内外に存在しており、各市場において当社グループと競合しております。当社グループの競合他社は、知名度、リサーチの信頼性、営業力、提供するサービスの価格やラインアップ、納期までの期間、ノウハウ、利用可能なパネル数、顧客のニーズへの対応力等の点において当社グループより高い競争力を有する可能性があり、また、当社グループに先駆けてより先進的なサービスや完成度の高いサービスの提供を開始する可能性があります。

さらに、スマートフォンの普及やソーシャルメディアの浸透等に伴うインターネット利用者の拡大等により、例えばシステム開発会社や膨大なビッグデータを保有するソーシャルメディアやインターネット検索サービスを提供する企業によるネット履歴データの分析事業への進出等、新たにオンライン・マーケティング・リサーチ業界に参入する企業が増加しており、また、競合他社が他社との提携や経営統合等を行う場合には、競争が更に激化する可能性もあります。

これらの要因により、当社グループの国内外の市場シェア又は主要顧客ごとのシェアが低下する場合や、業界競争の激化に伴う価格下落圧力等が生じる場合は、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) パネルの維持・拡充

当社グループでは、迅速かつ適切なリサーチを行う上で、多様な属性を有する十分な数のパネルを維持・拡充することが重要であると認識しております。当社グループは、パネルに対して適切なポイント付与を行うこと等により、2016年12月末現在で約90ヶ国において9,000万人以上のパネル（うち当社グループが運営・管理するパネルは約1,000万人です。）を利用可能ですが、今後競合他社による付与ポイント等の魅力の向上、外部パネル提供会社との関係の悪化、提携パネルの利用に係る費用の増加、パネルの獲得方法の変化等によって、当社グループが利用可能なパネルの数や当社グループによる調査へのパネルの参加率が減少し、適切なリサーチを行うために必要なパネルの属性の多様性が失われる場合は、当社グループのサービスの品質が低下する可能性や、顧客の求めるニーズに合ったソリューションを提供できなくなる可能性、また、当社グループが利用可能なパネルを維持・拡充するための費用の増加が生じる可能性があり、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 広告代理店との関係

日本においては、広告代理店がテレビを中心とする広告市場において重要な役割を果たしており、広告代理店は当社グループを含む外部のマーケティング・リサーチ会社に対して広告効果測定等の調査を依頼する方が多くあります。当社グループにおいても、広告代理店からの調査及び広告代理店を経由した調査に係る売上収益が連結売上収益の相当程度を占めているため、広告代理店との良好な関係を構築し、維持・継続することは重要な経営上の課題であり、当社グループは国内の主要な広告代理店の一部と合弁会社を運営しております。一方、一部広告代理店の中には、当社グループが提供するサービスと類似のサービスを提供するものもあり、当社グループの事業と競業する場合があります。

したがって、当社グループにおける不祥事等によるブランドイメージや社会的信用の低下、当社グループのサービスの品質低下や競争力の低下、広告代理店の経営方針の転換等により、広告代理店との関係が悪化する場合や合弁が解消される場合、広告代理店がマーケティング・リサーチ業務を自社内部で行う比率を高める場合又は広告代理店が顧客に対し当社グループが提供するサービスと類似のサービスを直接提供する場合、広告代理店の広告市場における影響力が弱まる場合、広告代理店の不祥事等により企業から当該広告代理店への発

注自体が減少する場合等においては、広告代理店からの当社グループへの発注や紹介が減少することにより、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) デジタル・マーケティング市場の動向

当社グループは、従来のマーケティング・リサーチの枠組みを越え、自ら開発したシステムや自社パネル基盤の活用を通じて顧客の広告効果を分析、その有効性をリアルタイムで把握することで、顧客のマーケティング活動の向上を支援するデジタル・マーケティング事業を、今後のグループの成長の一翼を担う戦略的領域として位置づけております。

デジタル・マーケティング市場の動向は、オンライン広告市場の動向に大きく左右されるものと考えられますが、経済環境、技術水準、インターネット利用者数又は利用率の変化その他の要因によってオンライン広告市場の拡大が予想通りに進まない可能性があります。また、仮にオンライン広告市場の拡大が進んだ場合であっても、それに連動してデジタル・マーケティング事業の拡大も進むとは限らず、顧客のデジタル・マーケティングの需要が予期せず変化する場合や、当社グループが顧客の求める品質のサービスを提供できない場合等においては、デジタル・マーケティング事業の拡大を実現できず、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 新規サービス

オンライン・マーケティング・リサーチ領域は、技術革新及び顧客のニーズの変化に応じて急速に進化を続けているため、当社グループは、かかる変化に対応してオンライン・マーケティング・リサーチ事業の新たなサービス基盤を創出すべく、リサーチ領域における新しいマーケティング・サービスの開発・展開を進めることが重要であると認識しております。

しかしながら、当社グループがかかる顧客ニーズの変化等に適切に対応できない場合や、競合他社が当社グループよりも早くかかる変化に対応したり、新しい技術によって当社グループよりもより安価にサービスの提供ができるようになること等によって当社グループの競争力が低下する場合のほか、新しい技術やサービスによって当社グループの既存のサービスの優位性や先進性が失われ、又は新技術に対応するための費用や競合他社の新規サービスに対抗するための費用が発生する場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 当社が提供する情報の正確性

当社グループのサービスにおいて、顧客に対して提供する情報又は分析の真実性、合理性及び正確性は非常に重要です。

したがって、当社グループが分析のために収集した情報に誤りが含まれていたこと等に起因して顧客に対して不正確な情報を提供する場合や、不正確な情報を提供していると誤認される場合には、当社グループの受注案件数の減少、ブランドイメージや社会的信用の低下、当社グループに対する損害賠償請求、当社グループのサービスに対する対価の減額等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 情報漏洩

当社グループでは、パネルに係る情報など、大量の個人情報を保有しております。また、顧客が計画している新商品・新サービスの情報など、マーケティング・リサーチ業務の過程で必要となる顧客の機密情報等も多く保有しております。

これらの情報に対する外部からの不正アクセスや、社内管理体制の瑕疵、当社グループ従業員の故意又は過失、コンピュータウイルス等による情報漏洩が発生した場合、当社グループのブランドイメージや社会的信用の低下、対応費用の発生、当社に対する損害賠償請求等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、個人情報や機密情報の保護に関する国内外の法令等が改正される場合には、これに対応するためのシステムの改修や業務方法の変更に係る費用等の発生により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性もあります。

#### (9) アドホック調査の継続性

当社グループにおけるマーケティング・リサーチは、顧客のブランドや商品・サービス等、特定のマーケティング上の課題の解決などに用いられ、データの回収・集計・分析等の調査プロセスが1回限りで完結する、いわゆる「アドホック調査」が中心となっております。実際には、アドホック調査の依頼の大部分が、調査データの継続性等の観点から複数年に亘る継続的な調査の依頼に至るもの、取引の継続性が契約により保証されているわけではないため、当社グループの顧客の多くは、個別の案件ごとに複数のリサーチ業者から発注先のマーケティング・リサーチ会社を選択することや、発注先を当社グループ以外の競合他社に切り換えることも可能です。

したがって、当社グループの将来的な売上収益を正確に予想することが困難である場合があるほか、当社グループにおける不祥事等によってブランドイメージや社会的信用が低下し、又は当社グループのサービスの品質が低下する場合に、当社グループのアドホック調査に係る受注が減少し、又は既存の顧客からの継続的な依頼が打ち切られること等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) AIRsを利用したサービスへの依存

当社グループは、提供するサービスの多くにおいて、当社の基幹システムであるAIRsを利用しておられます。AIRsを利用した自動調査は、オンライン・マーケティング・リサーチ工程の大部分を機械的に処理して高い作業効率を維持できることから、現時点において当社グループの売上及び利益に大きく貢献しております。

近時においては、クライアントニーズの多様化を受け、海外調査や定性調査等の自動調査以外のサービスに係る売上収益が増加する傾向にあります。この結果、AIRsを利用して行う自動調査に係る売上収益も増加しているにも関わらず、その売上収益が当社グループ全体の売上収益に占める比率は相対的に減少する傾向にあります。しかしながら、当社グループは自動調査以外のサービスにおいてもAIRsを利用することが多いため、AIRsへの依存は今後も比較的高い水準で推移する見込みです。

したがって、システム障害等の発生によりAIRsへの信頼性が低下する場合、AIRsに関するシステムの適時の標準化、最適化、更新、改修等を行えない場合等には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、今後顧客ニーズやインターネット利用者数又は利用率の変化等により自動調査への需要が減少した場合に、当社グループが自動調査以外のサービスで十分な収益を得られない場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) システム開発

当社グループがサービスの品質を更に高め、マーケティング・リサーチ業界における競争力を維持・向上させるためには、技術革新や競争環境の変化に応じ、システムに関する投資を積極的かつ継続的に行っていく必要があると認識しております。システム開発の遅延・失敗やトラブル発生等により開発コストの増大や営業機会の逸失が発生する場合、システム開発に想定以上の費用又は時間が必要となった場合、システム開発に必要な技術者等を確保できない場合、開発したシステムによって想定通りの効果や効率化等が図られなかった場合、開発したシステムを適時に更新できない場合、既存システムを新システムに適合させるための追加費用が発生する場合等には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) システム障害

当社グループは、マーケティング・リサーチ業務の過程で、情報の収集、分析、保管、加工等のために情報システムやインターネット等を利用しています。

そのため、自然災害、火災や停電等の事故、プログラムやハードの不具合、コンピュータウイルスやハッカー攻撃、外部からの不正アクセス等により、システム障害が発生した場合、当社グループの業務やサービス提供の停止、重要なデータの喪失、当社グループのブランドイメージや社会的信用の低下、対応費用の発生、当社グループのサービスに対する対価の減額等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (13) 中期経営計画

当社が策定した中期経営計画では、国内事業の安定的な成長の継続、海外における事業拡大と成長の加速、デジタル・マーケティング事業の成長の核への発展、事業運営の更なる最適化を通じた収益性向上、M&A・提携等を通じた更なる非有機的成长の追求の各施策を推し進め、更なる成長と収益性の向上を目指すこととしております。

しかし、これらの施策の実施については、マーケティング・リサーチ市場又はデジタル・マーケティング市場が拡大しないリスク、他社との競合等により当社グループが国内外のシェアを拡大できないリスク、MetrixLabグループとのシナジーが想定通りに得られないリスク、優秀な従業員を確保できないリスク、販売戦略やコスト削減策、成長戦略等が奏功しないリスク、技術革新等に対応できない、又は対応に多額の費用等を要するリスク等、多数のリスク要因が内在しているため、実施が困難となる可能性や、当社グループにとって当該施策が有効でなくなる可能性があります。また、かかる中期経営計画を作成するにあたって前提としている多くの前提が想定通りとならない場合等には、当該計画における目標を達成できない可能性もあります。更に、当社グループが正確に認識又は分析していない要因又は効果により、当該計画の施策がかえって当社グループの競争力を阻害する可能性もあります。これらの結果、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (14) 固定費

当社グループにおいては、その事業の特性上、人件費、賃借料及びシステム運用管理費など、当社グループの売上収益に拘わらず固定的に発生する費用が当社グループの費用の相当程度を占めています。その結果、当社グループの限界利益率は高く、特段の事象が発生しない限り、損益分岐点を超えた以降は売上の成長よりも高い利益成長を享受できる収益構造になっているものと認識しております。他方、当社グループの売上高が何らかの理由により大幅に減少する場合等には、当該減少に比して費用の減少が生じにくく、当社グループの経営成績に相対的に大きな影響を与える可能性があります。

#### (15) 人材の確保及び育成

当社グループが今後も顧客にとって付加価値、満足度の高いサービスを提供し続け、事業の拡大を図るためにには、マーケティング・リサーチの高い技能やノウハウ等を有し、顧客の業界にも精通した優秀な人材を継続的に確保し、育成していくことが重要と考えております。

しかしながら、かかる優秀な人材はマーケティング・リサーチ業界のみならず多くの業界において需要が高いため、今後人材採用競争の激化等の要因により、期待する資質を有する人材や優秀な人材を確保できない場合や、採用等に係るコストや人件費が増加する場合は、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 知的財産権

当社グループの事業分野における他社の知的財産権の保有や登録等の状況を完全に把握することは困難であり、当社グループが意図せず第三者の特許権等を侵害する可能性や、今後当社グループの事業分野において第三者の特許権等が新たに成立し、当社グループを当事者とする知的財産権の帰属等に関する紛争が生じたり、当社グループが知的財産権の侵害等に関する損害賠償や使用差止等の請求を受けたりする可能性があります。

また、当社グループが第三者と提携や合弁等を行うことにより、当該第三者が締結している契約に基づく知的財産権に係る制約を受けたり、第三者に対する新たな対価支払いを強いられたりする可能性もあります。

これらの結果、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 海外事業

当社グループの海外事業の展開にあたっては、各国の経済情勢及び政治情勢の悪化、法律・規則、税制、外資規制等の差異及び変更、商慣習や文化の相違、自然災害や感染症の発生等の可能性があり、これらの要因により特定の国での事業の遂行及び推進が困難になる場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 為替相場の変動

当社グループは多数の海外拠点を有し、取引先及び取引地域も世界各地にわたっているため、外貨建てで取引されているサービス等のコスト及び価格のほか、企業買収等の対価が外貨建てとなる場合は、直接的又は間接的に為替の影響を受けます。

また、当社グループの海外子会社では、ユーロ、米ドル、ポンド、ウォン等日本円以外の外国通貨で財務諸表を作成しており、当社の連結財務諸表の作成時において日本円に換算され円建てで連結財務諸表に記載されるため、為替相場の変動により当社グループの海外子会社が所在する国の通貨の日本円に対する価値が著しく変動する場合、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

上記に加えて、当社又はその国内子会社の保有又は負担する外貨建の金銭債権又は金銭債務は連結財務諸表の作成時において日本円に換算されますが、当社は本書提出日現在、相当額の米ドル建ての借入金を負担しているため、上記の当社の海外子会社の資産・負債等の円換算による影響以上に、米ドルの日本円に対する為替の変動による影響を受け、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性もあります。

当社グループでは、これらの影響の一部を最小限におさえるべく、適宜為替予約等によるヘッジを行っておりますが、かかるヘッジにより為替相場の変動に係るリスクを全部又は完全に回避できるわけがないため、為替相場の変動状況によっては、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 企業買収、戦略的提携等

当社グループは、事業拡大の手段の一つとして企業買収や戦略的提携を積極的に推進しております。これらの企業買収や戦略的提携は、システム等の統合上の問題の発生、事業上の問題の発生、買収先企業における人材の流出等により実施又は維持できなくなる可能性や、当初期待した成果をあげられない可能性があるほか、当社グループが実施した買収に伴い発生するのれんについて国際会計基準（IFRS）に従い減損損失を計上する可能性があり、これらによって当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(20) のれんの減損

当社グループは、2016年6月末現在、連結財政状態計算書にのれんを45,290百万円計上しており、のれんは連結総資産の68.0%を占めています。当該のれんの内訳は、マクロミルグループが、38,815百万円、MetrixLabグループが6,475百万円であります。また、当社グループが今後M&A等を実施した場合に、新たなのれんを計上する可能性もあります。

当社グループの連結財務諸表はIFRSを採用しておりますので、これらののれんは非償却性資産であり毎期の定期的な償却は発生しませんが、今後いずれかの事業収益性が低下した場合等には減損損失が発生し、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2015年6月期において、当社グループは、2014年10月のMetrixLab Holding B.V.株式の取得時に計上了のれん12,100百万円について、4,370百万円を減損損失として計上しております。詳細は「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（8）」をご参照ください。

(21) 顧客志向の変化

昨今、国内外を問わず、新たなテクノロジーの登場やサービスの進化等により、顧客を取り巻く事業環境が変化し、これを受けて顧客のニーズが変化するといった状況が続いている。これに対応するため、当社グループもまた、サービス内容の素早い進化や変化が求められています。具体的には、例えば、単一のサービスデータに基づく調査よりも、モバイル、ソーシャルメディア、行動データ、ビッグデータなど、複数のデータソ

ースに基づく調査を求められる傾向が強まっていること、単なるデータ提供に留まらずインサイトの抽出・分析等にも重点を置いたサービス提供を求められる傾向が強まっていること、今まで以上にリアルタイムでの効果測定や有効性の把握が求められるようになってきていること等が挙げられます。また、多国籍企業の顧客を中心として、よりグローバルなサービスを提供するリサーチ会社を好む傾向も強まっております。

今後も顧客のニーズは変化し続けることが予想されますが、かかる変化により当社グループが提供するサービスの需要が低下する場合や、ニーズの変化への対応に必要なサービス内容等の変更や新規サービスの開発等が成功せず、顧客の要求水準や要求内容に見合うサービスを提供できない場合、また、当社グループが顧客のニーズの変化を適切に把握できない場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (22) 季節変動

当社グループの顧客では、新商品販売のタイミングが各四半期末に、また、広告宣伝予算の消化が各顧客の主な決算期末である3月（海外の顧客については主に12月）に偏る傾向があり、当社グループの売上高も当該時期に高くなる傾向があります。

このため、かかる時期において当社グループの経営成績が不調となる場合には、当社グループの通期の経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

#### (23) 多額の借入金、金利の変動及び財務制限条項への抵触

当社グループは、金融機関を貸付人とする借入契約を締結し多額の借入れを行っており、2016年6月末時点での総資産額に占める有利子負債額は62.9%となっております。当該借入金の大部分は、元本が変動金利となっているため、市場金利が上昇する場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、かかる契約の約定に基づく既存の借入れがあることから、新たな借入れ又は借換えが制約される可能性や、必要な運転資金等を確保できず景気の下降に脆弱となる可能性、財務的信用力が当社グループよりも強い競合他社と比較して競争力が劣る可能性があります。

さらに、当社グループが締結している借入契約の中には、財務制限条項が付されているものがあります。かかる財務制限条項については、有利子負債/EBITDA比率等の具体的な数値基準が設けられており、これに抵触する場合、貸付人の請求があれば当該契約上の期限の利益を失うため、ただちに債務の弁済をするための資金の確保が必要となります。万が一何らかの事象によって当該財務制限条項への抵触が生じる場合は、当社グループの財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があるとともに、かかる資金の確保ができない場合は、当社グループの他の借入についても期限の利益を喪失することが予測され、当社グループの存続に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、財務制限条項は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記17. 借入金」に記載しております。

#### (24) ベインキャピタルグループとの関係

当社は、グローバルプライベート・エクイティファームである、ベインキャピタルグループに属するBain Capital Private Equity, LPが投資助言を行うファンドからの出資を受けており、本書提出日現在において、同ファンドは当社発行済株式総数の89.4%を保有しております。また、当社の取締役である杉本勇次及び社外取締役であるデイビッド・グロスローの2名がベインキャピタルグループから派遣されております。

ベインキャピタルグループは、当社の上場時において、所有する当社株式の一部を売却する予定ですが、当社上場後においても相当数の当社株式を保有する見込みです。したがって、今後の当社株式の保有方針及び処分方針によっては、当社株式の流動性や市場価格等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社上場後にベインキャピタルグループが相当数の当社株式を保有し続けたり、又は当社株式を買い増したりする場合には、当社の役員の選解任、他社との合併等の組織再編、減資、定款の変更等の当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社は、Bain Capital Private Equity, LPとの間のマネジメント契約（内容については「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。以下、「BCPEマネジメント契約」という。）に基づき、マネジメントフィーを支払っております（「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 34. 関連当事者」をご参照ください。）。本書提出日現在の予定どおり2017年3月22日に当社上場が達成された場合は、当社は、BCPEマネジメント契約及びその後の変更契約に基づき、2017年6月30日に3億円をBain Capital Private Equity, LPに対して支払う義務を負っております。上場とともに確定する当該金額については2017年6月期に税務上損金として処理する予定ですが、当該処理について、税務当局が当社と異なる見解を採用する場合、当社の申告する損金の全部又は一部が、税務当局から損金として認定されず課税所得が増加する結果、所得税費用が増加し、加算税・延滞税の支払を命じられる可能性があり、その場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、ベインキャピタルグループは、上記のとおり当社について他の一般株主と異なる利害関係を有しており、一般株主が期待する議決権の行使その他の行為を行わない可能性もあります。

さらに、当社グループは、BCPEマネジメント契約に基づきBain Capital Private Equity, LPから資金調達、オペレーション、組織再編等に関するアドバイスの提供を受けているところ、当社の上場時にBCPEマネジメント契約が終了するため、当社がBain Capital Private Equity, LPからかかるアドバイスを受けられなくなります。当社は、当社の上場後はかかるアドバイスがなくても当社の事業運営に支障のない経営体制を整備

していると認識しておりますが、かかる経営体制が当社の期待通りに機能しない場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(25) 自然災害等

大規模な地震・風水害・津波・大雪・新型インフルエンザ等の感染症の大流行等が発生した場合、当社グループの本社建物や設備等が被災し、又は従業員の出勤や業務遂行に支障が生じ、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。特に、これらの自然災害等により、当社グループの業務に必要なシステムやインターネット等のネットワーク環境が使用できなくなる場合、当社グループの業務遂行等が極めて困難となる結果、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、自然災害等によって当社グループの顧客に被害等が生じる場合や、経済状況等の低迷が発生する場合にも、当社グループの受注案件数の減少等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(26) 訴訟その他の法的手続

当社グループは、その事業の過程で、各種契約違反や労働問題、知的財産権に関する問題、情報漏洩等に関する問題等に関し、顧客、取引先、従業員、競合他社等により提起される訴訟その他の法的手続の当事者となるリスクを有しています。当社グループが訴訟その他の法的手続の当事者となり、当社グループに対する敗訴判決が言い渡される又は当社グループにとって不利な内容の和解がなされる場合、当社グループの事業、経営成績、財政状態、評判及び信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

(27) 財務報告に係る内部統制

当社グループでは、財務報告の信頼性に係る内部統制の構築及び運用を重要な経営課題の一つとして位置付け、グループを挙げて管理体制等の点検・改善等に継続的に取り組んでおりますが、内部統制報告制度の運用開始後、当社グループの財務報告に重大な欠陥が発見される可能性は否定できず、また、将来にわたって常に有効な内部統制を構築及び運用できる保証はありません。更に、内部統制に本質的に内在する固有の限界があるため、今後、当社グループの財務報告に係る内部統制が有効に機能しない場合や、財務報告に係る内部統制に重要な不備が発生する場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

(株主間契約)

契約の相手方の名称	合弁会社の名称	契約の目的	契約締結日	契約終了日
株式会社博報堂DYホールディングス、株式会社東急エージェンシー	株式会社エムキューブ	株式会社エムキューブに出資し、3社が協働して新会社を支援することによりQPRに関する事業を遂行し、3社それぞれの事業分野における収益機会の拡大を図ることを目的としております。	2010年12月27日	株主間契約に定める終了事由等の発生により契約が終了するまで
株式会社電通	株式会社電通マクロミルインサイト	互いに協力しながら、それぞれが有する経営資源及びノウハウを可能な限り活用及び提供し、株式会社電通マーケティングインサイト（現株式会社電通マクロミルインサイト）の収益及び利益を確保及び増大することを目的としております。	2013年12月6日	株主間契約に定める終了事由等の発生により契約が終了するまで
株式会社ケアネット	株式会社マクロミルケアネット	合弁会社を共同設立し、互いに協力しながら、それぞれが有する経営資源及びノウハウを可能な限り活用及び提供し、合弁会社の収益及び利益の確保及び増大することを目的としております。	2014年12月16日	株主間契約に定める終了事由等の発生により契約が終了するまで

(Bain Capital Private Equity, LPとのマネジメント契約)

当社は2014年9月にBain Capital Private Equity, LPとのマネジメント契約を締結しております。

主な契約内容は以下のとおりであります。

### 1. 契約期間

自 2014年2月10日 至 2024年12月31日 以後は1年間の自動更新となります。

ただし、当社の新規株式公開又は支配権変更の場合には即時終了となります。

### 2. 契約の内容

資金調達、オペレーション、組織再編等に関するアドバイスの提供をうける契約

### 3. 報酬の内容

年間1億円のPeriodic Feeを4分割で毎四半期期初に支払うこととなっております。新規株式公開又は支配権変更による即時終了の場合、その時点での有効な契約期間満了までの残額を現在価値に引き直した額を一括で支払うこととなっております。ただし、2017年1月25日付の変更契約により、当社が2017年4月30日までに取引所における新規株式公開を行った場合には、当社は2017年6月30日に3億円をBain Capital Private Equity, LPに対して支払うものと変更されております。

## (株式会社みずほ銀行等との借入契約)

当社は2016年3月24日に株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約に関する協定書を締結しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

### 1. 契約の相手先

契約の締結先は株式会社みずほ銀行となります。株式会社みずほ銀行から貸付債権を株式会社三井東京UFJ銀行、株式会社新生銀行、株式会社東京スター銀行へ譲渡しており、各銀行のタームローンA、C、D、E及びF残高の保有割合はそれぞれ54.4% : 22.7% : 13.6% : 9.3%、タームローンB残高の保有割合は57.2% : 19.9% : 13.6% : 9.3%となっております。

### 2. 借入金額

タームローンA : 11,000百万円  
タームローンB : 20,498百万円  
タームローンC : 25,910千ユーロ  
タームローンD : 25,442千ユーロ  
タームローンE : 23,320千米ドル  
タームローンF : 22,895千米ドル

### 3. 借入枠

コミットメントライン : 1,500百万円

### 4. 金利

タームローンA、B、コミットメントライン : 日本円TIBOR+スプレッド  
タームローンC、D : ユーロLIBOR+スプレッド  
タームローンE、F : 米ドルLIBOR+スプレッド

スプレッドは2017年6月期以降の各決算期末及び2017年12月以降の各中間期末に関して、財務コバナンツ等計算書がエージェントに提出される毎にその提出がなされた日の10営業日後の日以降に開始する利息計算期間から、当財務コバナンツ等計算書における借入人を頂点とする連結ベースでのレバレッジ・レシオに応じて、契約書において予め定められた数値が適用されます。

### 5. 返済期限

タームローンA、B、C、D、E、F : 最終2021年1月末

### 6. コミットメント费率

コミットメントライン : 0.5% (毎年3月末及び9月末支払)

### 7. 主な借入人の義務

- (ア) 借入人の決算書及び年次計画等を定期的に提出すること
- (イ) 借入人グループ会社の株主、役員又は資本構成の変更等の事由が発生した場合、書面により報告すること
- (ウ) 財務制限条項を遵守すること
- (エ) 配当制限条項を遵守すること
- (オ) 本契約において許諾される場合を除き、いかなる金融債務を負ってはならない。また、本契約において許諾される場合を除き、いずれかの者の債務について保証を行ってはならない
- (カ) 本契約において許諾される場合を除き、いずれの資産についても、担保権を設定してはならない
- (キ) 設備投資制限条項を遵守すること
- (ク) 本契約において許諾される場合を除き、支払義務の履行に重大な悪影響を及ぼす以下の行為を行ってはならない。
  - ①組織変更（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正も含む。）第2条第26号で定義された意味を有する。）、合併、会社分割、株式交換、株式移転、又は自己信託の設定
  - ②事業若しくは資産の全部若しくは一部の第三者への譲渡（セール・アンド・リースバックのための譲渡を含み、本契約で特定された担保（以下「許容担保」という。）の実行に伴う資産売却又は許容担保の対象物の任意売却を除く。）。但し、資産流動化の手法により借入人が資金調達を行う際に必要な限度で対象資産を譲渡する場合を除く。

ただし、当社の東京証券取引所への上場が承認された場合、当社から通知を行うこと等により、上記（ア）、（イ）、（エ）及び（キ）が撤廃されるとともに、上記（ウ）、（オ）及び（カ）の制限が緩和される方向での変更がなされるものとされております。なお、変更後の財務制限条項の主な内容は、後記「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 （1）連結財務諸表 連結財務諸表注記 17. 借入金」に記載しております。

#### （当社の子会社である（旧）マクロミル②との吸収合併契約）

当社及び当社の子会社である（旧）マクロミル②は、当社の2016年5月26日の取締役決定、2016年6月29日の臨時株主総会決議並びに（旧）マクロミル②の2016年5月26日の取締役会決議により、当社を吸収合併存続会社、（旧）マクロミル②を吸収合併消滅会社として合併することを承認決定し、合併契約を締結いたしました。この契約に基づき、当社は2016年6月30日付で（旧）マクロミル②を吸収合併いたしました。

##### ① 合併の目的

（旧）マクロミル②の持株会社としての当社は、事業会社としての株式上場を目指す方針を固め、上場プロセスの一環として、傘下にある事業運営会社としての（旧）マクロミル②を吸収合併いたしました。

##### ② 合併の方法

当社を存続会社とし、（旧）マクロミル②を消滅会社とする吸収合併であります。

##### ③ 合併の期日

2016年6月30日

##### ④ 合併に際して発行する株式及び割当並びにその算定根拠

完全子会社の吸収合併であるため、本合併による株式その他の金銭等の交付はありません。

従って、第三者機関による算定等は実施しておりません。

##### ⑤ 引継資産・負債の状況

当社は、（旧）マクロミル②の一切の資産、負債及び権利義務の全部を吸収合併の効力発生日において承継いたしました。

##### ⑥ 合併により増加すべき当社の資本金・準備金の額

本合併により資本金及び準備金の額は増加しておりません。

##### ⑦ 吸収合併存続会社となる会社の概要（本合併の効力発生日時点）

代表者 代表取締役 杉本 勇次

住所 東京都千代田区

資本金 100百万円

事業内容 有価証券の取得・保有及び事業活動の管理

## 6 【研究開発活動】

第3期連結会計年度（自 2015年7月1日 至 2016年6月30日）

当社グループは、多様化する顧客ニーズへの対応や同業他社に対する比較優位を保つために積極的に新サービスの開発及び既存サービス改良のための活動を行っております。

当社グループの研究開発活動の内容は、リサーチ事業に係わる新サービスの開発及び既存サービスの改良であります。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、36百万円であります。

セグメント別の研究開発活動の内容は以下のとおりであります。

### ①研究の目的

多様化する顧客ニーズに対応し、その課題を解決するためのサービス（リサーチ手段、ソリューションパッケージ等）の開発及び改良と新しい価値創造をお客様に提供することを目的とします。

### ②主要課題

オンラインによる自動調査の業務範囲拡大と機能強化とデジタル・マーケティングを加速させる顧客ニーズを踏まえた新たなサービスラインアップの拡充です。今後は、MetrixLab Nederland B.V. のロッテルダム本社を新たなサービスを開発する中心拠点としてグループ一体で開発活動を行い、各事業拠点への展開を図っていく方針です。

### ③研究体制

（マクロミルグループ）

主にビジネスディベロップメント本部事業開発室（3名）及びアプリケーション・ディベロップメント部（人員29名）で新サービスの開発及び既存サービスの改良を行っております。

（MetrixLabグループ）

主にMetrixLab Holding B.V. のアプリケーション・ディベロップメント部（人員18名）で新サービスの開発及び既存サービスの改良を行っております。

### ④研究成果

開発活動の成果として、ITを駆使した革新的なマーケティング・リサーチ・ツールを開発してサービス提供しており、オンライン・マーケティング・リサーチとデジタル・マーケティングを軸とした顧客の様々な課題に応じた多様なリサーチ手段、ソリューションパッケージを保有しております。また、一部の成果については特許権を取得しております。

第4期第2四半期連結累計期間（自 2016年7月1日 至 2016年12月31日）

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、4百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありませんが、当該四半期より、次世代のリサーチ・ソリューション・メニューの拡充に向けた研究開発活動の一環として、脳波を含む生体情報を活用したマーケティング・リサーチ事業への取り組みに係る検討を開始致しました。検討の結果、当該領域に強みをもつパートナーと共に取り組むことが適切であるとの結論に至り、当社は2017年1月30日付で株式会社センタンの株式の10%を取得すべく、同社との間で戦略的な業務・資本提携契約を締結致しました。詳細は「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（9）」をご参照ください。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりましては、決算日における財政状態、報告期間における経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える見積り・予測を必要としております。当社グループは、過去の実績や状況を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき、継続してこの見積り・予測の評価を実施しております。なお、重要な会計方針及び見積りの詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 連結財務諸表注記「3. 重要な会計方針」及び「4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に記載のとおりであります。

### (2)財政状態の分析

第3期連結会計年度（自 2015年7月1日 至 2016年6月30日）

#### ①資産

当連結会計年度末の資産につきましては、66,564百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,495百万円減少いたしました。これは主に、のれんの減少1,292百万円、その他の無形資産の減少1,256百万円、現金及び現金同等物の減少1,054百万円等があつたためであります。

#### ②負債

負債につきましては、49,916百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,825百万円減少しております。これは主に、借入金（非流動）7,200百万円の減少等があつたためであります。

#### ③資本

資本につきましては、16,647百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,329百万円増加いたしました。これは主に、資本金の減少9,293百万円等の減少要因がありましたが、資本剰余金の増加9,382百万円、利益剰余金の増加2,798百万円等があつたためであります。

第4期第2四半期連結累計期間（自 2016年7月1日 至 2016年12月31日）

#### ①資産

当第2四半期連結会計期間の資産につきましては、68,986百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,422百万円増加いたしました。これは主に、売上債権及びその他の債権の増加1,461百万円等があつたためであります。

#### ②負債

負債につきましては、49,961百万円となり、前連結会計年度末に比べ44百万円増加しております。これは主に、借入金の減少216百万円等の減少要因がありましたが、未払法人税等の増加246百万円があつたためであります。

#### ③資本

資本につきましては、19,025百万円となり、2,377百万円増加いたしました。これは主に、資本剰余金の減少7,337百万円等の減少要因がありましたが、利益剰余金の増加9,238百万円等があつたためであります。

### (3)経営成績の分析

第3期連結会計年度（自 2015年7月1日 至 2016年6月30日）

#### ① 売上収益

国内では、オンライン・マーケティング・リサーチのうち広告代理店に対するデジタル商材の拡販や家電業界に対するグローバル商材の拡販が奏功したことにより加え、FMCG業界に対するオフライン調査の売上も前年を大きく上回る水準で推移しました。また、海外では、グローバル・キー・アカウントと位置づけている各国共通の主要な大口顧客に対する売上が好調に推移しました。以上の結果、売上収益は32,504百万円（前期比113.0%）となりました。

#### ② 売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は、売上収益増加に伴い、外注費及びモニタ費が増えたこと等により、17,926百万円（同109.5%）となりました。販売費及び一般管理費は、人件費等が増えたこと等により、8,956百万円（同112.6%）となりました。

③ その他の営業収益・営業費用

その他の営業収益は消費税等簡易課税差額収入等により272百万円（同74.6%）となりました。また、その他の営業費用は固定資産除却損等により168百万円（同3.1%）となりました。

④ 営業利益

上記の結果、営業利益は5,730百万円（前期は営業損失586百万円）となりました。

⑤ 金融収益・費用

金融収益は為替差益等により496百万円（同922.4%）となりました。また、金融費用は支払利息等により2,139百万円（同58.3%）となりました。

⑥ 税引前利益

上記の結果、税引前利益は4,087百万円（前期は税引前損失4,204百万円）となりました。

セグメント業績は以下のとおりであります。

(マクロミルグループ)

マクロミルグループにつきましては、当社単体が好調だった上、既存子会社の業績が順調に推移しました。特に当社単体は対前期2桁成長に迫る売上伸長を達成し、加えてコスト抑制を着実に遂行したため、グループ全体の売上、営業利益の大幅な拡大を実現しております。

以上の結果、外部顧客に対する売上収益は25,814百万円（前期比107.2%）、営業利益は5,218百万円（同146.2%）となりました。

(MetrixLabグループ)

MetrixLabグループにつきましては、グローバルなFMCG販売企業やグローバル・エンターテイメント企業等が好調に伸長し、地域別には新しく市場開拓をしたシンガポールやブラジルの大幅な成長が売上増加に大きく寄与しました。また、価格競争が生じる環境下においても、売上総利益率を維持することにより利益の底上げに繋がりました。

以上の結果、外部顧客に対する売上収益は6,690百万円（前期比143.0%）、営業利益は511百万円（前期は営業損失4,155百万円）となりました。

第4期第2四半期連結累計期間（自 2016年7月1日 至 2016年12月31日）

① 売上収益

国内では、オンライン調査において、重点戦略商品であるデジタル商材が広告代理店及びサービス事業者に対して継続的に販売するとともに、既存商品のオーダーメイド型商材の販売が通信事業者を中心に伸長し、オンライン調査も消費財メーカーに対して底堅く伸長したため、売上が拡大しました。海外では、グローバル・キー・アカウントに対する売上が堅調に推移しています。以上の結果、売上収益は17,372百万円（前期比107.6%）となりました。

② 売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は、売上増加に伴うモニタ費の増加がある一方、継続的な外注費の抑制施策等による減少の結果、9,033百万円（同100.8%）となりました。販売費及び一般管理費は、人件費等が増えたこと等により、4,601百万円（同108.1%）となりました。

③ その他の営業収益・営業費用

その他の営業収益は消費税等簡易課税差額収入等により229百万円（同177.4%）となりました。また、その他の営業費用は13百万円（同19.8%）となりました。

④ 営業利益

上記の結果、営業利益は3,959百万円（同132.0%）となりました。

⑤ 金融収益・費用

金融収益は3百万円（同6.4%）となりました。また、金融費用は支払利息及び為替差損により847百万円（同79.0%）となりました。

⑥ 税引前利益

上記の結果、税引前四半期利益は3,115百万円（同157.7%）となりました。

セグメント業績は以下のとおりです。

(マクロミルグループ)

マクロミルグループにつきましては、当社単体及び国内外の子会社業績が好調に推移しました。

当社単体を筆頭に売上が大きく伸長したことに加え、コストコントロールも適切に機能したため、グループ全体の売上、営業利益の大幅な拡大を実現しております。

以上の結果、外部顧客に対する売上収益は14,057百万円、営業利益は3,587百万円となりました。

(MetrixLabグループ)

MetrixLabグループにつきましては、価格競争が激化する中でも、受注件数拡大の勢いを維持しています。グローバル消費財メーカや飲料メーカ等のグローバルキーアカウントがこれを牽引しており、第3四半期以降の売上により寄与することを見込んでいます。

費用面においては、さらなる売上拡大を実現するため、営業組織を中心とした人的投資を行ったことにより人件費が前年同期と比較して増加しています。

以上の結果、外部顧客に対する売上収益は3,315百万円、営業利益は371百万円となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源及び資金の流動性についての分析につきましては、前記「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」を参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、前記「4 事業等のリスク」をご参照ください。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループがオンライン・マーケティング・リサーチ業界のリーディングカンパニーとして、「利便性が高く、より早く、そして安く」クライアント企業へアウトプットを提供し続けることは、当社の競争優位性、高収益基盤を維持するために不可欠です。その実現のため、当社は次に掲げる経営戦略を柱としています。なお、これらは前記「3 対処すべき課題」に掲げる課題に中長期的に取組んで行くための戦略であります。

① 国内事業の安定的な成長の継続

これまで当社グループが培ってきた国内最大規模のオンライン・パネル・ネットワーク、調査品質、及びクライアント企業からの信頼は当社グループの競争力の源泉であり、これらを基礎として、今後も市場成長率を上回る成長を目指してまいります。そのため、これらの営業資産の更なる活用に加え、ITを活用した従来型の調査手法の代替・補完、スマートフォンやタブレット端末への対応などを加速させるとともに、調査の品質や対応速度の更なる向上を推進してまいります。

(参考情報)

当社の2015年6月期及び2016年6月期、並びに2016年6月期第2四半期及び2017年6月期第2四半期の各末日から遡る直近12ヶ月間における売上高10百万円超の国内のクライアント数の推移は以下のとおりであります。

決算期	2015年6月期	2016年6月期	対前年同期比 増減率	2016年6月期 第2四半期	2017年6月期 第2四半期	対前年同期比 増減率
売上高10百万円超の 国内のクライアント数	280	286	+2.1%	284	302	+6.3%

## ② 海外における事業拡大と成長の加速

MetrixLabグループとの経営統合によって、当社グループは欧州、米国、アジアの広範な国と地域に拠点、クライアントベース及びパネル・ネットワークを有することとなっております。これらのグローバルネットワークを最大限活用しつつ、当該経営統合以降進められてきた、グループシナジーの創出を引き続き実施していきます。

### (参考情報)

当社グループの2015年6月期及び2016年6月期、並びに2016年6月期第2四半期及び2017年6月期第2四半期におけるエリア別の売上高実績、対前年同期比増減率及び換算に使用した主要な為替レートは以下のとおりであります。

#### (エリア別売上高)

決算期	2015年 6月期	2016年 6月期	対前年同期比 増減率	2016年6月期 第2四半期	2017年6月期 第2四半期	対前年同期比 増減率
(単位：百万円)						
日本	21,325	23,348	+9.5%	11,219	12,571	+12.0%
海外	7,537	9,294	+23.3%	5,004	4,901	△2.1%
相殺消去	△100	△138	—	△75	△99	—
合計	28,761	32,504	+13.0%	16,148	17,372	+7.6%

#### (主要な為替レート)

決算期	2015年 6月期	2016年 6月期	増減率	2016年6月期 第2四半期	2017年6月期 第2四半期	増減率
JPY/EUR (円)	137.0	129.5	△5.5%	134.5	116.0	△13.7%
JPY/USD (円)	114.6	116.8	+1.9%	121.9	105.9	△13.1%
JPY/KRW (円)	0.107	0.100	△6.3%	0.105	0.093	△11.3%

## ③ デジタル・マーケティング事業の成長ドライバー（牽引役）への発展

当社グループは、デジタル・マーケティング事業を、今後のグループ成長の一翼を担う重要な戦略的領域として位置づけております。具体的には、スマートフォンやタブレット端末を含む様々なモバイルデバイスにおける行動データの取得範囲を拡大しながら、アンケートで取得するデータと組み合わせることで、クライアントに対して更に価値のあるインサイトをより分かりやすい形で提供してまいります。

### (参考情報)

当社グループの2015年6月期及び2016年6月期、並びに2016年6月期第2四半期及び2017年6月期第2四半期におけるデジタル・マーケティング事業の売上高実績及び主要な商品の売上指数は以下のとおりであります。

#### (デジタル・マーケティング事業の売上高)

決算期	2015年 6月期	2016年 6月期	対前年同期比 増減率	2016年6月期 第2四半期	2017年6月期 第2四半期	対前年同期比 増減率
(単位：百万円)						
デジタル・マーケティング売上高	1,775	3,158	+77.9%	1,553	1,938	+24.8%

#### (主要な商品の売上指数)

決算期	2015年 6月期	2016年 6月期	対前年同期比 増減率
マクロミルグループ			
DMP Solution	0.29	1.59	+439.9%
AccessMill	4.75	7.40	+55.9%
MetrixLabグループ			
ACT COPY	0.78	3.35	+328.6%
AD-VANCE	2.21	6.78	+207.0%

決算期	2015年6月期 第2四半期	2016年6月期 第2四半期	対前年同期比 増減率
マクロミルグループ			
DMP Solution	0.68	1.40	+106.8%
AccessMill	3.08	5.26	+71.0%
MetrixLabグループ			
ACT COPY	1.16	2.01	+73.6%
CE	0.90	1.32	+47.4%

※主要な商品の売上指数は、2015年6月期の第1四半期のAccess Millの売上高を1とした場合の各期及び各四半期における各商品の売上高水準を倍率化した数値であります。

#### ④ 事業運営の更なる最適化を通じた収益性向上

事業の各プロセスにおける効率性強化や最適化に向けた活動、適切な行動管理指標（KPI）を通じた経営改善をグループ内で引き続き徹底してまいります。

#### ⑤ M&A・提携等を活用した非有機的な成長の追求

当社グループは、これまで株式会社電通マクロミルインサイト、MetrixLabグループ等のM&A・提携等も活用しながら非有機的な成長を実現してまいりましたが、今後も更なる飛躍を目指し、既存のM&A・提携等に係るシナジーの深化を図ると共に、継続して新規のM&A・提携等の機会も模索してまいります。こうした取り組みを通じて、新規顧客の開拓、グローバル及び業界特化のパネル基盤拡大、サービスの拡充、優秀な人材の確保、クロスセルを追求することが可能だと考えます。

以上に掲げる経営戦略を推進することで、当社グループはグローバルなマーケティング・リサーチ市場において売上高上位10社に入るだけでなく、更なる競争優位性の確保、高収益基盤の拡充の実現を目指す方針です。

#### (7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、国内マーケティング・リサーチ業界の拡大に伴い、競合が激化するなか、M&Aを通じた海外展開及びそれを支える経営基盤の確立が必要との認識のもと、2014年4月に非公開化を行い、オランダ法人MetrixLab Holding B.V.の完全子会社化やグローバルマネジメントの獲得等により、グローバル企業としてのプラットフォームを確立してまいりました。今後の方針としては、グローバル展開の一層の加速化を目指し、MetrixLabグループとのグループシナジーの追求、デジタル・マーケティング等のサービスラインアップの拡充、それらを支える人材の育成と採用、有利子負債の返済等による健全な財務基盤の確立等に注力してまいります。具体的には、前記「3 対処すべき課題」をご参照ください。

#### (8) 当社グループの事業の特徴と強みについて

当社グループの営むマーケティング・リサーチ事業とデジタル・マーケティング事業を包括した当社グループの特徴と強みは以下のとおりと認識しております。（当社グループのこれらの特徴と強みに関するリスクについては、前記「4 事業等のリスク」をあわせてご参照ください。）

##### [成長性]

当社グループは、グローバルなマーケティング・リサーチ企業の中で、最も早い成長を続けています（※1）。過去4年間（2012年6月期から2016年6月期まで）における当社グループの売上収益の年平均成長率は23%となっておりますが、これはオーガニックな成長（内部資源を活用した有機的な成長）とノン・オーガニックな成長（M&A等を活用した非有機的な成長）の両輪で実現しています。オーガニックな成長は、日本、世界ともに成長を続ける市場（※2）の中で、先に述べたような大規模・良質なパネル、世界でシームレスに展開する営業・リサーチ体制、業界をリードするワンストップ・ソリューション・ポートフォリオ等の競争優位性を強化することや、国内を中心とする当社グループの既存顧客に対して、買収したMetrixLabグループの強みである次世代のデジタル・マーケティング・ソリューション（※3）を提供する事等により実現してきました。ノン・オーガニックな成長は、MetrixLabグループの買収、大手広告代理店との合弁会社の設立、EMBRAIN CO., LTD.（現MACROMILL EMBRAIN CO., LTD.）の買収等を通じ実現してきました。マーケティング・リサーチ事業の海外事業の展開に係る基盤の整理は既にある程度の目途がついたと考えておりますが、その周辺

領域を中心に、今後も継続してノン・オーガニックな成長も追求すべく、中長期的な視点からM&Aのテーマを設定し、国内外に及ぶグループネットワークを駆使して戦略的・経済的に合理的なM&A案件の発掘を積極的に行ってています。

- (※1) グローバルなマーケティング・リサーチ企業の中で最も早い成長：出典：ESOMAR Global Market Research 2013/2015/2016。2012年から2014年及び2015年にかけての当社グループの売上収益の年平均成長率(2ヶ年及び3ヶ年CAGR)が、同レポートに掲載されているlargest 25 global marketing research companies の中で最大です(但し、ヘルスケアITサービスプロバイダーであるIMS Heathを除きます。)。
- (※2) 日本、世界ともに成長を続ける市場：日本におけるオンライン・マーケティング・リサーチ市場の2010年から2015年にかけての年平均成長率は7% (日本マーケティング・リサーチ協会(JMRA)による。)、グローバルなオンライン・マーケティング・リサーチ市場の2010年から2015年にかけての年平均成長率は11% (ESOMAR - Global Market Researchによる。)、日本を含むグローバルなデジタル広告市場の2015年から2020年にかけての予想年平均成長率は15.7% (eMarketer - Worldwide Ad Spendingによる。)とされております。
- (※3) MetrixLabグループの強みである次世代のデジタル・マーケティング・ソリューション：MetrixLabは、広告プリテストや、広告効果測定、ソーシャルメディア解析、ダッシュボード等の次世代型のデジタル・マーケティング・ソリューションの開発と販売を積極的に進めております。その結果、MetrixLabグループセグメントの売上高に占めるデジタル・マーケティング・ソリューション事業の割合は2016年6月期において33.4%に達しております。

#### [収益性]

当社グループは、大手マーケティング・リサーチ会社の中でトップクラスの収益性を誇っており (※1) 、2016年6月期には調整後EBITDAの対売上収益比率22%を達成しました (調整後EBITDA及びその対売上収益比率の算出方法等の詳細については、後記の (参考情報) をご参照ください。)。これは、主として、効率の良いオペレーション、規模を生かした調達力、戦略的なプライシングによって実現しています。このうち、オペレーション効率の面では、業務の標準化・効率化、先端テクノロジーを駆使した自動化、人材の育成・高付加価値化を通じて、大手マーケティング・リサーチ会社の中では最も高い従業員一人当たり売上高を達成していると認識しております (※2)。次に調達力の面では、グローバルに大規模な事業展開を行っている市場ポジショニングを活かし、提携パネルの調達や業務の外注において当社グループに有利な条件での取引を行っています。最後にプライシングの面では、新たな付加価値の高いソリューションを開発することでより収益性の高い価格設定を実現すると共に、戦略的・組織的な価格コントロールの推進を通じて、顧客への提供価値や競争優位性に応じた適切な対価を頂くことに成功しています。こうした高い収益力、ひいては高いキャッシュ・フロー創出力が、次の成長に必要な戦略的な投資余力を生み出すことに繋がっていると考えております。

- (※1) 大手マーケティング・リサーチ会社の中でトップクラスの収益性：当社と国内外の主要なマーケティング・リサーチ企業(Nielsen Holdings N.V. (以下「Nielsen」という。) (Buyセグメント)、GfK SE (以下「GFK」という。)、Ipsos SA (以下「Ipsos」という。)、株式会社インテージホールディングス (以下「インテージ」という。)、株式会社クロス・マーケティンググループ (以下「クロスマーケティング」という。))の直近決算期におけるEBITDAマージンを比較した場合、当社が最も高い状況にあるとの理解です。
- (※2) 大手マーケティング・リサーチ会社の中では最も高い従業員一人当たり売上高：当社と国内外の主要なマーケティング・リサーチ企業(Nielsen、GFK、Ipsos、インテージ、クロスマーケティング)の直近決算期における従業員一人当たり売上高を比較した場合、当社が最も高い状況にあるとの理解です。

#### [顧客基盤の安定性]

当社グループは、世界中で多様な顧客基盤を有する上に、各顧客との高い取引継続率を誇っており、結果として安定性の高い事業構造を構築しております。このうち顧客基盤の多様性については、グローバル・ブランドの上位25社のうち約65%が当社グループの顧客である (※1) 他、こうした超大手企業にとどまらず、世界90カ国以上において年間3,800超の企業との取引実績を有しています (2016年6月期)。また取引の継続性については、例えば日本市場における大口顧客との過去4年間の平均取引継続率が97.9% (※2)、海外市場における大口顧客との直近決算期にかけての平均取引継続率が95.2% (※3) という高い水準を達成しています。これは、顧客とパネルの両面から、構造的に実現されていると考えております。すなわち、まず当社グループが顧客の課題の明確化と解決策の立案に携わることで、顧客と顧客の業界に対する理解がさらに深まり、当該顧客及びその業界に属する他の顧客に対して、より高付加価値なサービス提供ができるという構造があり

ます。一方で、パネル側にとっても、上記顧客との関係から、より多くの案件と、より多くの回答機会（ひいては、パネルに対するインセンティブとして付与されるポイントの獲得機会）が得られる当社グループのパネルへの参加は魅力的であり、当社グループのパネルに応募し、積極的に回答することを望むインセンティブが生じています。結果として、当社グループに良質な自社パネルが構築されることになり、それが魅力となって顧客に当社グループを選んで頂ける状況が生じ、また一度取引を行った顧客にとっては、リサーチの継続性・正確性を維持する観点からも、当社グループを選び続けて頂ける、というサイクル構造が生じており、その両面が構造的に当社グループの高い取引継続率の実現に貢献していると考えています。

- (※1) グローバル・ブランドの上位25社のうち約65%が当社グループの顧客：上位25社の選定は、Millward Brown社の2015年の調査に基づきます。また、当社グループが何らかのサービスを提供した会社を当社グループの顧客として算入しており、当該顧客の中には、当社グループ以外のマーケティング・リサーチ会社等を利用している会社も含まれます。
- (※2) 日本市場における大口顧客との過去4年間の平均取引継続率：ある事業年度における「日本市場における大口顧客との取引継続率」とは、直前事業年度における当社での売上高が1,000万円以上の企業のうち、当該事業年度においても取引（金額を問いません。）を継続している企業の割合をいいます。
- (※3) 海外市場における大口顧客との直近決算期にかけての平均取引継続率：「海外市場における大口顧客との直近決算期にかけての平均取引継続率」とは、MetrixLabグループセグメントの、2015年6月期における当社グループでの売上高が0.1百万ユーロ以上の企業のうち、2016年6月期においても取引（金額を問いません。）を継続している企業の割合をいいます。

#### (9) MetrixLab Holding B.V. 株式の取得時に計上したのれんの減損経緯について

当社グループは、MetrixLabグループにて計上されているMetrixLab Holding B.V. 株式の取得時に計上したのれんに係る減損テストを定期的に実施しておりますが、2015年6月期においては、同社の業績が買収時に想定していた計画を下回って推移した状況を踏まえ、同のれんを見積回収可能価額まで減額すると共に減損損失4,370百万円を連結損益計算書のその他の営業費用に計上致しました。

当社は、MetrixLabグループ買収にあたり、外部の専門家を含むチーム体制の下でデューディリジェンスを実施しましたが、米国の主要クライアントにおけるマーケティング・リサーチの予算縮小（米国主要クライアントの複数年間契約の解消、調査スコープの縮小等を含む）、米国のプロダクトイノベーション分野（※1）、欧洲のブランドエンゲージメント分野（※2）並びにカスタマーバリューフィールド（※3）におけるマーケティング・リサーチの価格変動等、欧米における業界トレンドの重要な変化によるMetrixLabグループの収益への影響が当初想定を超えて大きく、かかる影響を主要因として買収後から比較的間もないタイミングで事業計画の修正と、減損損失の計上を行うことになりました。また、当社は当該事業計画の修正にあたり、外部の弁護士を選任し当初事業計画との乖離の原因に係る調査を行ったところ、事業計画の修正に与えた影響は軽微でしたが、当社が買収時に行ったデューディリジェンスの過程では受注処理されたものとして開示されていたにもかかわらず、買収後に取消し又は減額することになった案件が複数発見されました。これは、非上場会社であったMetrixLabグループに、①社内受注基準を満たさない案件を経理上受注処理しうる仕組みがあったことと、②そうした行為を検出するための適切な内部統制が構築されていなかったことに原因があったと考えております。そのため当社は、当該案件に係る関係者及び責任者について適切な処分を行うと共に、当社主導でMetrixLabグループ内の受注基準を周知徹底し、受注基準を満たさない案件は受注処理ができないオペレーションフローを整備し、加えて内部管理体制とガバナンス・コンプライアンス体制の強化を行っております。

また、当社グループでは、M&Aの実施が当社グループの今後の成長に向けた重要な経営オプションの一つであると認識しており、今後のM&Aの実施に向けては、当社グループの業績への合理的な収益貢献の見込みについてより慎重に検討できるデューディリジェンス実施体制を構築すべく、以下のとおり体制の整備・強化を行っております。

- ・経営戦略室／CEOオフィスをM&A関連業務の主管部署とすることで責任部署を明確化し、財務、経理、法務など関連各部署と協力してM&Aを推進する体制を確立
- ・上述の関係する各部署に、グローバルなM&A案件執行につき経験豊富な人材を登用
- ・M&Aに係る意思決定に際して、グローバル執行役会(G-EOM)の承認を経た上で、取締役会の決議をもってこれを行うことを職務権限規程に定めることで、意思決定プロセスを明確化
- ・第三者的かつ専門的見地、及び、コンプライアンス遵守の観点から、当社の意思決定に健全な牽制を効かせる社外取締役の選任

- (※1) プロダクトイノベーション分野：クライアント企業の商品の市場開拓、商品開発や営業稼動に関連する消費者インサイトを創造するために、MetrixLabグループが提供するマーケティング・リサーチ商品群。
- (※2) ブランドエンゲージメント分野：クライアント企業のブランドのパフォーマンス、クリエイティブの開発、メディアの効果に関連する消費者インサイトを創造するために、MetrixLabグループが提供するマーケティング・リサーチ商品群。
- (※3) カスタマーバリューフィールド：クライアント企業の顧客獲得、顧客体験、顧客価値の維持と管理に関連する消費者インサイトを創造するために、MetrixLabグループが提供するマーケティング・リサーチ商品群。

(10) 株式会社センタンとの業務・資本提携について

当社は、2017年6月期第2四半期より、次世代のリサーチ・ソリューション・メニューの拡充に向けた研究開発活動の一環として、当社は2017年1月30日付で株式会社センタンの株式の10%を取得すべく、同社との間で戦略的な業務・資本提携契約を締結致しました。当社がこれまで培ってきたマーケティング・リサーチ及びデジタル・マーケティングの両面に跨る幅広な経験・実績・顧客層と、センタン社が培ってきた生体情報（無意識反応）の取得・解析に係る豊富な実績とノウハウをかけ合わせ、これまで得られなかつた消費者のより深いインサイト（深層心理）や意思決定プロセスに迫るマーケティング・リサーチ及びデジタル・マーケティング・ソリューションの提供を目指しております。

(参考情報)

当社グループは、経営成績の推移を把握するために、以下の算式により算出されたEBITDA、調整後EBITDA、親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益又は損失、調整後親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益及び調整後基本的1株当たり当期（四半期）利益を重要な経営指標として位置づけており、過去2年間の各指標の推移は以下のとおりであります。

(1) EBITDA及び調整後EBITDA

(単位：千円)

	国際会計基準			
	第2期	第3期	第3期	第4期
決算期	2015年6月期	2016年6月期	2016年6月期 第2四半期	2017年6月期 第2四半期
営業利益又は営業損失	△586,538	5,730,067	2,999,033	3,959,681
+減価償却費及び償却費	771,848	874,126	440,710	424,658
+減損損失（注6）	4,370,131	—	—	—
EBITDA	4,555,440	6,604,194	3,439,744	4,384,339
(調整額)				
+マネジメントフィー（注7）	106,403	120,253	59,221	50,000
+上場関連費用（注8）	145,680	173,870	46,219	296,272
+非公開化関連費用（注9）	80,694	—	—	—
+リファイナンス関連費用（注10）	—	92,724	1,997	—
+M&A関連費用（注11）	506,049	155,627	98,312	—
+退任役員退職金（注12）	527,072	—	—	—
調整額小計（税金等調整前）	1,365,899	542,475	205,750	346,272
調整後EBITDA	5,921,340	7,146,670	3,645,494	4,730,612
対売上収益比率	20.6%	22.0%	22.6%	27.2%

(2) 親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益又は損失及び調整後親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益

(単位：千円)

	国際会計基準			
	第2期	第3期	第3期	第4期
決算期	2015年6月期	2016年6月期	2016年6月期 第2四半期	2017年6月期 第2四半期
親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益又は損失	△4,320,702	2,832,601	1,209,302	1,850,083
(調整額)				
+減損損失（注6）	4,370,131	—	—	—
+マネジメントフィー（注7）	106,403	120,253	59,221	50,000
+上場関連費用（注8）	145,680	173,870	46,219	296,272
+非公開化関連費用（注9）	80,694	—	—	—
+リファイナンス関連費用（注10）	909,236	557,825	1,997	—
+M&A関連費用（注11）	506,049	155,627	98,312	—
+退任役員退職金（注12）	527,072	—	—	—
調整額小計（税金等調整前）	6,645,266	1,007,576	205,750	346,272
調整項目の税金等調整額	718,131	345,484	83,149	84,609
調整額小計（税金等調整後）	5,927,135	662,091	122,600	261,663
調整後親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益	1,606,433	3,494,692	1,331,903	2,111,746
対売上収益比率	5.6%	10.8%	8.2%	12.2%
調整後基本的1株当たり当期（四半期）利益（注13、14）	43.73	92.31	35.18	55.78

(注) 1. EBITDA=営業利益又は営業損失+減価償却費+減損損失（注6）

2. 調整後EBITDA=EBITDA+マネジメントフィー（注7）+上場関連費用（注8）+非公開化関連費用（注9）+リファイナンス関連費用（注10）+M&A関連費用（注11）+退任役員退職金（注12）

3. 調整後親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益＝親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益又は損失＋減損損失＋マネジメントフィー（注7）＋上場関連費用（注8）＋非公開化関連費用（注9）＋リファイナンス関連費用（注10）＋M&A関連費用（注11）＋退任役員退職金（注12）－調整項目に係る税金等調整額
4. EBITDA、調整後EBITDA及び調整後親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益は国際会計基準により規定された指標ではなく、当社グループが、投資家にとって当社グループの業績を評価するために有用であると考える財務指標であります。当該財務指標は、上場後には発生しないと見込まれる費用や非経常的損益項目（通常の営業活動の結果を示していると考えられない項目、あるいは競合他社に対する当社グループの業績を適切に示さない項目）の影響を除外しております。
5. EBITDA、調整後EBITDA及び調整後親会社の所有者に帰属する当期（四半期）純利益は、当期利益に影響を及ぼす項目の一部を除外しており、分析手段としては重要な制限があることから、国際会計基準に準拠して表示された他の指標の代替的指標として考慮されるべきではありません。当社グループにおけるEBITDA、調整後EBITDA及び調整後親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益は、同業他社の同指標あるいは類似の指標とは算定方法が異なるために、他社における指標とは比較可能でない場合があり、その結果、有用性が減少する可能性があります。
6. MetrixLab Holding B.V. 株式の取得時に計上したのれんの減損損失であります。
7. Bain Capital Private Equity, LPとのマネジメント契約に基づくマネジメントフィー及び関連費用であります。
8. 上場準備アドバイザリー費用、上場のための組織体制構築に関する費用、上場のための国際会計基準導入適時開示体制構築に関する費用、上場に向けた株式報酬費用等の上場関連の一時的な費用であります。
9. 当社非公開化に関するアドバイザリー費用、非公開化後の経営陣の招集に関する費用、再上場に向けた準備に係る費用等の非公開化に関連して一時的に発生した費用であります。
10. 当社非公開化後に実施したリファイナンスに関連して一時的に発生したアドバイザリー費用及び借入金償還損であります。なお、借入金償還損はEBITDAの調整額には含まれておりません。
11. MetrixLabグループの買収に伴い一時的に発生したデューデリジェンス費用及びアドバイザリー費用等であります。
12. 退任役員（当社創業者）に対する退職金であります。
13. 調整後基本的1株当たり当期（四半期）利益＝調整後親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益÷期中平均普通株式数
14. 当社は、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。調整後基本的1株当たり当期利益につきましては、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算定しております。

### 第3【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第3期連結会計年度（自 2015年7月1日 至 2016年6月30日）

当連結会計年度において実施した設備投資は、主にマクロミルグループにおける「AIRs」等のシステム開発、サーバ等のシステム増強等を目的として総額647百万円を投資致しました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

第4期第2四半期連結累計期間（自 2016年7月1日 至 2016年12月31日）

当第2四半期連結累計期間において実施した設備投資は、主にマクロミルグループにおける「AIRs」等のシステム開発、サーバ等のシステム増強等を目的として総額462百万円を投資致しました。

なお、当第2四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2016年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	
株式会社 マクロミル	本社 (東京都港区)	マクロミルグループ	事務所 ネットワーク 関連設備等	102	203	639	944	818 (157)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社建物は賃借しており、年間賃借料は534百万円であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を( )外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。

##### (2) 国内子会社

国内子会社の設備につきましては、帳簿価額の重要性が乏しいため記載を省略しております。

##### (3) 在外子会社

2016年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	
MACROMILL EMBRAIN CO., LTD.	本社 (韓国ソウル)	マクロミルグループ	事務所 ネットワーク 関連設備等	6	28	160	196	192 ( 8)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社建物は賃借しており、年間賃借料は110百万円であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を( )外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。

4. 上記以外の在外子会社の設備につきましては、帳簿価額の重要性が乏しいため記載を省略しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

最近日現在（2016年12月31日現在）における重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成 後 の 増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社	本社 (東京都港区)	マクロミ ルグループ	パネル管理シ ステム改善、 デジタル関連 製品改良、既 存製品改良等	238	168	増資資金	2016年 7月	2017年 6月	注2
当社	本社 (東京都港区)	マクロミ ルグループ	オフィス関連	164	—	自己資金	2017年 4月	2017年 6月	注2
当社	本社 (東京都港区)	マクロミ ルグループ	ITシステムの セキュリティ 向上	152	47	自己資金 及び 増資資金	2016年 7月	2017年 6月	注2
当社	本社 (東京都港区)	マクロミ ルグループ	内部管理用ソ フトウェア	58	22	自己資金	2016年 7月	2017年 6月	注2
当社	本社 (東京都港区)	マクロミ ルグループ	ITインフラ	45	1	自己資金	2016年 9月	2017年 6月	注2
MACROMILL EMBRAIN CO., LTD	本社 (韓国ソウル)	マクロミ ルグループ	ITインフラ	84	26	自己資金	2016年 7月	2017年 6月	注2
電通マクロ ミルインサ イト	本社 (東京都中央 区)	マクロミ ルグループ	ITインフラ	25	3	自己資金	2016年 7月	2017年 6月	注2
当社	本社 (東京都港区)	マクロミ ルグループ	ITインフラ	766	—	自己資金 及び 増資資金	2017年 7月	2018年 6月	注2
MetrixLab B. V.	本社 (オランダ ロ ッテルダム)	MetrixLab グループ	パネル管理シ ステム改善、 デジタル関連 製品改良、既 存製品改良等	109	48	自己資金	2016年 7月	2017年 6月	注2
MetrixLab B. V.	本社 (オランダ ロ ッテルダム)	MetrixLab グループ	パネル管理シ ステム改善、 デジタル関連 製品改良、既 存製品改良等	109	—	自己資金	2017年 7月	2018年 6月	注2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 増加能力を定量的に把握することは困難であるため、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

#### 第4【提出会社の状況】

##### 1 【株式等の状況】

###### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	151,435,200
計	151,435,200

(注) 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は149,920,848株増加しております。

###### ② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	37,858,800	非上場	1単元の株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
計	37,858,800	—	—

- (注) 1. 当社は、2016年6月30日付で(旧)マクロミル②を吸収合併しております。なお、当該合併は、無対価合併であり、株式を交付していないため、発行済株式総数等の増加はなく、合併比率は定めておりません。  
2. 2016年9月28日開催の定時株主総会により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。  
3. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。  
これにより株式数は37,480,212株増加いたしました。  
4. 上表は2016年12月31日現在で記載しておりますが、2017年1月27日付で新株予約権が行使されたことにより、275,500株の新株が発行されております。これにより、本書提出日現在の発行済株式総数は38,134,300株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりあります。

①第1回新株予約権 2014年10月22日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (2016年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年1月31日)
新株予約権の数（個）	3,355	3,355
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注) 1	3,355	335,500 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 2	50,000	500 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2014年10月24日 至 2024年10月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 500 資本組入額 250 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権 の取得については、取締 役会決議による当社の承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. (1)本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である当社普通株式の数（以下、本①において「付与株式数」という。）は1株とする。

(2)本新株予約権を割り当てる日（以下、本①において「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式の分割（株式の無償割当てを含む。）又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

(3)上記の他、割当日後、合併、会社分割その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3. (1)新株予約権者は、本新株予約権を放棄した場合には、当該放棄に係る本新株予約権を行使することができないものとする。

(2)各本新株予約権の一部を行使することはできない。

(3)新株予約権者は、新株予約権者と当社の間で締結する新株予約権割当契約（以下、本①において「新株予約権割当契約」という。）に違反した場合、本新株予約権を行使できないものとする。

(4)その他の行使の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる（注）。

(注) 新株予約権割当契約に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりです。

a. 本新株予約権のうち、2,013個については、(i)当社株式の東京証券取引所への上場に伴う当社普通株式の売却の実行日以降、当社普通株式の終値に基づく当社の時価総額が430億円以上となった場合、又は、(ii)かかる上場前に、当社の企業価値を430億円以上とする価値評価を前提とする「支配権移転取引」（※1）が実行された場合（以下、本①において「権利確定条件」と総称する。）に権利確定し、行使可能となる。

(※1) 本①において、「支配権移転取引」とは、以下のいずれかの取引（但し、当社株式の新規上場を除く。）をいう。

(a)当社株式と他の資産との交換を伴う組織再編であって、当該組織再編後における存続会社又は取得会社に対するBain Capital Sting Hong Kong Limitedの議決権保有割合が50%未満となる場合

(b)当社の全部又は実質的に全部の資産又は株式が売却される取引

- (c) Bain Capital Sting Hong Kong Limitedが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなるその他の取引
- b. 本新株予約権のうち、1,342個については、権利確定条件が充足された日から180暦日目に権利確定し、行使可能となる。
- c. 第三者により支配権移転取引に係る提案が行われ、当該提案をBain Capital Sting Hong Kong Limited及び当社が承認した場合、Bain Capital Sting Hong Kong Limitedは、新株予約権者に対し、新株予約権者が保有する本新株予約権をBain Capital Sting Hong Kong Limitedの指定する者に対して売り渡すよう請求することができ、この場合、新株予約権者は、かかる請求に従い、新株予約権割当契約所定の条件により本新株予約権を売り渡さなければならない。但し、支配権移転取引の実行日における「公正価値」（※2）が本新株予約権の行使価額以下となる場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
- （※2）本①において、「公正価値」とは、新株予約権割当契約所定の方法により算出される、当該支配権移転取引によってBain Capital Sting Hong Kong Limitedが受領又は享受する当社株式1株当たりの売却対価又はその他の経済的価値をいう。
- d. 上記a. 乃至c. にかかわらず、(i) Bain Capital Sting Hong Kong Limited及びその関連ファンドが、権利確定条件を満たすことなく、当社に対するエクイティ証券を保有したこととなった場合、又は、(ii) ヨハネス・アルバートゥス・ゴデフィーデス・デ・グルート氏（※3）が当社との一定の合意について重大な違反をした場合、権利未確定の本新株予約権は直ちに消滅する。
- （※3）ヨハネス・アルバートゥス・ゴデフィーデス・デ・グルート氏は当社の元取締役であり、本新株予約権は、同氏及び当社の執行役であるJan Willem Gerritsen氏がそれぞれ間接的に議決権50%ずつを保有する資産管理会社であるVOC Investment Partners B.V.に割り当てられております。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、本①において「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、本①において同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、本①において「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、本①において「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2に準じて決定された金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「本新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「本新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

定めない。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

5. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②第2回新株予約権 2014年10月22日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (2016年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年1月31日)
新株予約権の数（個）	5,511	2,756
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注)1	5,511	275,600 (注)5
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注)2	50,000	500 (注)5
新株予約権の行使期間	自 2014年10月24日 至 2024年10月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 500 資本組入額 250 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権 の取得については、取締 役会決議による当社の承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. (1)本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である当社普通株式の数（以下、本②において「付与株式数」という。）は1株とする。

(2)本新株予約権を割り当てる日（以下、本②において「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式の分割（株式の無償割当てを含む。）又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3)上記の他、割当日後、合併、会社分割その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3. (1)新株予約権者は、本新株予約権を放棄した場合には、当該放棄に係る本新株予約権を行使することができないものとする。

(2)各本新株予約権の一部を行使することはできない。

(3)新株予約権者は、新株予約権者と当社の間で締結する新株予約権割当契約（以下、本②において「新株予約権割当契約」という。）に違反した場合、本新株予約権を行使できないものとする（注）。

(注)新株予約権割当契約に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりです。

a. 新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、割当日から起算して、各1年後の応当日（但し、当該日が当社の営業日ではない場合には、当該日の直後の当社営業日）ごとに、当該新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定し、行使可能となる。

b. 上記a.にかかわらず、支配権移転取引（※1）が行われる場合、下記c.に該当する場合を除き、当該支配権移転取引の実行の直前に全ての本新株予約権が権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転取引の実行日の終了をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。

(※1) 本②において、「支配権移転取引」とは、以下のいずれかの取引（但し、当社株式の新規上場を除く。）をいう。

(a) 当社株式と他の資産との交換を伴う組織再編であって、当該組織再編後における存続会社又は取得会社に対するBain Capital Sting Hong Kong Limitedの議決権保有割合が50%未満となる場合

(b) 当社の全部又は実質的に全部の資産又は株式が売却される取引

(c) Bain Capital Sting Hong Kong Limitedが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなるその他の取引

c. 第三者により支配権移転取引に係る提案が行われ、当該提案をBain Capital Sting Hong Kong Limited及び当社が承認した場合、Bain Capital Sting Hong Kong Limitedは、新株予約権者に対し、新株予約権者が保有する本新株予約権を、Bain Capital Sting Hong Kong Limitedの指定する者に対して売り渡すよう請求することができ、この場合、新株予約権者による本新株予約権の行使は禁止され、新株予約権者は、かかる請求に従い、新株予約権割当契約所定の条件により本新株予約権を売り渡さなければならない（なお、かかる売り渡しが行われる場合、上記b.の定めは適用されない。）。但し、支配権移転取引の実行日における「公正価値」（※2）が本新株予約権の行使価額以下となる場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。

(※2) 本②において、「公正価値」とは、新株予約権割当契約所定の方法により算出される、当該支配権移転取引によってBain Capital Sting Hong Kong Limitedが受領又は享受する当社株式1株当たりの売却対価その他の経済的価値をいう。

d. ヤン・ウィレム・ゲリッツエン氏（以下、本②において「ゲリッツエン氏」という。）（※3）とMetrixLab B.V.との間の雇用契約（以下、本②において「雇用契約」という。）が終了した場合、本新株予約権は、以下のとおり取り扱われる。

(a) ゲリッツエン氏による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき、雇用契約がMetrixLab B.V.により終了された場合、当社、新株予約権者及びゲリッツエン氏が別途合意しない限り、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。

(b) 上記(a)以外の理由に基づき雇用契約がMetrixLab B.V.により終了された場合、当該終了に係る通知がゲリッツエン氏に対して行われた日より前に権利確定し、行使可能となった本新株予約権は、引き続き行使可能であるが、当該日以降に権利確定し、行使可能となる本新株予約権は、当該日をもって消滅する。この場合、当社は、新株予約権者に対し、新株予約権割当契約に定める条件に従い、消滅する本新株予約権の対価として、以下の金額を、自ら支払い又はMetrixLab B.V.若しくはその関係会社をして支払わせるものとする。

(i) 雇用契約の終了日が、本新株予約権の付与日から24ヶ月後の応当日より前である場合、778,313ユーロ

(ii) 雇用契約の終了日が、本新株予約権の付与日から24ヶ月後の応当日から、付与日から48ヶ月後の応当日までの間である場合、583,735ユーロ

(iii) 雇用契約の終了日が、本新株予約権の付与日から48ヶ月後の応当日以降である場合、消滅する本新株予約権の対価の支払いは行わない。

(c) ゲリッツエン氏による雇用契約の終了又は死亡・身体障害・疾病により雇用契約が終了した場合、当該終了の事由に応じて新株予約権割当契約により定められる所定の日より前に権利確定し、行使可能となった本新株予約権は、引き続き行使可能であるが、当該日以降に権利確定し、行使可能となる本新株予約権は、当該日をもって消滅する。

(※3) ゲリッツエン氏は当社の執行役であり、本新株予約権は、同氏及び当社の元取締役であるヨハネス・アルバートウス・ゴデフィーデス・デ・グルート氏がそれぞれ間接的に議決権50%ずつを保有する資産管理会社であるVOC Investment Partners B.V.に割り当てられております。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、本②において「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、本②において同じ。）の直前において残存する本新株予約権（以下、本②において「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、本②において「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。

に発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2に準じて決定された金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「本新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「本新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

定めない。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

5. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

区分	最近事業年度末現在 (2016年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年1月31日)
新株予約権の数（個）	1,228	1,228
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）1	1,228	122,800 （注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）2	55,000	550 （注）6
新株予約権の行使期間	自 2015年6月30日 至 2020年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 55,000 資本組入額 27,500	発行価格 550 資本組入額 275 （注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権 の取得については、取締 役会決議による当社の承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. (1)本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下、本③において「付与株式数」という。）は1株とする。

(2)本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき、株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3)本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4)本項に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(5)付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者（以下、本③において「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

2. (1)本新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき次の①又は②の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(2)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

3. (1)1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

(2)本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

(3)本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(4)本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

(5)新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本③において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。

- a. 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、当社の1会計年度に係る連結EBITDA（新株予約権割当契約に定める所定の算式に基づき算出される。以下、本③において同じ。）が70億円を超える場合には当該本新株予約権者に割り当てられた数の50%、80億円以上を超える場合には更に当該本新株予約権者に割り当てられた数の50%が権利確定する。
  - b. 上記a.に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場（新規上場（適用ある証券法に基づく届出書により、又は当社株式が日本の証券取引所に上場することにより、金銭を対価とする公募又は売出しがなされることをいう。以下「（2）新株予約権等の状況」において同じ。）に際して又はそれ以降に、当社の議決権の過半数に係る株式が売却されることをいう。以下本③において同じ。）をもって行使可能となる。
  - c. 上記a.及びb.にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかつた本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、当社の取締役が誠実に決定した公正な価額（以下「（2）新株予約権等の状況」において「公正価額」という。）を対価として取得することができる。
- （※）本③において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- (a)当社の全部又は実質的に全部の資産がBain Capital Private Equity, LP及びそのグループ会社（Bain Capital Private Equity, LP又はそのグループ会社が助言を行うファンドを含み、以下「（2）新株予約権等の状況」において「BCPEグループ」という。）以外の第三者（以下、本③において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - (b)BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の過半数が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - (c)当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
    - (a)行使価額を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
    - (b)新規上場より前に、行使価額を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
    - (c)新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスクカウンティング・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
    - (d)新規上場後、当社の普通株式の終値が行使価額を下回った場合
  - e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用・委任等の関係（以下「（2）新株予約権等の状況」において「雇用関係」という。）が終了した場合、当該終了時点で行使されていない本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、当該終了時より前に本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式（以下「（2）新株予約権等の状況」において「本既発行株式」という。）は、以下のとおり取り扱われる。
    - (a)本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
    - (b)上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
  - f. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業避止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。
4. 当社は、以下の(1)から(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。

- (2)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案。
- (3)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案。
- (4)当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案。
- (5)当社普通株式についての株式の併合の議案。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本③において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する本新株予約権（以下、本③において「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、本③において「再編対象会社」という。）の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2に準じて決定する。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記「本新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「本新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要する。

(8)新株予約権の行使の条件及び取得条項

上記（注）3及び（注）4に準じて決定する。

6. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

区分	最近事業年度末現在 (2016年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年1月31日)
新株予約権の数（個）	12,022	12,022
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）1	12,022	1,202,200 （注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）2	55,000	550 （注）5
新株予約権の行使期間	自 2015年10月19日 至 2025年10月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 55,000 資本組入額 27,500	発行価格 550 資本組入額 275 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権 の取得については、取締 役会決議による当社の承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. (1)本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である当社普通株式の数（以下、本④において「付与株式数」という。）は1株とする。

(2)本新株予約権を割り当てる日（以下、本④において「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式の分割（株式の無償割当てを含む。）又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3)上記の他、割当日後、合併、会社分割、株式交換、株式移転その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(4)上記に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(5)付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

2. (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより発行又は移転する当社普通株式1株当たりの払込金額（以下、本④において「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

(2)割当日後、当社が次の①又は②のいずれかを行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①株式の分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合その他これらの場合に準じ、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(3)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

3. (1)各本新株予約権の一部を行使することはできない。

- (2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本④において「新株予約権割当契約」という。）に違反した場合、本新株予約権を行使できないものとする。
- (4) その他の行使の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる（注）。

（注）新株予約権割当契約に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりです。

- a. 新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、割当日から起算して、各1年後の応当日（但し、当該日が当社の営業日ではない場合には、当該日の直後の当社営業日）ごとに、当該新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定する。
- b. 上記a. に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の過半数に係る株式が売却されることをいう。以下本④において同じ。）をもって行使可能となり、適格上場後に権利確定する本新株予約権は、権利確定時に行使可能となる。
- c. 上記a. 及びb. にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c. に基づく本新株予約権の行使により新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。

（※）本④において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。

- (a) 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本④において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - (b) BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の過半数が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - (c) 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - d. 上記a. 乃至c. にかかわらず、新株予約権者と当社との間の委任契約（以下、本④において「委任契約」という。）が終了した場合、本新株予約権は、以下のとおり取り扱われる。
    - (a) 新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき、委任契約が当社により終了された場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
    - (b) 上記(a)以外の理由に基づき委任契約が当社により終了された場合、又は新株予約権者による委任契約の終了若しくは死亡により委任契約が終了した場合、当該終了時点で権利未確定の本新株予約権は消滅するが、当該終了より前に権利確定済みの本新株予約権は、引き続き権利確定済みのまま残存する。
  - e. 新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業避止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、本④において「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、本④において同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、本④において「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、本④において「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2に準じて決定された金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 謙渡による新株予約権の取得の制限  
謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
定めない。
- (9) 新株予約権の行使の条件  
上記（注）3に準じて決定する。

5. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

区分	最近事業年度末現在 (2016年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年1月31日)
新株予約権の数（個）	2,724	2,724
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）1	2,724	272,400 （注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）2	45,000	450 （注）6
新株予約権の行使期間	自 2016年3月4日 至 2021年3月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 45,000 資本組入額 22,500	発行価格 450 資本組入額 225 （注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権 の取得については、取締 役会決議による当社の承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

- (注) 1. (1)本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下、本⑤において「付与株式数」という。）は1株とする。
- (2)本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。  
 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
- (3)本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。
- (4)本項に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとする。
- (5)付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者（以下、本⑤において「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。
2. (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、本⑤において「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- (2)本新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき次の①又は②の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- ①株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \times \text{調整前行使価額}$$

- ②割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。
- (3)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。
3. (1)1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

- (2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権行使することができないものとする。
- (4) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権行使できないものとする。
- (5) 本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本⑤において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
- 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、当社の1会計年度に係る連結EBITDA（新株予約権割当契約に定める所定の算式に基づき算出される。以下本⑤において同じ。）が70億円を超える場合には当該本新株予約権者に割り当てられた数の50%、80億円を超える場合には更に当該本新株予約権者に割り当てられた数の50%が権利確定する。
  - 上記a.に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の50%又は75%（新株予約権割当契約において、本新株予約権者ごとに、いずれかの割合が定められている。）を超える数の議決権に係る株式が売却されることをいう。以下本⑤において同じ。）をもって行使可能となる。
  - 上記a.及びb.にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- （※）本⑤において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、当社株式の新規上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本⑤において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の50%超又は75%超（新株予約権割当契約において、本新株予約権者ごとに、いずれかが定められている。）が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
- 行使価額を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
  - 新規上場より前に、行使価額を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
  - 新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウント・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
  - 新規上場後、当社の普通株式の終値が行使価額を下回った場合
- e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、当該終了時点で行使されていない本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。
- 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
  - 上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- f. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業避止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。
4. 当社は、以下の(1)から(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。

- (2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案。
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案。
- (5) 当社普通株式についての株式の併合の議案。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本⑤において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する本新株予約権（以下、本⑤において「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、本⑤において「再編対象会社」という。）の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2に準じて決定された金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件及び取得条項

上記（注）3及び（注）4に準じて決定する。

6. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

区分	最近事業年度末現在 (2016年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年1月31日)
新株予約権の数（個）	930	930
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）1	930	93,000 （注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）2	45,000	450 （注）6
新株予約権の行使期間	自 2016年5月16日 至 2021年5月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 45,000 資本組入額 22,500	発行価格 450 資本組入額 225 （注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権 の取得については、取締 役会決議による当社の承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下、本⑥において「付与株式数」という。）は1株とする。

(2) 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整を適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4) 本項に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとする。

(5) 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者（以下、本⑥において「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

2. (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、本⑥において「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(2) 本新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき次の①又は②の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

① 株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(3) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行なうことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

3. (1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

- (2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本⑥において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
- 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2016年3月31日から起算して、各1年後の応当日ごとに、当該本新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定する。
  - 上記a. に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の75%を超える数の議決権に係る株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本⑥において同じ。）をもって行使可能となる。
  - 上記a. 及びb. にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c. に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- （※）本⑥において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本⑥において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の75%超が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、当該終了時点で行使されていない本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。
    - 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
    - 上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
  - 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業避止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。
4. 当社は、以下の(1)から(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が必要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。
  - 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案。
  - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案。
  - 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案。
  - 当社普通株式についての株式の併合の議案。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本⑥において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する本新株予約権（以下、本⑥において「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、本⑥において「再編対象会社」という。）の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2に準じて決定された金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件及び取得条項

上記（注）3及び（注）4に準じて決定する。

6. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

区分	最近事業年度末現在 (2016年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年1月31日)
新株予約権の数（個）	—	4,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）1	—	400,000 （注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）2	—	450 （注）6
新株予約権の行使期間	—	自 2016年9月9日 至 2026年9月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 450 資本組入額 225 （注）6
新株予約権の行使の条件	—	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による本新株予約権 の取得については、取締 役会決議による当社の承 認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）5

（注）1. (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下、本⑦において「付与株式数」という。）は1株とする。

(2) 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整を適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4) 本項に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとする。

(5) 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者（以下、本⑦において「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

2. (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、本⑦において「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(2) 本新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき次の①又は②の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

① 株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(3) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

3. (1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

- (2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本⑦において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
- 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2016年9月9日、2017年9月1日、2018年9月1日及び2019年9月1日（それぞれの日を、以下、本⑦において「権利確定日」という。）に、以下のとおり累積して権利確定する。但し、権利確定する本新株予約権の数は、合算して、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数を上限とする。
    - 当該日時点における年間売上成長率（※1）が5%以下である場合、本新株予約権者に割り当てられた数の2.5%が権利確定する。
 

（※1）本⑦において、「年間売上成長率」とは、新株予約権割当契約締結時点における当社グループの既存事業からの連結売上高について、当該日の直前事業年度における連結売上高の、当該直前事業年度の直前の事業年度における連結売上高に対する成長率をいう。
    - 当該日時点における年間売上成長率が10%以上である場合、本新株予約権者に割り当てられた数の25%が権利確定する。
    - 当該日時点における年間売上成長率が5%超・10%未満である場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該年間売上成長率と5%との差に4.5を乗じて2.5%を加算した割合の本新株予約権が権利確定する。
  - 本新株予約権は、2019年9月1日時点で本新株予約権者と当社又はその子会社等との間の雇用関係が存続していることを条件として、同日に、以下のとおり、上記a.に追加して権利確定する。但し、上記a.に従い権利確定した本新株予約権の総数が下記(a)又は(b)に従い計算される本新株予約権の数以上である場合、本b.に基づく追加的な権利確定は生じない。
    - 当該日時点における平均年間売上成長率（※2）が10%以上である場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は全て権利確定する。
 

（※2）本⑦において、「平均年間売上成長率」とは、2015年7月1日から2019年6月30日までの4年間における平均の年間売上成長率（複利ベースで計算される。）をいう。
    - 当該日時点における平均年間売上成長率が5%超・10%未満である場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該年間売上成長率と5%との差に18を乗じて10%を加算した割合の本新株予約権が権利確定する。
  - 上記a.及びb.にかかわらず、2019年9月1日より前に支配権移転（※3）が生じる場合、本新株予約権は、支配権移転が生じた日において未到来の権利確定日の数に2.5を乗じた割合の本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定する。
 

（※3）本⑦において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の75%を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本⑦において同じ。）に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。

    - 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本⑦において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
    - BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の75%超が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
    - 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - 本新株予約権者と当社又はその子会社等との間の雇用関係が、本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由以外の理由に基づき、当社又はその子会社等により終了された場合、下記の各場合に応じた割合に、当該終了日が属する事業年度の初日から当該終了日までの日数を365で除した割合を乗じた数の本新株予約権が権利確定する。
    - 直近12ヶ月売上成長率（※4）が5%以下である場合、2.5%。
 

（※4）本⑦において、「直近12ヶ月売上成長率」とは、新株予約権割当契約締結時点における当社グループの既存事業からの連結売上高について、当該終了日が属する月の2ヶ月前から遡った12ヶ月間における当社グループの連結売上高の、前年同期間における当社グループの連結売上高に対する成長率をいう。
    - 直近12ヶ月売上成長率が10%以上である場合、25%。

- (c)直近12ヶ月売上成長率が5%超・10%未満である場合、当該直近12ヶ月売上成長率と5%との差に4.5を乗じて2.5%を加算した割合。
- e. 上記a.乃至d.に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場をもって行使可能となり、適格上場後に権利確定する本新株予約権は、権利確定時に行使可能となる。
- f. 上記e.にかかわらず、支配権移転が生じる場合、当該支配権移転の直前までに上記a.乃至d.に従って権利確定した本新株予約権は当該支配権移転の直前に行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本f.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- g. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
- (a)900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
  - (b)新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
  - (c)新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスクカウンテッド・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
  - (d)新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合
- h. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、当該終了時点で権利未確定の本新株予約権は直ちに消滅するとともに、当該終了時点で権利確定済みの本新株予約権のうち当該終了日前に行使されていない本新株予約権は、以下のとおり取り扱われる。
- (a)本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき、雇用関係が当社又はその子会社等により終了された場合、当該本新株予約権は直ちに消滅する。なお、この場合、当社又はその子会社等は、本新株予約権の行使により当該本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
  - (b)上記(a)以外の理由に基づき、雇用関係が当社又はその子会社等により終了された場合、又は、理由の如何を問わず本新株予約権者により雇用関係が終了された場合、当該本新株予約権は引き続き権利確定済みのまま残存し、支配権移転時又は本新株予約権の行使期間の末日のいずれか早い日まで行使できる。なお、この場合、当社又はその子会社等は、本新株予約権の行使により当該本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- i. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業禁止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。
4. 当社は、以下の(1)から(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。
  - (2)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案。
  - (3)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案。
  - (4)当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案。
  - (5)当社普通株式についての株式の併合の議案。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本⑦において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する本新株予約権（以下、本⑦において「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、本⑦において「再編対象会社」という。）の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件及び取得条項

上記（注）3及び（注）4に準じて決定する。

6. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

区分	最近事業年度末現在 (2016年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年1月31日)
新株予約権の数（個）	—	3,820
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）1	—	382,000 （注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）2	—	450 （注）6
新株予約権の行使期間	—	自 2016年9月9日 至 2021年9月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 450 資本組入額 225 （注）6
新株予約権の行使の条件	—	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による本新株予約権 の取得については、取締 役会決議による当社の承 認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）5

(注) 1. (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下、本⑧において「付与株式数」という。）は1株とする。

(2) 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4) 本項に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとする。

(5) 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者（以下、本⑧において「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

2. (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、本⑧において「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(2) 本新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき次の①又は②の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(3) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

3. (1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

(2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

- (3) 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本⑧において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
- 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2016年9月1日から起算して、各1年後の応当日ごとに、当該本新株予約権者に割り当てられた数の25%又は33.3%（新株予約権割当契約において、本新株予約権者ごとに、いずれかの割合が定められている。）ずつ累積して権利確定する。
  - 上記a.にかかわらず、本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の50%又は75%（新株予約権割当契約において、本新株予約権者ごとに、いずれかの割合が定められている。）を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本⑧において同じ。）をもって行使可能となる。なお、一部の本新株予約権者については、当該本新株予約権が権利確定の上で行使可能となった暦年の翌年3月15日までに限り行使可能であり、当該日の経過をもって当該本新株予約権は消滅する旨が定められている。
  - 上記a.及びb.にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- （※）本⑧において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本⑧において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の50%超又は75%超（新株予約権割当契約において、本新株予約権者ごとに、いずれかが定められている。）が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
    - 900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
    - 新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
    - 新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
    - 新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合
  - 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。
    - 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
    - 上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
  - 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業避止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。
4. 当社は、以下の(1)から(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。
  - 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案。
  - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

- (4)当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案。
- (5)当社普通株式についての株式の併合の議案。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本⑧において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する本新株予約権（以下、本⑧において「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、本⑧において「再編対象会社」という。）の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2に準じて決定する。
- (5)新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要する。
- (8)新株予約権の行使の条件及び取得条項  
上記（注）3及び（注）4に準じて決定する。
6. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

区分	最近事業年度末現在 (2016年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年1月31日)
新株予約権の数（個）	—	780
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）1	—	78,000 （注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）2	—	450 （注）6
新株予約権の行使期間	—	自 2016年9月9日 至 2021年9月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 450 資本組入額 225 （注）6
新株予約権の行使の条件	—	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による本新株予約権 の取得については、取締 役会決議による当社の承 認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）5

（注）1. (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下、本⑨において「付与株式数」という。）は1株とする。

(2) 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4) 本項に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとする。

(5) 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者（以下、本⑨において「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

2. (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、本⑨において「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(2) 本新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき次の①又は②の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

① 株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(3) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

3. (1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

(2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

- (3) 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本⑨において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
- 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2017年9月1日、2018年9月1日、2019年9月1日及び2020年9月1日に、当該本新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定する。
  - 上記a.にかかわらず、本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の75%を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本⑨において同じ。）をもって行使可能となる。なお、一部の本新株予約権者については、新株予約権割当契約上、権利確定の上で行使可能となった本新株予約権は、その行使可能となった暦年の翌年3月15日までに限り行使可能であり、当該日の経過をもって当該本新株予約権は消滅する旨が定められている。
  - 上記a.及びb.にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合は、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- （※）本⑨において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本⑨において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の75%超が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
    - 900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
    - 新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
    - 新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
    - 新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合
  - 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。
    - 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
    - 上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
  - 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業避止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。
4. 当社は、以下の(1)から(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。
  - 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案。
  - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案。
  - 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案。
  - 当社普通株式についての株式の併合の議案。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本⑨において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する本新株予約権（以下、本⑨において「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、本⑨において「再編対象会社」という。）の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び上記（注）2に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件及び取得条項

上記（注）3及び（注）4に準じて決定する。

6. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

区分	最近事業年度末現在 (2016年6月30日)	提出日の前月末現在 (2017年1月31日)
新株予約権の数（個）	—	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）1	—	24,000 （注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）2	—	450 （注）6
新株予約権の行使期間	—	自 2016年9月9日 至 2021年9月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 450 資本組入額 225 （注）6
新株予約権の行使の条件	—	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による本新株予約権 の取得については、取締 役会決議による当社の承 認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）5

(注) 1. (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下、本⑩において「付与株式数」という。）は1株とする。

(2) 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整を適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4) 本項に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとする。

(5) 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者（以下、本⑩において「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

2. (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、本⑩において「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(2) 本新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき次の①又は②の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

① 株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(3) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

3. (1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

(2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

- (3) 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本⑩において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
- a. 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2017年9月1日、2018年9月1日、2019年9月1日及び2020年9月1日に、本新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定する。
  - b. 上記a. にかかわらず、本新株予約権は、2019年8月30日又は適格上場（新規上場に際して又はそれ以後に、当社の議決権の75%を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本⑩において同じ。）のいずれか遅い方の日をもって行使可能となる。
  - c. 上記a. 及びb. にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合は、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c. に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- （※）本⑩において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- (a) 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本⑩において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - (b) BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の過半数が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - (c) 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
    - (a) 900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
    - (b) 新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
    - (c) 新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウンティッド・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
    - (d) 新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合
  - e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、当該終了時点で行使されていない本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。
    - (a) 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
    - (b) 上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
  - f. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業避免その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。
4. 当社は、以下の(1)から(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。
  - (2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案。
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案。
  - (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案。
  - (5) 当社普通株式についての株式の併合の議案。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限

る。) (以上を総称して以下、本⑩において「組織再編行為」という。) をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する本新株予約権(以下、本⑩において「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、本⑩において「再編対象会社」という。)の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び上記(注)2に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会(取締役会設置会社である場合には取締役会)の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件及び取得条項

上記(注)3及び(注)4に準じて決定する。

6. 2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。

これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2013年11月25日 (注) 1	1	1	25	25	25	25
2014年2月3日 (注) 2	343,000	343,001	8,575,000	8,575,025	8,575,000	8,575,025
2014年10月24日 (注) 3	35,587	378,588	818,095	9,393,120	818,095	9,393,120
2016年6月30日 (注) 5	-	378,588	△9,293,120	100,000	△9,368,120	25,000
2016年9月30日 (注) 7	37,480,212	37,858,800	-	100,000	-	25,000
2017年1月27日 (注) 8	275,500	38,134,300	68,875	168,875	68,875	93,875

(注) 1. 会社（株式会社BCJ-11）設立によるものであります。

割当先 秋山秀健  
発行株数 普通株式1株  
発行価格 50,000円  
資本組入額 25,000円

2. 第三者割当増資によるものであります。

割当先 Bain Capital Sting Hong Kong Limited  
発行株数 普通株式343,000株  
発行価格 50,000円  
資本組入額 25,000円

3. 第三者割当増資によるものであります。

割当先 VOC Investment Partners B.V.、Poldie Ventures B.V.B.A、Maikel Willems  
発行株数 普通株式35,587株  
発行価格 45,977円  
資本組入額 22,989円

(※) 株式に係る発行価格と資本組入額については小数点以下を四捨五入しております。

4. 株式会社BCJ-12は2014年7月1日付で（旧）マクロミル①を吸収合併しております。なお、当該合併は無対価合併であり、株式を交付していないため、発行済株式総数等の増加はなく、合併比率は定めておりません。
5. 欠損填補等を目的として資本金及び資本準備金の減少を行ったことによるものであります。
6. 株式会社マクロミルホールディングスは、2016年6月30日付で（旧）マクロミル②を吸収合併しております。なお、当該合併は、無対価合併であり、株式を交付していないため、発行済株式総数等の増加はなく、合併比率は定めておりません。
7. 株式分割（1株：100株）によるものであります。
8. 新株予約権の行使によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2016年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	3	1	1	5	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	-	373,472	3,116	2,000	378,588	-
所有株式数の割 合（%）	-	-	-	-	98.65	0.82	0.53	100.00	-

## (6) 【議決権の状況】

## ①【発行済株式】

2016年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 37,858,800	378,588	1単元の株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	37,858,800	—	—
総株主の議決権	—	378,588	—

## ②【自己株式等】

2016年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。  
当該制度の内容は以下のとおりです。

(第1回ストックオプション)

決議年月日	2014年10月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(第2回ストックオプション)

決議年月日	2014年10月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(第3回ストックオプション)

決議年月日	2015年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## (第4回ストックオプション)

決議年月日	2015年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## (第5回ストックオプション)

決議年月日	2016年1月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役 1名、当社執行役兼当社完全子会社役員 1名、当社完全子会社役員兼当社従業員 3名及び当社従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## (第6回ストックオプション)

決議年月日	2016年5月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社完全子会社従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## (第7回ストックオプション)

決議年月日	2016年9月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社完全子会社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## (第8回ストックオプション)

決議年月日	2016年9月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役1名、当社完全子会社役員兼当社従業員4名及び当社従業員134名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## (第9回ストックオプション)

決議年月日	2016年9月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社従業員 39名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2016年9月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しております。一方で、将来の成長投資に必要となる内部留保の充実と、財務基盤の確立、株主への利益還元を総合的に勘案することが大切だと考えており、当社の資本コストを上回る投資案件がある場合には、企業価値向上につながる戦略的投資を実行し、持続的な売上高及び利益成長を実現することと、それを可能とする健全な財務基盤の確立を優先することが、株主の皆様との共通の利益の実現に資すると考えております。

従って当社は、長期的には20-30%程度の連結配当性向を目標としつつ、当面の間は上記政策に沿う範囲の中で、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的な増配を実現する形で剰余金の配当を行うことを基本方針と致します。

また当社は、定款に「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を規定しており、機動的な配当の実施を可能しております。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

男性11名 女性1名（役員のうち女性の比率8.3%）

### (1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	—	スコット・アーンスト	1963年4月16日	1987年2月 IVY FUND GROUP社 入社 1988年4月 東芝メディカルシステムズ社（米）入社 1992年5月 コダック社 入社 1996年1月 INTERMAX SOLUTIONS社 入社 1997年1月 AdKnowledge社 入社 1999年4月 Personify社 創業 2002年5月 Compete社 入社 2008年3月 Compete社 最高経営責任者 2013年6月 Millward Brown Digital社 最高経営責任者 2014年8月 L2社 最高経営責任者 2015年10月 当社 取締役兼代表執行役 グローバルCEO（現任） 2016年10月 当社 指名委員（現任）、報酬委員（現任）	注4	—
取締役	—	杉本 勇次	1969年7月11日	1992年4月 三菱商事（株）入社 2000年12月 リップルウッド・ホールディングスLLC入社 2001年10月 （株）デノン 取締役 2003年6月 コロンビアミュージックエンターテインメント（株） 取締役 2003年6月 （株）ディーアンドエムホールディングス社外取締役、指名委員 2005年6月 フェニックスリゾート（株） 取締役 2005年6月 （株）ディーアンドエムホールディングス監査委員、報酬委員 2005年7月 （株）RHJインターナショナル・ジャパンマネージングディレクター 2006年6月 ベインキャピタル・アジア・LLC マネージングディレクター（現任） 2007年6月 サンテレホン（株） 取締役 2009年3月 （株）ディーアンドエムホールディングス取締役 2009年12月 （株）ベルシステム24 取締役 2010年2月 （株）ヒガ・インダストリーズ 取締役 2010年3月 （株）ドミニ・ビザジャパン取締役 2010年5月 （株）ベルシステム24 取締役、指名委員、監査委員、報酬委員 2011年11月 （株）すかいらーく 社外取締役 2012年6月 （株）すかいらーく 取締役（現任） 2012年7月 ジュピターショップチャンネル（株）取締役 2013年11月 （株）マクロミルホールディングス 代表取締役 2013年11月 （株）BCJ-12代表取締役 2014年3月 当社 社外取締役 2014年3月 （株）ベルシステム24ホールディングス取締役（現任）、指名委員、監査委員、報酬委員 2014年7月 当社 取締役（現任）、監査委員（現任） 2015年3月 大江戸温泉ホールディングス（株）社外取締役 2015年3月 当社 指名委員、報酬委員 2015年5月 （株）雪国まいたけ 取締役（現任） 2015年6月 （株）ニチイ学館 社外取締役（現任） 2015年7月 日本風力開発（株） 取締役（現任） 2016年2月 大江戸温泉物語（株） 取締役（現任）	注4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	—	デイビッド・ グロスロー	1970年8月5日	1992年9月 日本電気（株）入社 1998年10月 ベイン・アンド・カンパニー入社 2000年10月 ベインキャピタル・LLC入社 2003年10月 キーストーン・オートモーティブ・オペレーションズ・インク 取締役 2004年6月 MEIコンラックス・ホールディングスジャパン（株） 取締役 2008年1月 ベインキャピタル・アジア・LLC マネージングディレクター（現任） 2009年3月 （株）ディーアンドエムホールディングス 取締役 2010年2月 （株）ヒガ・インダストリーズ 取締役 2010年3月 株式会社ドミノ・ピザジャパン 取締役（現任） 2010年5月 （株）ベルシステム24 社外取締役、指名委員、監査委員、報酬委員 2011年11月 チャイナ・ファイバー・アンド・セキュリティーグループ・インク 取締役（現任） 2011年11月 （株）すかいらーく 社外取締役（現任） 2011年12月 Vision Cayman Ltd.（旧ベインキャピタル・ビジョン・ケイマン・リミテッド） 取締役（現任） 2011年12月 UNV Digital Technologies (Hong Kong) Company Limited（旧ベインキャピタル・ビジョン・ホンコン・リミテッド） 取締役（現任） 2012年7月 ジュピターショップチャンネル（株） 取締役 2014年3月 当社 社外取締役（現任） 2014年3月 （株）ベルシステム24ホールディングス 社外取締役、指名委員、監査委員、報酬委員 2014年5月 リティル・ズーPTY・リミテッド 取締役（現任） 2014年7月 当社 指名委員（現任）、監査委員、報酬委員（現任） 2015年3月 大江戸温泉ホールディングス（株） 社外取締役 2015年7月 日本風力開発（株） 取締役（現任） 2016年2月 大江戸温泉物語（株） 取締役（現任）	注4	—
社外取締役	—	入山 章栄	1972年12月8日	1998年4月 （株）三菱総合研究所 入社 2008年8月 米ニューヨーク州立大学バッファロー校 スクール・オブ・マネジメント Assistant Professor 2013年8月 早稲田大学ビジネススクール 准教授（現任） 2016年5月 当社 社外取締役（現任）、監査委員（現任） 2016年10月 当社 指名委員（現任）、報酬委員（現任）	注4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	－	水島 淳	1981年4月14日	2005年10月 西村ときわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 2013年8月 WHILL, Inc. Director of Business Development入社 2014年8月 西村あさひ法律事務所復職 2016年1月 西村あさひ法律事務所パートナー弁護士（現任） 2016年11月 当社社外取締役（現任）、監査委員（現任）	注5	－
社外取締役	－	ローレンス・ウェバー	1955年7月7日	1978年9月 Mercersburg Academy 英語教諭 1981年10月 Figgie International 入社 1983年10月 Humphrey Browning MacDougal 入社 1987年6月 Weber Group CEO 1994年5月 Thunder House CEO 1996年11月 Weber Shandwick CEO 2002年1月 Interpublic's Advanced Marketing Services CEO 2006年1月 Racepoint Global CEO（現任） 2012年8月 Pegasystems Inc. 取締役（現任） 2016年11月 当社社外取締役（現任）	注5	－
計						－

(注) 1. 2014年7月1日開催の株主総会において、定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって委員会設置会社（現、指名委員会等設置会社）に移行しております。

2. デイビッド・グロスロー、入山 章栄、水島 淳、ローレンス・ウェバーは社外取締役であります。

3. 当社の指名委員会等の体制は以下のとおりとなっております。

#### 指名委員会

委員長 スコット・アーンスト、委員 デイビッド・グロスロー、入山 章栄  
報酬委員会

委員長 スコット・アーンスト、委員 デイビッド・グロスロー、入山 章栄  
監査委員会

委員長 入山 章栄、委員 杉本 勇次、水島 淳

4. 2016年9月28日付の第3回定時株主総会による同日付の選任後、1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

5. 2016年11月29日付の臨時株主総会による同日付の選任後、1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表執行役	グローバルCEO	スコット・アーンスト	1963年4月16日	(1) 取締役の状況に記載しております。	注1	—
執行役	グローバルCOO	マーク・サイデル	1961年3月8日	1983年7月 MARS DRINKS入社 2001年7月 MEI入社 2006年6月 MEI, Inc. CFO就任 2013年12月 CRANE PAYMENT INNOVATIONS CFO就任 2016年6月 当社 執行役グローバルCOO (現任)	注1	—
執行役	グローバルCFO	城戸 輝昭	1968年11月18日	1992年4月 (株)三和銀行入行 2000年4月 野村証券(株) 入社 2003年6月 (株)ガイアックス 入社 2004年6月 ゼネラル・エレクトリック入社 2015年2月 当社 執行役グローバルCFO (現任)	注1	—
執行役	グローバルCHRO	岡 慎一郎	1969年3月8日	1991年4月 (株)東芝 入社 2002年5月 ユナイテッド・テクノロジーズ(UTC) (株) 入社 2008年9月 日本アイ・ビー・エム(株) 入社 2012年1月 IBMコーポレーション 入社 2013年8月 日本アイ・ビー・エム(株) 入社 2014年3月 日本コカ・コーラ(株) 入社 2015年9月 当社 執行役グローバルCHRO (現任)	注1	—
執行役	グローバルCTO	小川 久仁子 (戸籍名: 高橋 久仁子)	1967年2月21日	1989年4月 日本アイ・ビー・エム(株) 入社 2015年2月 当社 執行役グローバルCTO (現任)	注1	—
執行役	日本担当	佐々木 徹	1975年3月14日	1999年4月 (株)一広 入社 2002年12月 (株)エービーシーマート 入社 2003年6月 当社 入社 2014年10月 (株)グライダーアソシエイツ 入社 2015年6月 当社 入社 2015年10月 当社 執行役日本担当 (現任)	注1	—
執行役	欧米担当	ヤン・ウィレム・ゲリッツェン	1973年10月23日	1999年10月 MetrixLab B.V. 社 創業 COO 兼CFO 2014年10月 当社 執行役 欧米担当 (現任)	注1	3,032,800
計						3,032,800

- (注) 1. 2016年10月3日付の取締役会による選任後、最初に招集される定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。
2. ヤン・ウィレム・ゲリッツェンの所有株式数欄に記載の3,032,800株は、同氏が間接的に議決権を50%保有する資産管理会社であるVOC Investment Partners B.V. が保有する当社株式数を記載しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループは、当社グループの役員及び従業員に対して日常の業務遂行において遵守すべき事項の礎として「マクロミル行動規範」を定めております。「マクロミル行動規範」は、マクロミルの経営理念を根底に、マクロミルにおけるすべての役員及び従業員（正社員、契約社員、パート・アルバイト、嘱託社員、派遣社員及び出向社員を含み、以下同様とする。）があらゆる企業活動のなかで必要な社会的責任を十分に認識し、社会倫理に適合した行動をとることがマクロミルの適正かつ健全な発展に必要不可欠であるという方針のもと、「法令等の遵守」、「社会との関係」、「人権の尊重」、「誠実な企業活動」の各項目について詳細な行動規範を定めています。

当社グループは、「マクロミル行動規範」を基に健全性及び透明性の高い経営を実現すべく、コーポレート・ガバナンス体制を確立するとともに、継続的な見直しと充実を図ってまいります。

#### ①会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### イ. 会社の機関の基本説明

###### a. 経営監督機能

###### 取締役会

取締役会は経営の最高意思決定機関として、1ヶ月に1回以上開催され、当社では、会社法第416条に規定する専権事項を中心とした重要事項について決定することとしています。取締役会の構成は、6名の取締役により構成されており、うち4名は社外取締役です。当社では、取締役会に次の委員会を設置しています。

###### (ア)指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関です。指名委員会は、取締役3名から構成されており、その内2名は社外取締役です。

###### (イ)報酬委員会

取締役及び執行役の個人別の報酬内容を決定する機関です。取締役3名により構成されており、その内2名は社外取締役です。

###### (ウ)監査委員会

取締役及び執行役の業務執行に関する違法性及び妥当性についての監査並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、原則1ヶ月に1回開催されています。監査委員会は、取締役3名により構成されており、そのうち2名は社外取締役となっております。

###### b. 業務執行機能

###### 代表執行役、執行役

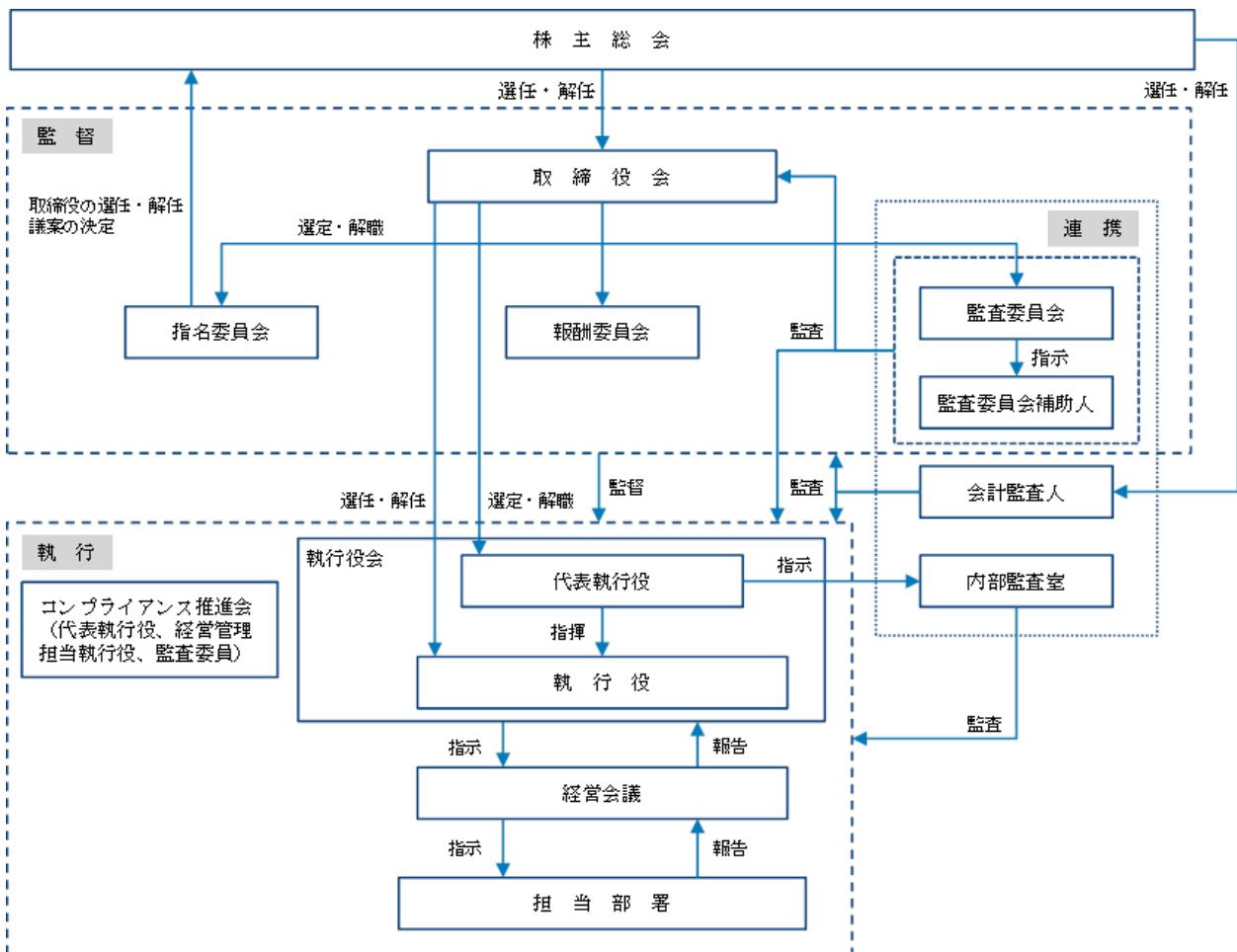
当社は、執行役の中から代表執行役1名を選任しています。代表執行役は、業務執行最高責任者として当社を代表し、取締役会の決議に基づき委任を受けた業務を執行します。また代表執行役は、取締役会に対し、業務執行状況及び月次決算の状況について毎月1回の月次決算に関する報告に加えて、四半期に1回、業務執行状況について報告を行っております。執行役は代表執行役を補佐し、業務執行の推進責任及び監督責任を負っております。

###### 執行役会

代表執行役及び執行役により構成され、取締役会の決議により委任を受けた業務執行の重要事項を多数決により決議いたします。

## ロ. 当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、適時情報開示を積極的に行うことで経営の透明性と公正性を高め、遵法経営を念頭に置きながら永続的利益の追求による企業価値の最大化を図ってまいります。また社会環境の変化に迅速に対応し得る経営組織を構築し維持すること、及び当社のステークホルダーとの調和をとりながら、株主重視を意識した経営の舵取りをしてゆくことで、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築することが重要であると認識しております。



## ハ. 内部統制システムの整備の状況

- ① 当社の執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 当社の取締役会は、定期的に執行役から職務執行の状況の報告を受けるとともに、必要な事項について執行役に報告をさせ、執行役の職務執行を監督しております。
  - イ. 当社の執行役は、法令、定款及び取締役会決議並びに業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に従い、当社の業務を執行しております。
  - ウ. 当社の監査委員は、法令に定められた権限を行使するとともに当社の執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役（外国法上取締役に相当する者を含む。以下同様。）及び使用人の職務を監査しております。
  - エ. 当社グループの役員及び使用人の社会倫理に適合した行動を促すため、マクロミル行動規範を定めております。また、行動規範の周知、遵守のための研修等の啓蒙・教育活動を推進しております。全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的にコンプライアンス推進体制を整備、コンプライアンス最高責任者を代表執行役とし、経理管理本部担当執行役を会長とするコンプライアンス推進会を設置しております。コンプライアンス推進会では、コンプライアンスに関する方針・施策の検討と推進、コンプライアンス体制の推進と改善、企業理念・企業行動基準の周知徹底と遵守の総括管理を行っております。
  - オ. 法令、倫理、行動規範に対する違反違法行為の早期発見と是正を図るため、内部通報運用規程に内部通報制度の設置を定めています。
  - カ. 当社の代表執行役直轄の内部監査室は、内部監査規程、内部監査手続基準、内部監査計画等に基づき、当社グループにおける会社業務全般について、法令・定款・社内規程の遵守状況、業務執行手続及びその妥当性について監査を実施し、その結果について、代表執行役及び監査委員会に報告を行っております。代表執行役は、業務執行手続上不適切な事項がある場合には必要に応じて各事業部門又は子会社に改善を勧

告しております。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘・改善事項について、その改善状況につき、フォローアップ監査を実施しております。

② 当社の執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 情報の保存・管理

各委員会議事録等の法定文書のほか、執行役会議事録等の重要な職務執行に係る情報が記録された文書（電磁的記録を含む。以下同様。）を文書管理規程その他内規程に従い、適切に保存、管理しております。

イ. 情報の閲覧

執行役は、上記文書等について監査委員会からの要求があった場合には速やかに提出しております。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社の経営管理本部に法務ユニットを、また代表執行役直轄の組織として内部監査室を設置し、当社グループの法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行っております。

イ. 当社の取締役会、執行役会、経営会議その他の重要な会議にて、執行役、エグゼクティブマネジャー、当社子会社の取締役、その他の業務執行責任者から、当社グループの業務執行に関わる報告を定期的に行っております。

ウ. 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動の継続に関し、適時かつ適切な検討を行い、損失危機管理の状況をモニタリングしております。

エ. プライバシーポリシーを定め、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施、維持し、かつ改善するとともに、情報セキュリティポリシーを定め、適切な情報管理体制を構築、維持しております。

オ. 不測の事態が発生した場合には、当社の執行役を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理にあたります。

カ. 当社グループに著しい損害を及ぼす事態が現に生じた場合を想定し、損害を最小限に止めるために、緊急対策本部の設置、緊急連絡網の整備、顧客・パネルその他ステークホルダーへの対応、業務の継続判断等に関するガイドラインを定めております。

④ 当社の執行役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社の取締役会は職務権限規程、業務分掌規程に基づき適切に執行役又は執行役会に権限の委譲を行い、執行役又は執行役会が付与された権限及び予め設定された経営計画に基づき適正、円滑、組織的かつ効率的な業務の執行が行われる体制を構築しております。各執行役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて当社グループ全体としての経営目標の達成に努め、委任された権限及び予め設定された経営計画に基づき当社グループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行っております。また、当社グループにとって重要な案件が当社子会社各社から当社に上程され、適切な機関によって意思決定されることを確保するため、当社は、当社子会社各社をして、必要事項を定めた職務権限規程を制定させるとともに、その内容を各社の使用人に対して周知徹底させております。

イ. 当社及び当社子会社各社の人事制度に、目標達成に向けて使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行っております。

ウ. 当社の各種社内会議体制の整備

a. 取締役会

取締役会は、原則毎月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行うとともに、定期的に執行役から職務執行の状況の報告を受け、必要な事項について執行役に報告をさせ、執行役の職務執行を監督しております。

b. 執行役会

執行役会は、会社法第416条第4項に基づき、取締役会の決議によって、執行役に委任された業務執行の決定のうち、職務権限規程により執行役会決議事項とされた事項について決議を行っております。執行役会は、原則毎週1回開催される定時執行役会の他、必要に応じて臨時執行役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。

c. 経営会議

執行役、エグゼクティブマネジャーからなる経営会議を原則として毎週1回開催し、業務執行、営業戦略等に関わる重要事項について、慎重かつ多角的に検討、協議を行っております。

- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社の執行役又はマネジャー職に相当する職位以上の者を当社子会社の取締役の一部として派遣し、当該子会社における他の取締役の職務執行を監督しております。
  - イ. 当社において原則毎週開催される定時執行役会又は経営会議において、適時、当社子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、当該子会社の取締役又は担当執行役若しくは担当エグゼクティブマネジャーから報告を行っております。
  - ウ. 当社子会社における法令等遵守体制、損失危機管理体制、情報保存管理体制、効率性確保体制の構築運営を支援する体制及び当該子会社における内部統制体制を管理・モニタリングする体制を構築しております。
  - エ. 経営管理本部は子会社等管理規程に基づき、当社子会社に一定の事項について所定の承認を受けさせ、経営内容を把握するため資料等の提出を求め検討しております。
  - オ. 内部監査室は、当社子会社に対し、会社業務全般について、法令・定款・社内規程の遵守状況、業務執行手続及びその妥当性について監査を実施しております。
- ⑥ 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
監査委員の指名により、職務を補助する使用人を設置しております。
- ⑦ 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項、並びに当社の監査委員会の前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
前号の使用人を置く場合には、その独立性を確保するため使用人の人事考課及び異動に関しては、監査委員会の意見をもとにこれを行います。
- ⑧ 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制、並びに当社子会社各社の取締役、監査役その他これらの方に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制  
当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人（以下、総称して「取締役等」といいます。）は、監査委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告いたします。また、取締役等は、監査委員会に対して、法定の事項に加えて、当社グループに重大な影響を与える事項、当社子会社各社の役員及び使用人から内部通報制度等により報告を受けた重要事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告いたします。報告の方法については、監査委員会が決定する方法によります。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社グループでは、法令、倫理、行動規範に対する違反行為の早期発見と是正を図るために、内部通報運用規程に基づいて内部通報制度を設置・運用しており、かかる制度に基づき通報を行った役員及び従業員を公正かつ丁重に取り扱い、通報者に対する一切の報復措置を許容せず、当該通報者の匿名性を可能な限り維持することに努めます。
- ⑩ 当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査委員会は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に関する活動に係る費用計画を作成し、当社は、かかる費用計画に従って発生した費用を負担いたします。これらの費用には、監査委員会が必要に応じてその職務の遂行のために利用する弁護士その他の外部専門家の費用も含まれます。
- ⑪ その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査委員会又は監査委員は、必要に応じて隨時、当社グループの取締役、執行役又は使用人から報告を受けます。
  - イ. 監査委員会又は監査委員は、主要な稟議書その他の決裁書類を閲覧し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握いたします。また、必要に応じて当社グループの取締役、執行役又は使用人からその説明を求めます。
  - ウ. 監査委員会又は監査委員は、当社グループの会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ります。
  - エ. 監査委員会又は監査委員が、必要に応じて独自に、弁護士その他の外部専門家に相談できる環境を整備いたします。

- オ. 監査委員は、原則毎月1回、監査委員会を開催し、監査に係る方針、重要事項について協議を図るものとし、必要に応じて当社グループの取締役、執行役、監査役（外国法上監査役に相当する者を含む。）又は内部監査室と意見を交換いたします。
- カ. 当社の代表執行役直轄の内部監査室は、内部監査の計画及び結果について、代表執行役及び監査委員会に報告を行います。

#### ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ア. 反社会的勢力と一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応しております。
- イ. 反社会的勢力に対する対応部門を経営管理本部に設置するとともに、不当要求防止責任者を選任しております。
- ウ. 不当要求防止責任者は、所轄警察署が開催する講習会などに定期的に参加し、所轄警察署や関連団体などから適宜情報を入手し、これらの情報に基づき反社会的勢力からの被害防止を行っております。
- エ. 有事の際には、所轄警察署や弁護士などと緊密に連携し、速やかに対処できる体制を構築しております。

#### 二. 内部監査及び監査委員会監査の状況

当社は、内部監査を担当する部署として、代表取締役直属の組織として内部監査室を設置しています。内部監査室には専任の内部監査室長1名を置き、全部署を対象に監査を実施しています。また、監査委員会は、取締役1名、社外取締役2名により構成され、監査を実施しております。なお、日常的な監査につきましては、監査委員会決議により選任された監査補助者2名により行われています。監査体制や監査範囲などに関し、内部監査室と監査委員会及び会計監査人は緊密に連携して活動しています。

#### ホ. 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

所属する監査法人名	有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員・業務執行社員	國本 望
指定有限責任社員・業務執行社員	藤井 淳一 (2016年6月期まで)
指定有限責任社員・業務執行社員	小出 啓二
監査業務に係る補助者の構成	公認会計士 14名
	その他 26名

(注) 繼続監査年数が7年以内のため年数の記載を省略しております。

#### ヘ. 社外取締役との関係

当社の社外取締役は4名であります。社外取締役デイビッド・グロスローは、Bain Capital Asia, LLCのマネージングディレクターであります。同社は、当社の発行済株式総数の89.4%を所有する親会社Bain Capital Sting Hong Kong Limitedを間接的に保有する投資ファンドに対して投資助言を行うBain Capital Private Equity, LPのグループ会社であります。当社は、同社との間で、前記「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載のとおりマネジメント契約を締結し、マネジメントフィーを支払っており、同社からは資金調達、オペレーション、組織再編等に関するアドバイスの提供を受けております。

社外取締役入山章栄は、早稲田大学ビジネススクールにて経営戦略論・国際経営論を専門とする准教授であります。

社外取締役水島淳は、企業グループのコンプライアンスに関する高い知見と監督能力を有し、豊富な経験と幅広い知見を持った弁護士であります。

社外取締役ローレンス・ウェバーは、デジタル・マーケティング領域に関する豊富な知見や長年の経営経験を持った企業経営者であります。

なお、当社と各役員との間で人的関係、資本的関係及びその他の利害関係はありません。

#### ②リスク管理体制の整備の状況

当社では、各部門での情報収集をもとに執行役会や経営会議などの重要会議を通じてリスク情報を共有しつつ、「情報セキュリティ基本規程」、「個人情報保護に関する基本規程」に基づく活動を通し、リスクの早期発見及び未然防止に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる良好な関係を構築するとともに、監査委員会の監査及び内部監査を通して、潜在的リスクの早期発見及び未然防止によるリスク軽減に努めております。

なお、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、代表執行役を部長とした対応部を設置し、迅速かつ的確に対応し、損失・被害等を最小限にとどめるための体制を整えております。

### ③子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社及び関係会社に関する業務の管理については、財務経理本部、経営管理本部、アプリケーション・ディベロップメント部及びグローバル・インフラストラクチャー本部がそれぞれ担当する分野に関する業務を管理しております。具体的には、関係会社の経営成績・財政状態を把握するため、月次決算書等の報告を求め、必要に応じて指導を行っております。

また、下記の事項を含む重要事項については、関係会社より事前に報告を求め、当社子会社等管理規程の内容又は関係会社の職務権限規程の内容に従って必要な決裁を得て行っております。

#### a. 申請会社の承認を要する事項

- ・株主総会付議事項（定款の変更、決算案、役員の選解任等）の決定
- ・経営計画案（利益計画、資金計画、設備計画）
- ・会社の設立、解散
- ・重要な株式の取得、処分
- ・増減資
- ・重要な諸規程の制定、改廃
- ・重要な契約の締結、改廃
- ・重要な資産の取得・処分
- ・会計処理基準の変更
- ・その他経営上の重要事項（合併、事業の譲渡等）

#### b. 申請会社への報告事項

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、その他重要な会議体に関する議事録
- ・株主名簿
- ・定款その他の重要な規程
- ・組織図
- ・決算書類（事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書、勘定科目明細書、税務申告書等）
- ・経営計画書（中期及び年度）
- ・月次実績資料
- ・その他関係会社関連上の重要事項

各関係会社の管理資料は、当社財務経理本部が整備、保管して、担当する執行役（グローバルCFO）が分析を行っております。また、執行役会において、各関係会社の営業及び損益状況等の報告を受け、計画との差異が生じた場合は必要な対策を協議しています。MetrixLab B.V.社については、当社財務経理本部の役職者が現地に出向し、取締役として適切な経営指導及び当社との調整等を行っております。なお、株式会社電通マクロミルインサイトを除く国内関係会社の人事、法務、経理業務については、当社でシェアードサービスを行っており、当社で直接業務を遂行しております。

### ④役員報酬の内容

#### イ. 提出会社の役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

2016年6月期における当社（形式上の存続会社である旧株式会社マクロミルホールディングス）の取締役及び執行役に対する役員報酬は以下のとおりであります。なお、当社は2016年6月30日に実質的な事業運営主体である（旧）マクロミル②を吸収合併したため、ここでは（旧）マクロミル②における役員報酬の金額を含んで記載しております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役 を除く)	10,074	10,074	—	—	—	2
執行役	244,533	148,972	22,560	73,000	—	8
社外取締役	1,333	1,333	—	—	—	1
計	255,941	160,380	22,560	73,000	—	11

#### □. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、報酬委員会を設置しており、取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針を定めております。同委員会は、2名の社外取締役、1名の取締役で構成されており、委員自身の報酬等に関する事項が議論される場合には、当該委員の出席はできないものとしています。

また、その決定方法の概要は、以下のとおりであります。

##### 1) 取締役

取締役の報酬は、経歴、専門的知識及び能力水準、これまでの報酬実績、担当する役割、並びに他社の報酬水準に関する調査結果等を総合的に勘案して、報酬委員会において個人別の報酬額に基づき決定いたします。

##### 2) 執行役

執行役の報酬は、委任された職務において、求められる役割、与えられる権限、果たすべき責任の大きさを勘案し、他社の報酬水準に関する調査結果等を考慮した上で、役位別の報酬基準額を決定いたします。報酬基準額は、「基本報酬」並びに「業績連動報酬」で構成され、役位別にその比率を設定いたします。基本報酬は定額とし、業績連動報酬は個人別の財務目標の達成率やミッション達成度等の評価項目に対する評価結果に基づき毎期決定いたします。

#### ⑤取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

#### ⑥取締役選任の決議要件

当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### ⑦株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

#### ⑧取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

#### ⑨責任限定契約の内容の概要

当社は定款にて会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨定めており、取締役であるデイビッド・グロスロー、杉本勇次、入山章栄、水島淳及びローレンス・ウェバーとの間で当該契約を締結しております。なお本契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

#### ⑩剰余金の配当等の機関決定

当社は会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社(注2)	28,500	—	92,800	—
連結子会社	27,783	44,000	—	—
計	56,283	44,000	92,800	—

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に準ずる監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、最近連結会計年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社(形式上の存続会社である旧株式会社マクロミルホールディングス)は2016年6月30日に実質的な事業運営主体である(旧)マクロミル②を吸収合併したため、ここでは(旧)マクロミル②における報酬の金額を含めて記載しております。

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

(旧)マクロミル②及び当社の連結子会社2社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッドのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬45,748千円、非監査業務（税務及び管理会計に関するコンサルティング業務）に基づく報酬20,500千円を支払っております。

(最近連結会計年度)

(旧)マクロミル②及び当社の連結子会社2社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッドのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬29,791千円、非監査業務（主に税務に関するコンサルティング業務）に基づく報酬24,200千円を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、国際財務報告基準に関する助言・指導業務等であります。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査公認会計士等の監査日数等を勘案し、監査委員会の同意を得た上で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第93条の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前連結会計年度（2014年7月1日から2015年6月30日まで）及び当連結会計年度（2015年7月1日から2016年6月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2014年7月1日から2015年6月30日まで）及び当事業年度（2015年7月1日から2016年6月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期連結会計期間（2016年10月1日から2016年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2016年7月1日から2016年12月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加する等を行っております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を隨時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ①【連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
<b>資産</b>				
流動資産				
現金及び現金同等物	8, 32	11, 434, 701	7, 178, 730	6, 124, 093
営業債権及びその他の債権	9, 32	3, 931, 625	5, 789, 475	6, 015, 064
その他の金融資産	10, 32	1, 191, 585	827, 417	46, 903
その他の流動資産	11	460, 540	451, 930	539, 143
流動資産合計		17, 018, 452	14, 247, 553	12, 725, 205
非流動資産				
有形固定資産	12	868, 864	836, 798	979, 835
のれん	13	38, 815, 052	46, 583, 044	45, 290, 325
その他の無形資産	14	733, 481	6, 755, 178	5, 498, 324
持分法で会計処理されている投資	15	332, 360	23, 112	22, 720
その他の金融資産	10, 32	1, 090, 234	930, 463	880, 251
繰延税金資産	16	1, 137, 558	1, 679, 270	1, 167, 494
その他の非流動資産	11	44, 209	4, 994	481
非流動資産合計		43, 021, 761	56, 812, 862	53, 839, 433
資産合計		60, 040, 213	71, 060, 416	66, 564, 638
<b>負債及び資本</b>				
負債				
流動負債				
借入金	17, 32	1, 729, 741	2, 978, 748	3, 319, 498
営業債務及びその他の債務	19, 32	1, 495, 559	2, 085, 315	2, 492, 575
その他の金融負債	18, 20, 32	3, 272, 355	512, 233	252, 887
未払法人所得税等		887, 089	261, 020	252, 086
引当金	22	908, 049	931, 761	921, 312
その他の流動負債	23	953, 321	1, 289, 723	1, 609, 868
流動負債合計		9, 246, 117	8, 058, 803	8, 848, 228
非流動負債				
借入金	17, 32	33, 567, 765	45, 735, 536	38, 535, 461
その他の金融負債	18, 20, 32	958, 486	875, 176	754, 011
退職給付に係る負債	21	367, 698	278, 169	355, 985
引当金	22	185, 752	186, 553	179, 349
繰延税金負債	16	31, 014	1, 547, 596	1, 185, 319
その他の非流動負債	23	40, 611	60, 020	58, 427
非流動負債合計		35, 151, 329	48, 683, 053	41, 068, 555
負債合計		44, 397, 446	56, 741, 857	49, 916, 784
資本				
資本金	24	8, 575, 025	9, 393, 120	100, 000
資本剰余金	24	7, 525, 024	8, 431, 504	17, 813, 906
その他の資本の構成要素	24, 31	28, 383	306, 891	△387, 657
利益剰余金	24	△1, 292, 721	△5, 260, 512	△2, 461, 798
親会社の所有者に帰属する持分合計		14, 835, 712	12, 871, 005	15, 064, 450
非支配持分		807, 054	1, 447, 553	1, 583, 403
資本合計		15, 642, 767	14, 318, 558	16, 647, 854
負債及び資本合計		60, 040, 213	71, 060, 416	66, 564, 638

## 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当第2四半期 連結会計期間 (2016年12月31日)
<b>資産</b>			
流動資産			
現金及び現金同等物		6,124,093	6,406,232
営業債権及びその他の債権		6,015,064	7,477,053
その他の金融資産		46,903	79,866
その他の流動資産		539,143	553,632
流動資産合計		12,725,205	14,516,786
非流動資産			
有形固定資産		979,835	953,597
のれん	4	45,290,325	45,768,522
その他の無形資産	5	5,498,324	5,794,268
持分法で会計処理されている投資		22,720	28,619
その他の金融資産	11	880,251	930,620
繰延税金資産		1,167,494	994,013
その他の非流動資産		481	459
非流動資産合計		53,839,433	54,470,103
資産合計		66,564,638	68,986,889
<b>負債及び資本</b>			
<b>負債</b>			
流動負債			
借入金	6,11	3,319,498	3,767,949
営業債務及びその他の債務		2,492,575	2,403,379
その他の金融負債	12	252,887	317,113
未払法人所得税等		252,086	498,575
引当金		921,312	916,905
その他の流動負債		1,609,868	1,809,173
流動負債合計		8,848,228	9,713,098
非流動負債			
借入金	6,11	38,535,461	37,870,442
その他の金融負債	12	754,011	709,260
退職給付に係る負債		355,985	231,300
引当金		179,349	180,566
繰延税金負債		1,185,319	1,194,340
その他の非流動負債		58,427	62,127
非流動負債合計		41,068,555	40,248,039
負債合計		49,916,784	49,961,137
<b>資本</b>			
資本金		100,000	100,000
資本剰余金	7	17,813,906	10,476,336
その他の資本の構成要素		△387,657	△105,275
利益剰余金	7	△2,461,798	6,776,994
親会社の所有者に帰属する持分合計		15,064,450	17,248,056
非支配持分		1,583,403	1,777,696
資本合計		16,647,854	19,025,752
負債及び資本合計		66,564,638	68,986,889

## ②【連結損益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
売上収益		28,761,492	32,504,954
売上原価	21,27	△16,372,881	△17,926,217
売上総利益		12,388,610	14,578,736
販売費及び一般管理費	21,27,31,34	△7,950,646	△8,956,255
その他の営業収益	26	365,168	272,580
その他の営業費用	26	△5,399,485	△168,451
持分法による投資利益	15	9,814	3,457
営業利益（△は損失）		△586,538	5,730,067
金融収益	28	53,859	496,809
金融費用	28	△3,671,334	△2,139,053
税引前利益（△は損失）		△4,204,013	4,087,824
法人所得税費用	16	215,402	△848,860
当期利益（△は損失）		△3,988,611	3,238,964
当期利益の帰属			
親会社の所有者		△4,320,702	2,832,601
非支配持分		332,091	406,363
当期利益（△は損失）		△3,988,611	3,238,964
1株当たり当期利益（△は損失）			
基本的1株当たり当期利益（円）	30	△117.61	74.82
希薄化後1株当たり当期利益（円）	30	△117.61	74.82

## 【要約四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年12月31日)
売上収益	16,148,557	17,372,911
売上原価	△8,958,487	△9,033,674
売上総利益	7,190,069	8,339,237
販売費及び一般管理費	12 △4,258,341	△4,601,500
その他の営業収益	129,479	229,644
その他の営業費用	△68,810	△13,597
持分法による投資利益	6,636	5,897
営業利益	2,999,033	3,959,681
金融収益	9 49,886	3,181
金融費用	9 △1,072,865	△847,294
税引前四半期利益	1,976,055	3,115,568
法人所得税費用	△573,642	△938,895
四半期利益	1,402,412	2,176,672
四半期利益の帰属		
親会社の所有者	1,209,302	1,850,083
非支配持分	193,109	326,589
四半期利益	1,402,412	2,176,672
1株当たり四半期利益		
基本的1株当たり四半期利益(円)	10 31.94	48.87
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	10 31.94	48.87

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

注記	前第2四半期連結会計期間 (自 2015年10月1日 至 2015年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)
売上収益	8,457,919	9,250,087
売上原価	△4,557,660	△4,633,444
売上総利益	3,900,258	4,616,642
販売費及び一般管理費	12 △2,254,103	△2,352,441
その他の営業収益	71,739	128,747
その他の営業費用	△49,685	△7,407
持分法による投資利益	3,895	4,786
営業利益	1,672,105	2,390,326
金融収益	9 1,329	731
金融費用	9 △537,755	△668,880
税引前四半期利益	1,135,679	1,722,177
法人所得税費用	△326,581	△507,370
四半期利益	809,097	1,214,807
四半期利益の帰属		
親会社の所有者	697,147	1,025,058
非支配持分	111,950	189,748
四半期利益	809,097	1,214,807
1株当たり四半期利益		
基本的1株当たり四半期利益(円)	10 18.41	27.08
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	10 18.41	27.08

## ③【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
当期利益（△は損失）		△3,988,611	3,238,964
<b>その他の包括利益</b>			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	29	329,377	△30,773
確定給付制度の再測定	21,29	△5,780	△65,568
純損益に振り替えられることのない項目		323,597	△96,342
合計			
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	29	242,981	△875,471
純損益に振り替えられる可能性のある項目		242,981	△875,471
合計		566,578	△971,813
税引後その他の包括利益			
当期包括利益		△3,422,032	2,267,150
<b>当期包括利益の帰属</b>			
親会社の所有者		△3,793,564	2,078,476
非支配持分		371,531	188,674
当期包括利益		△3,422,032	2,267,150

## 【要約四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年12月31日)
四半期利益	1,402,412	2,176,672
<b>その他の包括利益</b>		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	11	△25,543
純損益に振り替えられることのない項目合計		△25,543
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額		△229,594
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		△229,594
税引後その他の包括利益		△255,137
四半期包括利益	1,147,274	2,368,845
<b>四半期包括利益の帰属</b>		
親会社の所有者	1,008,185	2,029,244
非支配持分	139,088	339,600
四半期包括利益	1,147,274	2,368,845

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

注記	前第2四半期連結会計期間 (自 2015年10月1日 至 2015年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)
四半期利益	809,097	1,214,807
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	11	△2,159
純損益に振り替えられることのない項目合計		△2,159
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額		△34,497
純損益に振り替えられる可能性のある項目		△34,497
合計		△34,497
税引後その他の包括利益		△36,657
四半期包括利益	772,440	1,440,911
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者		658,767
非支配持分		113,673
四半期包括利益	772,440	1,440,911

④【連結持分変動計算書】

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素				
	資本金	資本剰余金	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の換算差額
	千円	千円	千円	千円	千円
2014年7月1日時点の残高					
当期損失(△)	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	343,068	△ 3,004	187,074
当期包括利益合計	—	—	343,068	△ 3,004	187,074
新株の発行	24	818,095	818,095	—	—
企業結合に伴う変動	7	—	—	—	—
非支配持分の追加取得		—	△ 11,615	—	—
所有者による労務拠出	34	—	100,000	—	—
新株予約権の発行	31	—	—	—	—
株式に基づく報酬取引	31	—	—	—	—
利益剰余金への振替		—	△ 355,915	3,004	—
所有者との取引額合計		818,095	906,479	△ 355,915	3,004
2015年6月30日時点の残高		9,393,120	8,431,504	15,536	—
当期利益(△は損失)	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	△ 15,324	△ 33,887	△ 704,913
当期包括利益合計	—	—	△ 15,324	△ 33,887	△ 704,913
所有者による労務拠出	34	—	100,000	—	—
新株予約権の発行	31	—	—	—	—
株式に基づく報酬取引	31	—	—	—	—
非支配持分に対する配当金		—	—	—	—
資本金から資本剰余金への振替	24	△ 9,293,120	9,293,120	—	—
子会社に対する所有持分の変動		—	△ 10,718	—	—
利益剰余金への振替		—	—	33,887	—
所有者との取引額合計		△ 9,293,120	9,382,402	—	33,887
2016年6月30日時点の残高		100,000	17,813,906	212	—
					△ 517,839

## 親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計	非支配持分	合計
	新株予約権	合計				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2014年7月1日時点の残高	—	28,383	△ 1,292,721	14,835,712	807,054	15,642,767
当期損失(△)	—	—	△ 4,320,702	△ 4,320,702	332,091	△ 3,988,611
その他の包括利益	—	527,137	—	527,137	39,440	566,578
当期包括利益合計	—	527,137	△ 4,320,702	△ 3,793,564	371,531	△ 3,422,032
新株の発行	24	—	—	—	—	1,636,191
企業結合に伴う変動	7	—	—	—	268,967	268,967
非支配株主の追加取得	—	—	—	△ 11,615	—	△ 11,615
所有者による労務拠出	34	—	—	100,000	—	100,000
新株予約権の発行	31	1,350	1,350	—	1,350	—
株式に基づく報酬取引	31	102,930	102,930	—	102,930	—
利益剰余金への振替	—	△ 352,910	352,910	—	—	—
所有者との取引額合計	104,280	△ 248,629	352,910	1,828,856	268,967	2,097,824
2015年6月30日時点の残高	104,280	306,891	△ 5,260,512	12,871,005	1,447,553	14,318,558
当期利益(△は損失)	—	—	2,832,601	2,832,601	406,363	3,238,964
その他の包括利益	—	△ 754,124	—	△ 754,124	△ 217,689	△ 971,813
当期包括利益合計	—	△ 754,124	2,832,601	2,078,476	188,674	2,267,150
所有者による労務拠出	34	—	—	100,000	—	100,000
新株予約権の発行	31	2,683	2,683	—	2,683	—
株式に基づく報酬取引	31	23,004	23,004	—	23,004	—
非支配持分に対する配当金	—	—	—	—	△ 52,824	△ 52,824
資本金から資本剰余金への振替	24	—	—	—	—	—
子会社に対する所有持分の変動	—	—	—	△ 10,718	—	△ 10,718
利益剰余金への振替	—	33,887	△ 33,887	—	—	—
所有者との取引額合計	25,688	59,575	△ 33,887	114,969	△ 52,824	62,144
2016年6月30日時点の残高	129,968	△ 387,657	△ 2,461,798	15,064,450	1,583,403	16,647,854

## 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第2四半期連結累計期間

親会社の所有者に帰属する持分

注記	資本金	資本剰余金	その他の資本の構成要素		
			その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の換算差額
2015年7月1日時点の残高			千円	千円	千円
四半期利益	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	△13,222	—	△187,893
四半期包括利益合計	—	—	△13,222	—	△187,893
所有者による労務拠出	12	—	50,000	—	—
株式に基づく報酬取引		—	—	—	—
非支配持分に対する配当金	8	—	—	—	—
子会社に対する所有持分の変動		—	2,200	—	—
所有者との取引額合計		—	52,200	—	—
2015年12月31日時点の残高		9,393,120	8,483,705	2,314	—
					△819

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素			非支配持分	合計
	新株予約権	合計	利益剰余金		
	千円	千円	千円	千円	千円
2015年7月1日時点の残高	104,280	306,891	△5,260,512	12,871,005	1,447,553
四半期利益	—	—	1,209,302	1,209,302	193,109
その他の包括利益	—	△201,116	—	△201,116	△54,021
四半期包括利益合計	—	△201,116	1,209,302	1,008,185	139,088
所有者による労務拠出	12	—	—	50,000	—
株式に基づく報酬取引		△30,146	△30,146	—	△30,146
非支配持分に対する配当金	8	—	—	—	△52,824
子会社に対する所有持分の変動		—	—	2,200	3,875
所有者との取引額合計		△30,146	△30,146	22,054	△48,948
2015年12月31日時点の残高		74,134	75,628	△4,051,210	13,901,244
				1,537,693	15,438,938

当第2四半期連結累計期間

親会社の所有者に帰属する持分

注記	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	その他の資本の構成要素		
			その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の換算差額
	千円	千円	千円	千円	千円
2016年7月1日時点の残高	100,000	17,813,906	212	—	△517,839
四半期利益	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	△1,884	—	181,046
四半期包括利益合計	—	—	△1,884	—	181,046
所有者による労務拠出	12	—	50,000	—	—
株式に基づく報酬取引		—	—	—	—
非支配持分に対する配当金	8	—	—	—	—
資本剰余金から利益剰余金への振替	7	—	△7,388,710	—	—
子会社に対する所有持分の変動		—	1,139	—	—
所有者との取引額合計		—	△7,337,570	—	—
2016年12月31日時点の残高	100,000	10,476,336	△1,671	—	△336,793

親会社の所有者に帰属する持分

注記	親会社の所有者に帰属する持分					
	新株予約権	合計	利益剰余金	その他の資本の構成要素		
				合計	非支配持分	
	千円	千円	千円	千円	千円	
2016年7月1日時点の残高	129,968	△387,657	△2,461,798	15,064,450	1,583,403	16,647,854
四半期利益	—	—	1,850,083	1,850,083	326,589	2,176,672
その他の包括利益	—	179,161	—	179,161	13,010	192,172
四半期包括利益合計	—	179,161	1,850,083	2,029,244	339,600	2,368,845
所有者による労務拠出	12	—	—	50,000	—	50,000
株式に基づく報酬取引		103,220	103,220	—	—	103,220
非支配持分に対する配当金	8	—	—	—	△105,648	△105,648
資本剰余金から利益剰余金への振替	7	—	7,388,710	—	—	—
子会社に対する所有持分の変動		—	—	1,139	△39,659	△38,519
所有者との取引額合計		103,220	103,220	7,388,710	154,360	△145,307
2016年12月31日時点の残高	233,189	△105,275	6,776,994	17,248,056	1,777,696	19,025,752

## ⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

注記	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益（△は損失）	△4,204,013	4,087,824
減価償却費及び償却費	771,848	874,126
減損損失	4,370,131	—
金融収益	△53,859	△496,809
金融費用	3,671,334	2,139,053
持分法による投資損益（△は益）	△9,814	△3,457
持分法投資売却益	△198,632	—
営業債権及びその他の債権の増減額（△は増加）	49,175	△573,740
営業債務及びその他の債務の増減額（△は減少）	△109,586	235,615
その他	317,548	509,631
小計	4,604,131	6,772,242
利息及び配当金の受取額	59,762	33,062
利息の支払額	△1,355,968	△1,450,193
法人所得税の支払額	△1,009,886	△690,028
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,298,038	4,665,083
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	100,000	—
有形固定資産の取得による支出	△114,891	△280,001
無形資産の取得による支出	△394,149	△367,051
投資の取得による支出	△23,277	△29,662
投資の売却、償還による収入	1,542,233	810,000
子会社の取得による支出	7 △16,726,486	—
その他	△24,506	△66,067
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,641,077	67,216
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	40,088,472	42,676,602
長期借入金の返済による支出	△30,030,563	△48,207,988
新株の発行による収入	1,636,191	—
端数株式処分代金の支払による支出	24 △2,686,027	—
非支配持分への配当金の支払額	—	△52,824
その他	40,311	△18,575
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,048,384	△5,602,785
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△4,294,654	△870,484
現金及び現金同等物の期首残高	8 11,434,701	7,178,730
現金及び現金同等物に係る換算差額	38,683	△184,152
現金及び現金同等物の期末残高	8 7,178,730	6,124,093

## 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期利益	1,976,055	3,115,568
減価償却費及び償却費	440,710	424,658
金融収益	△49,886	△3,181
金融費用	1,072,865	847,294
持分法による投資損益（△は益）	△6,636	△5,897
営業債権及びその他の債権の増減額（△は増加）	△1,086,230	△1,336,849
営業債務及びその他の債務の増減額（△は減少）	88,627	90,930
その他	470,097	△247,637
<b>小計</b>	<b>2,905,601</b>	<b>2,884,886</b>
利息及び配当金の受取額	28,096	3,280
利息の支払額	△727,921	△297,103
法人所得税の支払額	△363,284	△424,138
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,842,491</b>	<b>2,166,924</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△189,901	△237,285
無形資産の取得による支出	△165,572	△225,406
投資の取得による支出	△11,132	△44,933
投資の売却、償還による収入	825,450	10,094
その他	△69,104	△13,683
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>389,738</b>	<b>△511,215</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	—	230,064
長期借入れによる収入	17,908	2,175
長期借入金の返済による支出	△1,863,109	△1,556,509
非支配持分への配当金支払額	△52,824	△105,648
その他	△10,418	△49,484
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△1,908,444</b>	<b>△1,479,402</b>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	323,786	176,306
現金及び現金同等物の期首残高	7,178,730	6,124,093
現金及び現金同等物に係る換算差額	△62,696	105,833
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,439,821	6,406,232

## 【連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

株式会社マクロミル（以下、「当社」という。）は日本に所在する企業であります。登記している本店は、東京都港区に所在しております。その他主要な事業所の住所はウェブサイトで開示しております。当社の連結財務諸表は、6月30日を期末日とし、当社及びその子会社（以下、当社グループ）並びに関連会社に対する当社グループの持分により構成されています。

各事業の内容については注記「6. セグメント情報」に記載しております。

### 2. 作成の基礎

#### (1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2の「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2016年11月14日に代表執行役グローバルCEOスコット・アーンスト及び執行役グローバルCFO城戸輝昭によって承認されております。

当社グループは、2016年6月30日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日は2014年7月1日であります。IFRSへの移行日、比較年度及び報告年度において、IFRSへの移行が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、注記「36. 初度適用」に記載しております。

早期適用していないIFRS及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下、IFRS第1号）の規定により認められた免除規定を除き、当社グループの会計方針は2016年6月30日に有効なIFRSに準拠しております。

なお、適用した免除規定については、注記「3. 重要な会計方針」に記載しております。

#### (2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

公正価値は、その価格が直接観察可能であるか、他の評価技法を用いて見積もられるかにかかわらず、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却するために受取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格であります。当社グループは資産又は負債の公正価値の見積りに関して、市場参加者が測定日において、当該資産又は負債の価格付けにその特徴を考慮に入れる場合には、その特徴を考慮しております。

連結財務諸表における測定及び開示目的での公正価値は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」の公正価値、IAS第17号「リース」のリース取引、及びIAS第36号「資産の減損」の使用価値のような公正価値と何らかの類似性はあるが公正価値ではない測定を除き、上記のように決定されています。さらに財務報告目的で、公正価値測定は以下に記述するように、そのインプットが観察可能である程度、及びインプットが公正価値測定全体に与える重要性に応じてレベル1、2、3に分類されます。

・レベル1のインプットは、企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における無調整の相場価格であります。

・レベル2のインプットは、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なものであります。

・レベル3のインプットは、資産又は負債に関する観察可能でないインプットであります。

#### (3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 新基準の早期適用

当社グループはIFRS第9号「金融商品」（2009年11月公表、2014年7月改訂、以下、IFRS第9号）を早期適用しております。

### 3. 重要な会計方針

#### (1) 連結の基礎

##### ① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識しております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

連結子会社の非支配持分は、当社グループの持分とは別個に識別されております。子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

##### ② 関連会社

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配をしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

関連会社への投資は、取得時には取得原価で認識され、以後は持分法によって会計処理しております。

関連会社については、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法によって処理しております。

関連会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社の財務諸表に調整を加えております。

#### (2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デューディリジエンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下、測定期間）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債

当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用し、IFRS移行日（2014年7月1日）より前に発生した企業結合に関して、IFRS第3号「企業結合」を遡及適用しておりません。従って、IFRS移行日より前の取得により生じたのれんは、IFRS移行日現在の従前の会計基準（日本基準）による帳簿価額で計上されております。

### (3) 外貨換算

#### ① 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引については、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は期末日の為替相場で、公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債はその公正価値の算定日における為替相場で、取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は取引日の為替相場でそれぞれ換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

#### ② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については、為替相場に著しい変動がある場合を除き、平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用しており、移行日前の在外営業活動体の累積換算差額をゼロとみなし、すべて利益剰余金に振り替えております。

### (4) 金融商品

#### ① 金融資産の分類

当社グループは、金融商品にかかる会計処理について、IFRS第9号「金融商品」（2014年7月改訂）を早期適用しております。金融資産の分類及び測定モデルの概要は以下のとおりであります。当社グループは、金融資産を事後に償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しております。この分類は、金融資産が負債性金融商品か資本性金融商品かによって以下のとおり分類しております。

##### (i) 負債性金融商品

###### (a) 債却原価で測定する金融資産

負債性金融商品としての金融資産は、以下の要件をともに満たす場合に償却原価で事後測定しております。

- ・当社グループのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接起因する取引コストも含む）で当初認識しております。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合は減損損失を控除しております。

###### (b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産の区分の要件のいずれかが満たされない場合、負債性金融商品は「純損益を通じて公正価値で測定するもの」として分類され、公正価値で測定しその変動を純損益で認識しております。

##### (ii) 資本性金融商品

###### (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループの資本性金融商品は、公正価値で測定し、当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（取消不能）を行う場合を除いて、その変動を純損益で認識しております。

###### (b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、資本性金融商品については、公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益を通じて認識するという選択（取消不能）を行っております。公正価値変動による利得及び損失の事後における純損益への振替は行われません。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの配当金については、「金融収益」として純損益で認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値（直接起因する取引コストも含む）で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」として、その他の包括利益に含めております。資本性金融商品の認識を中止し

た場合、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えております。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用し、IFRS移行日時点で存在する事実及び状況に基づき、資本性金融商品に対する投資を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定しました。

## ② 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産については、将来発生すると見込まれる信用損失を控除して表示しております。当社グループは当該金融資産について、当初認識以降信用リスクが著しく増加しているか評価しております。この評価には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

当初認識以降信用リスクが著しく増加していると評価された償却原価で測定される金融資産については、個々に全期間の予想信用損失を見積っております。そうでないものについては、報告日後12ヶ月の予想信用損失を見積っております。ただし、営業債権については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定します。当該測定に係る金額は、純損益で認識します。

また、償却原価で測定される金融資産のうち、営業債権については、類似する債権ごとに過去における予想信用損失の実績率を基礎として将来の予想信用損失を見積っております。

## ③ 金融負債の分類

金融負債の分類及び測定モデルの概要は以下のとおりであります。

当社グループは、金融負債を当社グループが当該金融商品の契約当事者になった時点で認識しており、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しております。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

## (5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

## (6) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 3-34年
- ・工具器具及び備品 2-20年
- ・車両 3-5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## (7) のれん及びその他の無形資産

### ① のれん

企業結合により生じたのれんは、のれんに計上しております。当初認識時におけるのれんの測定については、注記「3. 重要な会計方針 (2) 企業結合」に記載しております。

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんの償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません

( (9) 非金融資産の減損を参照) 。

### ② その他の無形資産

無形資産の測定においては、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

のれん以外の無形資産は、当初認識後それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております（（9）非金融資産の減損を参照）。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウエア 5年
- ・顧客関連資産 20年
- ・パネル資産 10-20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

#### (8) リース

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するリースは、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合には、オペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース取引におけるリース資産は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

オペレーティング・リース取引においては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

#### (9) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻入いたしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかつた場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

#### (10) 退職後給付

当社グループの一部の子会社では、従業員の退職給付制度として確定給付制度を運営しております。

当該会社は、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除し、算定しております。また、利息費用は、金融費用として計上しております。

確定給付制度債務及び制度資産の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しております。

また、当社グループの一部の子会社では、確定拠出制度を採用しております。確定拠出制度への拠出は、従業員が勤務を提供した期間に費用として処理しております。

#### (11) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、二項モデルを用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

#### (12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

##### ① モニタポイント引当金

パネルに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

##### ② 資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

#### (13) 収益

当社グループは、主として、オンラインリサーチをはじめとする各種のマーケット・リサーチに係る、様々なサービスを提供しております。

収益は、サービスの提供から受領する対価の公正価値で測定しており、売上高や消費税は収益から控除しております。

サービスの提供に関する取引は、以下の条件を全て満たし、取引の成果を信頼性をもって見積ることができますに、期末日現在の取引の進捗度に応じて収益を認識しております。

- ・収益の金額を信頼性をもって測定できる。
- ・取引に関連する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高い。
- ・期末日における取引の進捗度を信頼性をもって測定できる。
- ・取引に関して発生する費用と取引を完了するために要する費用を信頼性をもって測定できる。

サービスの提供に関する取引の成果を、信頼性をもって見積ることができない場合には、収益は費用が回収可能と認められる部分についてのみ認識しております。

単一の取引に複数の識別可能な構成部分がある場合、その取引を構成要素毎に分割し、構成要素毎に収益を認識しております。

また、複数の取引を一体として考えなければ経済的実態を示さない場合、複数の取引を一体として収益を認識しております。

#### (14) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定されます。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている、又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

#### (15) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。当社グループの潜在的普通株式はストック・オプション制度に係るものであります。

### 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- ・収益の認識及び測定（「3. 重要な会計方針(13)」）
- ・金融資産の減損（3. 重要な会計方針（4）、注記「9. 営業債権及びその他の債権」、注記「32. 金融商品」）
- ・金融商品の公正価値（3. 重要な会計方針（4）、注記「32. 金融商品」）
- ・有形固定資産、無形資産の耐用年数及び残存価額の見積り（3. 重要な会計方針(6)(7)、注記「12. 有形固定資産」、注記「14. その他の無形資産」）
- ・非金融資産の減損の認識及び測定（3. 重要な会計方針（9）、注記「12. 有形固定資産」、注記「13. のれん」、注記「14. その他の無形資産」）
- ・確定給付制度債務の算定（3. 重要な会計方針（10）、注記「21. 従業員給付」）
- ・繰延税金資産の回収可能性（3. 重要な会計方針（14）、注記「16. 法人所得税」）
- ・引当金の認識・測定における判断及び見積り（「3. 重要な会計方針(12)」、注記「22. 引当金」）
- ・ストック・オプションの公正価値（「3. 重要な会計方針(11)」、注記「31. 株式に基づく報酬」）

## 5. 未適用の新基準

連結財務諸表の承認日までに主に以下の基準書及び解釈指針の新設又は改訂が公表されておりますが、当社グループはこれらを早期適用しておりません。

なお、これらの適用による影響は検討中であります。

IFRS	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第15号 顧客との契約から 生じる収益	2018年1月1日	2019年6月期	収益認識について会計処理及び開示を改訂
IFRS第16号 リース	2019年1月1日	2020年6月期	リース取引に係る会計処理及び開示を改訂

## 6. セグメント情報

### (1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、全世界規模でのオンラインリサーチを主たる事業内容としております。

したがって、当社グループは、企業集団を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本を中心に統括している「マクロミルグループ」、海外を主に統括している「MetrixLabグループ」の2つを報告セグメントしております。

「マクロミルグループ」は、当社、株式会社電通マクロミルインサイト等の子会社で構成されております。

「MetrixLabグループ」は、MetrixLab B.V.、MetrixLab US, Inc. 等の子会社で構成されております。

### (2) セグメント収益及び業績

当社グループの報告セグメントによる収益及び業績は以下のとおりであります。

なお、セグメント間の売上収益は、市場実勢価格に基づいております。

前連結会計年度（自 2014年7月1日 至 2015年6月30日）

	報告セグメント			調整額	連結
	マクロミル グループ	MetrixLab グループ	計		
	千円	千円	千円		
<b>売上収益</b>					
外部収益	24,081,878	4,679,613	28,761,492	-	28,761,492
セグメント間収益	1,471	31,930	33,402	△33,402	-
合計	24,083,350	4,711,544	28,794,894	△33,402	28,761,492
<b>セグメント利益（△は損失）</b>					
(営業利益（△は損失）)	3,568,984	△4,155,522	△586,538	-	△586,538
<b>金融収益</b>					
金融費用				53,859	
税引前損失（△）				△3,671,334	
				△4,204,013	

## 報告セグメント

	マクロミル グループ	MetrixLab グループ	計	調整額	連結
	千円	千円	千円	千円	千円
売上収益					
外部収益	25,814,890	6,690,063	32,504,954	-	32,504,954
セグメント間収益	12,302	106,179	118,481	△118,481	-
合計	25,827,192	6,796,243	32,623,435	△118,481	32,504,954
セグメント利益 (営業利益)	5,218,687	511,380	5,730,067	-	5,730,067
金融収益					496,809
金融費用					△2,139,053
税引前利益					4,087,824

## (3) 製品及びサービスに関する情報

当社グループのサービスはマーケティング・リサーチの単一サービス事業のため記載を省略しております。

## (4) 地域別に関する情報

売上収益及び非流動資産の地域別内訳は以下のとおりであります。

## 外部顧客からの売上収益

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
日本	21,313,839	23,320,397
海外	7,447,652	9,184,557
合計	28,761,492	32,504,954

(注) 売上収益は、販売が発生した所在地を基礎として分類しております。

## 非流動資産

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
日本	40,270,366	40,199,048	40,329,338
海外	191,241	13,980,968	11,439,628
合計	40,461,608	54,180,016	51,768,967

(注) 非流動資産は、資産の所在地によっており、金融商品、繰延税金資産を含んでおりません。

## (5) 主要な顧客に関する情報

当社グループの「マクロミルグループ」は、株式会社電通及び電通グループ各社に対してサービスを提供しております。

当該顧客に対する売上収益は、前連結会計年度において5,043,506千円（連結売上収益の17.54%）、当連結会計年度において5,130,384千円（同15.78%）であります。

## 7. 企業結合

前連結会計年度（自2014年7月1日 至2015年6月30日）

### (1) MetrixLab

#### a. 取得した子会社

2014年10月24日に、当社は、新たに設立した中間持株会社Siebold Intermediate B.V.を介して、MetrixLab Holding B.V.の株式の100%を取得いたしました。

MetrixLab Holding B.V. 及びその子会社を買収することにより、当社は日本だけでなく米国、欧州の主要な国や地域において、大規模なパネルを保有するマーケティング・リサーチ企業となりました。加えて、当社がこれまで培ってきた日本及びアジア地域における営業力、リサーチスキル、システム・サービス開発ノウハウと、MetrixLab社が持つ欧米諸国におけるマーケティング・リサーチに係るノウハウ、先鋭的な研究開発に関する知見、グローバルビジネスの推進力を融合させることで、マクロミルグループの海外展開をさらに加速させます。

#### b. 取得対価及びその内訳

	金額
	千円
現金及び現金同等物	17,845,890
合計	<u>17,845,890</u>

当企業結合に係る取得関連費用は、453,378千円であり、すべて「その他の営業費用」にて費用処理しております。

#### c. 取得資産及び引受負債

取得日現在のMetrixLab Holding B.V.の識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値は、以下のとおりであります。

	金額
	千円
<b>資産</b>	
現金及び現金同等物	1,119,403
営業債権及びその他の債権	1,872,288
その他の流動資産	80,509
有形固定資産	121,127
無形資産（注）	6,138,004
その他の金融資産（非流動）	39,405
繰延税金資産	88,524
<b>資産合計</b>	<u>9,459,265</u>
<b>負債</b>	
借入金（流動）	723,608
営業債務及びその他の債務	730,004
その他の金融負債（流動）	14,262
未払法人所得税等	13,606
その他の流動負債	304,767
借入金（非流動）	98,149
その他の金融負債（非流動）	24,648
退職給付に係る負債	8,154
繰延税金負債	1,522,428
その他の非流動負債	5,686
<b>負債合計</b>	<u>3,445,318</u>
<b>識別可能な純資産合計</b>	<u>6,013,946</u>
<b>取得対価の公正価値</b>	<u>17,845,890</u>
<b>非支配持分の公正価値</b>	<u>268,967</u>
<b>のれん</b>	<u>12,100,910</u>

(注) 注記「14. その他の無形資産」を参照。

当該企業結合により生じたのれんは、MetrixLabグループセグメントに計上されております。のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。

d. 債権の公正価値

取得した営業債権の公正価値は、以下のとおりであります。

	金額
	千円
契約上の債権総額	1,872,665
回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローの最善の見積り	△377
営業債権の公正価値	<u>1,872,288</u>

e. 取得に伴うキャッシュ・フロー

取得に伴うキャッシュ・フローは、以下のとおりであります。

	金額
	千円
取得により支出した現金及び現金同等物	17,845,890
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	△ 1,119,403
合計	<u>16,726,486</u>

f. 業績に与える影響

当社グループの連結損益計算書には、取得日以降にMetrixLab Holding B.V. グループから生じた売上収益4,711,544千円、及び当期利益247,098千円が含まれております。また、企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当社グループの売上収益及び当期損失は、それぞれ30,047,194千円、△4,155,427千円であったと算定されます。なお、当該算定額は監査対象外です。

当連結会計年度（自2015年7月1日 至2016年6月30日）

該当事項はありません。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
現金及び現金同等物			
現金及び預金	11,434,701	7,178,730	6,124,093
合計	<u>11,434,701</u>	<u>7,178,730</u>	<u>6,124,093</u>

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
受取手形及び売掛金	3,922,140	5,777,660	5,983,672
未収入金	41,407	36,137	47,885
その他	4,690	14,573	39,680
貸倒引当金	△36,612	△38,896	△56,174
合計	<u>3,931,625</u>	<u>5,789,475</u>	<u>6,015,064</u>

(注) 連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

## 10. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
その他の金融資産			
株式（注1）（注2）	513,396	274,257	224,650
債券（注1）	1,070,000	810,000	-
敷金・保証金	570,838	592,215	593,601
その他	127,585	81,408	108,903
合計	2,281,819	1,757,880	927,155
流動資産（その他の金融資産）	1,191,585	827,417	46,903
非流動資産（その他の金融資産）	1,090,234	930,463	880,251

（注1） 株式はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、債券は償却原価で測定する金融資産に分類しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄及び公正価値は以下のとおりであります。

銘柄	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
株式会社クロス・マーケティング グループ	288,000	230,880	180,000
ITホールディングス株式会社	171,825	-	-
その他	53,571	43,377	44,650
合計	513,396	274,257	224,650

（注2） 株式（資本性金融商品）は、保有資産の効率化及び有効活用を図るため、資産の売却を行っております。

期中に売却した銘柄の売却日時点の公正価値、その他の資本の構成要素で認識していた累積利得又は損失（税効果考慮前）、及び受取配当金の合計額は以下のとおりであります。売却により認識していた累積利得又は損失は、売却時にその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
売却日時点の公正価値	736,944	-
累積利得（税効果考慮前）	553,007	-
受取配当金	987	-

## 11. その他の資産

その他の資産の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
その他の資産			
仕掛品	220,621	143,056	76,682
前払費用	195,969	241,932	246,848
未収消費税	11,664	2,949	38,765
未収法人税等	-	-	147,257
その他	76,494	68,987	30,071
合計	504,750	456,925	539,624
流動資産（その他の流動資産）	460,540	451,930	539,143
非流動資産（その他の非流動資産）	44,209	4,994	481

## 12. 有形固定資産

(1) 有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額は以下のとおりであります。

	建物及び構築物 千円	工具器具及び備品 千円	車両 千円	建設仮勘定 千円	土地 千円	合計 千円
移行日						
取得原価	967,326	1,085,912	8,512	6,703	445	2,068,899
減価償却累計額及び減損損失累計額	△441,334	△756,381	△2,319	-	-	△1,200,035
帳簿価額	525,991	329,530	6,193	6,703	445	868,864
前連結会計年度末						
取得原価	1,044,619	2,247,034	81,593	-	445	3,373,692
減価償却累計額及び減損損失累計額	△571,892	△1,933,512	△31,488	-	-	△2,536,893
帳簿価額	472,726	313,521	50,104	-	445	836,798
当連結会計年度末						
取得原価	1,039,641	1,920,405	88,442	93,923	445	3,142,857
減価償却累計額及び減損損失累計額	△611,154	△1,516,802	△35,065	-	-	△2,163,022
帳簿価額	428,486	403,602	53,377	93,923	445	979,835

有形固定資産の帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

	建物及び構築物 千円	工具器具及び備品 千円	車両 千円	建設仮勘定 千円	土地 千円	合計 千円
移行日	525,991	329,530	6,193	6,703	445	868,864
取得	12,165	73,858	17,428	769	-	104,221
企業結合による取得	19,636	55,584	45,905	-	-	121,127
売却又は処分	△16,145	△6,289	△6,312	-	-	△28,747
科目振替	-	7,103	-	△7,473	-	△369
減価償却費	△88,855	△154,266	△13,797	-	-	△256,919
在外営業活動体の換算差額	5,686	7,340	733	-	-	13,760
その他	14,247	659	△45	-	-	14,861
前連結会計年度末	472,726	313,521	50,104	-	445	836,798
取得	57,904	121,709	40,803	273,321	-	493,739
売却又は処分	△15,713	△19,868	△17,517	-	-	△53,099
科目振替	-	179,398	-	△179,398	-	-
減価償却費	△86,243	△165,246	△10,028	-	-	△261,518
在外営業活動体の換算差額	△6	△25,912	△9,985	-	-	△35,903
その他	△180	-	-	-	-	△180
当連結会計年度末	428,486	403,602	53,377	93,923	445	979,835

(注) 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

### (2) リース資産

車両に含まれるファイナンス・リースによるリース資産の帳簿価額は、移行日で3,089千円、前連結会計年度45,201千円、当連結会計年度50,883千円であります。

### (3) 担保提供資産

注記「17. 借入金」参照。

### 13. のれん

(1) のれんの取得原価、減損損失累計額、帳簿価額は以下のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
取得原価	38,815,052	50,959,141	48,938,082
減損損失累計額	-	△4,376,096	△3,647,756
帳簿価額	38,815,052	46,583,044	45,290,325

のれんの帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
期首残高	38,815,052	46,583,044
企業結合による増加	12,100,910	-
減損損失	△4,370,131	-
在外営業活動体の換算差額	37,212	△1,292,719
期末残高	46,583,044	45,290,325

(2) 資金生成単位グループへののれんの配分額

企業結合で生じたのれんは、取得日に、企業結合から利益がもたらされる資金生成単位グループに配分しております。のれんの帳簿価額の資金生成単位グループ別内訳は、次のとおりであります。

事業セグメント	資金生成単位 グループ	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
		千円	千円	千円
マクロミル グループ	マクロミル グループ	38,815,052	38,815,052	38,815,052
MetrixLab グループ	MetrixLab グループ	-	7,767,992	6,475,273
	合計	38,815,052	46,583,044	45,290,325

(3) のれんの減損テスト

当社グループは、のれんについて、毎期又は減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。使用価値は、過去の経験を反映し経営者が承認した今後5年度分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位グループの税引前加重平均資本コストにより現在価値に割引いて算定しております(前連結会計年度8.1%～12.8%、当連結会計年度7.5%～10.9%)。各資金生成単位グループにおける事業計画の5年を超える期間のキャッシュ・フローを予測するために用いられた成長率は、資金生成単位グループが属する国、産業の状況を勘案して決定した成長率を用いており資金生成単位グループが活動する産業の長期平均成長率を超えておりません。

当社グループは、事業用資産について独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、資産のグループ化を行っております。

前連結会計年度において、当社グループはMetrixLabグループにて計上されているMetrixLab Holding B.V.株式の取得時に計上したのれんについて、欧米経済の低迷等に伴い、業績が買収時の想定していた計画を下回って推移している状況を踏まえて、減損テストを実施した結果、見積回収可能価額まで減額し、減損損失4,370,131千円を連結損益計算書のその他の営業費用に計上しております。なお、見積回収価額は割引率12.8%として算出した使用価値により測定しております。

当該減損損失を計上したのれん以外ののれんが配分された各資金生成単位グループにおいて、仮に各期の将来の見積キャッシュ・フローが40.2%減少した場合に回収可能価額と帳簿価額が等しくなる可能性があります。また、割引率が合理的に予測可能な範囲で上昇したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。

当連結会計年度において、マクロミルグループに配分されたのれんについて、仮に各期の見積キャッシュ・フローが60.8%減少した場合に回収可能価額と帳簿価額が等しくなる可能性があります。また、割引率が合理的に予測可能な範囲で上昇したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。MetrixLabグループに配分されたのれんについて、仮に各期の見積キャッシュ・フローが26.2%減少した場合、又は割引率が2.7%上昇した場合に回収可能価額と帳簿価額が等しくなる可能性があります。

上記の減損計上の余裕度に関する推定は、各期の将来の見積キャッシュ・フローの減少及び割引率の上昇がそれぞれ単独で発生するとの仮定に基づき記載しております。

#### 14. その他の無形資産

(1) 無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額は以下のとおりであります。

	ソフトウエア	顧客関連資産	パネル資産	その他	合計
	千円	千円	千円	千円	千円
移行日					
取得原価	2,763,862	-	-	116,592	2,880,455
償却累計額及び減損損失累計額	△2,135,083	-	-	△11,889	△2,146,973
帳簿価額	628,778	-	-	104,703	733,481
前連結会計年度末					
取得原価	3,373,357	4,816,773	1,235,070	184,348	9,609,548
償却累計額及び減損損失累計額	△2,582,619	△180,628	△64,326	△26,794	△2,854,370
帳簿価額	790,737	4,636,144	1,170,743	157,553	6,755,178
当連結会計年度末					
取得原価	3,431,963	4,015,089	1,029,510	153,499	8,630,062
償却累計額及び減損損失累計額	△2,599,650	△351,320	△125,114	△55,652	△3,131,737
帳簿価額	832,313	3,663,768	904,395	97,847	5,498,324

無形資産の帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

	ソフトウエア	顧客関連資産	パネル資産	その他	合計
	千円	千円	千円	千円	千円
移行日					
628,778	-	-	-	104,703	733,481
企業結合による取得					
43,553	4,799,574	1,230,660	64,216	6,138,004	
取得	118,889	-	-	302,224	421,114
売却又は処分	△133	-	-	△433	△566
償却費	△262,706	△180,382	△64,238	△14,890	△522,218
在外営業活動体の換算差額	△31,675	16,952	4,322	△4,237	△14,638
その他	294,030	-	-	△294,030	-
前連結会計年度末					
790,737	4,636,144	1,170,743	157,553	6,755,178	
取得	92,832	-	-	251,549	344,382
売却又は処分	△8,052	-	-	-	△8,052
償却費	△289,331	△227,325	△80,956	△17,773	△615,386
在外営業活動体の換算差額	△35,792	△745,050	△185,391	△11,563	△977,797
その他	281,919	-	-	△281,919	-
当連結会計年度末					
832,313	3,663,768	904,395	97,847	5,498,324	

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

連結財政状態計算書に計上されている無形資産で重要なものは、顧客関連資産、パネル資産であります。当該無形資産は、2014年10月24日に、新たに設立した中間持株会社Siebold Intermediate B.V.を介して、MetrixLab Holding B.V.の株式の100%を取得した際に発生したものであります。顧客関連資産は20年、パネル資産は10~20年で、それぞれ定額法で均等償却をしています。（注記「7. 企業結合」を参照）。

費用として認識した研究開発費は、前連結会計年度245,428千円、当連結会計年度36,972千円であります。

## (2) 担保提供資産

注記「17. 借入金」参照。

## 15. 持分法で会計処理されている投資

関連会社に関する情報は次のとおりであります。なお、当社グループにとって重要な関連会社はありません。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円	千円
持分法で会計処理されている投資の帳簿価額	332,360	23,112	22,720
当期利益に対する持分		9,814	3,457
その他の包括利益に対する持分		-	-
包括利益合計に対する持分		9,814	3,457

## 16. 法人所得税

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2014年7月1日 至 2015年6月30日）

	2014年 7月1日	純損益を通じて認識	その他の包括利益において認識	企業結合	2015年 6月30日
					千円
<b>繰延税金資産</b>					
モニタポイント引当金	305,861	△12,774	-	-	293,087
為替差損	-	89,131	-	-	89,131
減損損失	209,546	△57,829	-	-	151,717
投資有価証券評価損	-	197,091	△197,091	-	-
繰越欠損金	714,496	316,858	-	69,141	1,100,496
未払有給休暇	127,966	△11,895	-	-	116,070
退職給付に係る負債	123,214	△3,523	3,200	-	122,891
その他	191,971	△74,911	-	19,383	136,443
合計	1,673,056	442,148	△193,891	88,524	2,009,837
<b>繰延税金負債</b>					
顧客関連資産	-	40,857	-	△1,199,893	△1,159,036
パネル資産	-	14,979	-	△307,665	△292,685
金融負債	△400,111	265,356	-	-	△134,754
その他	△166,401	△138,063	27,648	△14,870	△291,687
合計	△566,512	183,129	27,648	△1,522,428	△1,878,163

（注1）外貨換算差額は、純損益を通じて認識に含めて表示しております。

（注2）「企業結合」による増加はMetrixLab Holding B.V.を買収したことによるものであります。この企業結合取引の内容は、「注記7. 企業結合」をご参照ください。

	2015年 7月1日 千円	純損益を通 じて認識 千円	その他の包 括利益にお いて認識 千円	2016年 6月30日 千円
<b>繰延税金資産</b>				
モニタポイント引当金	293,087	9,542	-	302,629
為替差損	89,131	189,999	-	279,131
減損損失	151,717	△29,170	-	122,546
繰越欠損金	1,100,496	△381,135	-	719,361
未払有給休暇	116,070	△4,478	-	111,591
退職給付に係る負債	122,891	△27,243	22,381	118,029
その他	136,443	△110,726	-	25,716
<b>合計</b>	<b>2,009,837</b>	<b>△353,212</b>	<b>22,381</b>	<b>1,679,005</b>
<b>繰延税金負債</b>				
顧客関連資産	△1,159,036	243,093	-	△915,942
パネル資産	△292,685	66,586	-	△226,098
金融負債	△134,754	△84,202	-	△218,956
その他	△291,687	△25,439	△18,706	△335,833
<b>合計</b>	<b>△1,878,163</b>	<b>200,038</b>	<b>△18,706</b>	<b>△1,696,831</b>

(注)外貨換算差額は、純損益を通じて認識に含めて表示しております。

前連結会計年度（2015年6月30日）及び当連結会計年度（2016年6月30日）において、繰延税金資産を認識した税務上の繰越欠損金の残高がありますが、本次損金が発生した要因は、再発が予測されない一過性のものであり、取締役会において承認された事業計画を基礎とした将来課税所得の予測額に基づき、税務便益が実現する可能性が高いものと判断しております。

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異は以下のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
税務上の繰越欠損金	401,616	1,894,313	329,364
将来減算一時差異	2,831,884	1,644,032	793,774
<b>合計</b>	<b>3,233,501</b>	<b>3,538,346</b>	<b>1,123,139</b>

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
1年目	-	157,663	14,095
2年目	126,062	69,259	28,191
3年目	37,176	48,516	21,143
4年目	6,610	113,469	35,239
5年目以降	231,766	1,505,405	230,695
<b>合計</b>	<b>401,616</b>	<b>1,894,313</b>	<b>329,364</b>

繰延税金負債を認識していない子会社等に対する投資に係る将来加算一時差異の合計額は、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ30,810千円、105,862千円及び192,128千円であります。これらは当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高いことから、繰延税金負債を認識しておりません。

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
当期税金費用	△223,424	△481,566
繰延税金費用	438,826	△367,293
合計	215,402	△848,860

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	%	%
法定実効税率	35.64	35.36
評価性引当額の増減	△0.61	△17.55
課税所得の算定上損金に算入されない項目	△23.28	-
税率変更による影響	△2.48	2.91
永久差異	△0.74	△0.02
住民税均等割	△0.13	△0.17
海外税率差	△2.02	△1.22
その他	△1.26	1.45
平均実際負担税率	5.12	20.77

当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は前連結会計年度においては35.64%、当連結会計年度は減資により提出会社の資本金が1億円以下となり、外形標準課税の適用から外れることになったことにより35.36%となっております。

また、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立され、2016年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これらに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.30%から、2016年7月1日に開始する連結会計年度及び2017年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については34.81%、2018年7月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、34.59%となります。

## 17. 借入金

### (1) 借入金の内訳

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)	平均利率	返済期限
	千円	千円	千円	%	
短期借入金	229,741	260,661	210,831	2.72	-
1年内返済予定の長期借入金	1,500,000	2,718,087	3,108,666	1.35	2016年7月～ 2017年6月末
長期借入金	33,567,765	45,735,536	38,535,461	1.68	2017年7月～ 2021年1月末
合計	35,297,506	48,714,284	41,854,960	-	-
流動負債合計	1,729,741	2,978,748	3,319,498	-	-
非流動負債合計	33,567,765	45,735,536	38,535,461	-	-

(注) 平均利率については、借入金の当連結会計年度末残高に対する加重平均利率を記載しております。

#### 財務制限条項

「(1) 借入金の内訳」の当連結会計年度末残高のうち長期借入金38,458,820千円及び1年内返済予定の長期借入金3,108,666千円について財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。なお、各財務制限条項は日本基準（会計基準）における財務数値をもとに判定されます。

##### ①レバレッジ・レシオ

2016年6月期（2016年6月期を含む。）以降の各決算期末（直近12ヶ月）及び2016年12月期（2016年12月期を含む。）以降の各中間期末における借入人を頂点とする連結ベースでのレバレッジ・レシオ（ $\alpha$ ）を、各中間期末及び各決算期末に以下の表に記載の数値以下に維持すること。

2016年6月期： $\alpha \leq 7.67$

2016年12月期： $\alpha \leq 7.35$

2017年6月期： $\alpha \leq 7.00$

2017年12月期： $\alpha \leq 6.65$

2018年6月期： $\alpha \leq 6.00$

2018年12月期： $\alpha \leq 5.35$

2019年6月期： $\alpha \leq 5.00$

2019年12月期： $\alpha \leq 4.50$

2020年6月期： $\alpha \leq 4.00$

2020年12月期以降： $\alpha \leq 3.50$

##### ②デット・サービス・カバレッジ・レシオ

2016年6月期（2016年6月期を含む。）以降の各決算期末（直近12ヶ月）及び2016年12月期（2016年12月期を含む。）以降の各中間期末における借入人を頂点とする連結ベースでのデット・サービス・カバレッジ・レシオが1.05を下回らないこと。

##### ③利益維持

2016年6月期（2016年6月期を含む。）以降の各決算期末において、借入人の単体及び借入人を頂点とする連結ベースでの当期損益を二期連続で赤字としないこと。但し、当期損益の計算上、(i)のれん償却費は足し戻し、(ii)特別損失に計上される減損損失は控除する。

##### ④純資産制限

2016年6月期（2016年6月期を含む。）以降の各決算期末において、借入人の単体及び借入人を頂点とする連結ベースでの純資産の部（但し、新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益を控除する。）が、それぞれ直前の各決算期末における借入人の単体及び借入人を頂点とする連結ベースでの純資産の部の75%以上であること。但し、2016年6月期の判定は2015年6月期の数値と比較する。

ただし、当社の株式会社東京証券取引所への上場が承認された場合、当社から通知を行うこと等により上記②デット・サービス・カバレッジ・レシオに関する記載は撤廃されます。

(2) 担保に供している資産

「(1) 借入金の内訳」のうち短期借入金（前連結会計年度10,978千円）、1年内返済予定の長期借入金（移行日1,500,000千円、前連結会計年度2,705,122千円、当連結会計年度3,108,666千円）、長期借入金（移行日33,567,765千円、前連結会計年度45,735,536千円、当連結会計年度38,533,316千円）の担保に供している資産は以下のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
現金及び現金同等物	5,129,753	3,675,526	3,111,146
営業債権及びその他の債権	2,754,697	3,428,716	3,200,298
有形固定資産	6,811	—	—
無形資産	9,470	9,296	17,975
その他の金融資産	171,825	—	—
合計	8,072,558	7,113,540	6,329,420

なお、上記以外に連結上相殺消去されている関係会社株式2,137,251千円を担保に供しております。

18. リース

(1) ファイナンス・リース

ファイナンス・リース契約に基づく将来の最低リース料総額の合計及びそれらの現在価値は以下のとおりであります。

	最低支払リース料総額			最低支払リース料総額の現在価値		
	移行日 (2014年 7月1日)	前連結会計年度 (2015年 6月30日)	当連結会計年度 (2016年 6月30日)	移行日 (2014年 7月1日)	前連結会計年度 (2015年 6月30日)	当連結会計年度 (2016年 6月30日)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1年以内	4,062	19,275	17,374	4,062	18,860	16,657
1年超5年以内	—	21,220	29,904	—	20,763	28,672
5年超	—	—	—	—	—	—
合計	4,062	40,496	47,279	4,062	39,624	45,329
将来財務費用	—	△872	△1,950	—	—	—
リース債務の現在価値	4,062	39,624	45,329	4,062	39,624	45,329

(2) オペレーティング・リース

費用として認識されたオペレーティング・リース契約の最低リース料総額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
最低リース料総額	90,082	62,803

## 19. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
未払金	1,344,623	1,636,975	1,729,860
未払費用	111,454	399,599	715,815
その他	39,482	48,741	46,899
計	1,495,559	2,085,315	2,492,575

## 20. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
その他の金融負債			
リース債務	4,062	39,624	45,329
未払費用	386,775	345,780	133,893
未払金（注）	3,840,004	1,002,005	827,675
合計	4,230,841	1,387,410	1,006,899
流動負債（その他の金融負債）	3,272,355	512,233	252,887
非流動負債（その他の金融負債）	958,486	875,176	754,011

（注）Bain Capital Private Equity, LPに対する負債について、注記「34. 関連当事者」を参照。

また、移行日残高に含まれている端数株式処分に係る未払金については、注記「24. 資本及びその他の資本項目」（注2）を参照。

## 21. 従業員給付

当社グループの一部の子会社では、従業員の退職給付に備え、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度並びに確定拠出制度を設けております。

### （1）確定給付制度債務に係る資産及び負債

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
確定給付制度債務の現在価値	1,196,440	1,122,159	1,172,420
制度資産の公正価値	828,742	843,989	816,435
確定給付制度債務（純額）の期末残高	367,698	278,169	355,985
連結財政状態計算書の認識額			
退職給付に係る負債	367,698	278,169	355,985
退職給付に係る資産	-	-	-

(2) 確定給付制度債務

① 確定給付制度債務の増減

確定給付制度債務の現在価値の変動は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
確定給付制度債務の期首残高	1,196,440	1,122,159
当期勤務費用	115,005	84,169
利息費用	16,019	17,408
再測定	13,920	88,406
給付支払額	△188,357	△112,492
企業結合及び処分による影響額	8,172	-
在外営業活動体の換算差額	15,654	△29,134
その他	△54,696	1,903
確定給付制度債務の期末残高	<hr/> 1,122,159 <hr/>	<hr/> 1,172,420 <hr/>

当期勤務費用は、連結損益計算書上の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれています。利息費用は、連結損益計算書上の「金融費用」に含まれています。

②将来キャッシュ・フローへの影響

確定給付制度債務の現在価値の評価に当たって使用された重要な数理計算上の仮定は以下のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
割引率	1.00%～3.59%	0.80%～2.97%	0.10%～2.04%

重要な数理計算上の仮定についての感度分析は以下のとおりです。

重要な数理計算上の仮定が0.5%上昇した場合に、確定給付制度債務の現在価値に与える影響を示しております。当分析は、他の数理計算上の仮定はすべて一定とした上で実施しております。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
割引率が0.5%上昇時の影響額	△53,537	△52,840	△56,721

当連結会計年度末における確定給付制度債務の加重平均デュレーションは9.9年であります。

(3) 確定給付制度資産

①当社グループの確定給付制度資産

株式、債券、及びその他の適切な資産の組み合わせからなる年金制度の資産配分については、長期戦略が設定されております。これは、異なる資産クラスは異なる長期運用収益をもたらし、また、資産クラスの中には他より変動性が高いものがある、という認識に基づいております。長期戦略により、投資は十分に多様化しております。アセット・マネージャーには、その時々に応じて受託者と合意した管理幅の範囲内で長期戦略から乖離して柔軟に資産配分を行うことが認められております。

②確定給付制度資産の増減

制度資産の公正価値の変動は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
制度資産の期首残高	828,742	843,989
利息収益	11,082	11,391
再測定		
制度資産に係る期待収益（利息収益に含まれる金額 を除く）	2,490	2,233
事業主拠出	75,530	44,091
給付支払額	△81,212	△61,595
在外営業活動体の換算差額	8,439	△18,525
その他	△1,082	△5,151
制度資産の期末残高	<u>843,989</u>	<u>816,435</u>

③制度資産の公正価値

制度資産の主な項目ごとの内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
債券（注1）	91,327	101,717	84,322
生保一般勘定（注2）	737,415	742,272	732,112
合計	<u>828,742</u>	<u>843,989</u>	<u>816,435</u>

（注1）全て海外に対する債券であります。

（注2）個人保険や企業年金資産等を合同して一つの勘定で運用するもので、元本と一定の利率が保証されています。

（注3）制度資産は、活発な市場での市場価格がないもので運用しております。なお、制度資産には、当社及び連結子会社の普通株式、当社及び連結子会社により占有されている有形固定資産は含まれておりません。

④将来キャッシュ・フローへの影響

当社グループは、翌連結会計年度（2017年6月期）に51,871千円の掛金を制度資産へ拠出する予定であります。

(4) 確定拠出制度

確定拠出制度に関して費用として認識された金額は、前連結会計年度が49,213千円、当連結会計年度が49,986千円であります。

## (5) 従業員給付費用

各年度の連結損益計算書に含まれる従業員給付に係る費用は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
報酬及び給与	7,651,220	8,512,834
従業員賞与	455,702	912,323
有給休暇費用	21,762	110,085
退職給付費用	139,531	160,871
法定福利費	1,064,501	1,267,970
合計	<u>9,332,717</u>	<u>10,964,086</u>

従業員給付費用は、連結損益計算書上の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれています。

## 22. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下のとおりであります。

### 前連結会計年度

	モニタポイント 引当金	資産除去債務	合計
	千円	千円	千円
2014年7月1日残高	908,049	185,752	1,093,801
期中増加額	846,841	-	846,841
割引計算の期間利息費用	-	2,519	2,519
期中減少額（目的使用）	△762,651	△1,718	△764,370
期中減少額（戻入）	△72,683	-	△72,683
在外営業活動体の換算差額	12,204	-	12,204
2015年6月30日残高	<u>931,761</u>	<u>186,553</u>	<u>1,118,315</u>
流動負債	931,761	-	931,761
非流動負債	-	186,553	186,553

### 当連結会計年度

	モニタポイント 引当金	資産除去債務	合計
	千円	千円	千円
2015年7月1日残高	931,761	186,553	1,118,315
期中増加額	908,806	-	908,806
割引計算の期間利息費用	-	2,438	2,438
期中減少額（目的使用）	△809,388	△9,641	△819,030
期中減少額（戻入）	△83,864	-	△83,864
在外営業活動体の換算差額	△26,002	-	△26,002
2016年6月30日残高	<u>921,312</u>	<u>179,349</u>	<u>1,100,662</u>
流動負債	921,312	-	921,312
非流動負債	-	179,349	179,349

### モニタポイント引当金

モニタポイント引当金は、当社グループが実施したリサーチに回答したパネルに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、過年度の実績等を踏まえ、各連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。なお、当該ポイントの顧客による使用には不確実性があります。

### 資産除去債務

将来の資産除去に向けて、本社品川イーストワントワー、その他新宿や大阪等の建物の除去について計上しております。

23. その他の負債

その他の負債の内訳は以下のとおりであります。

その他の負債	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
前受金	47,676	165,454	284,788
預り金	115,041	153,167	121,485
未払賞与	221,657	113,245	358,125
未払有給休暇	359,052	443,925	464,610
未払消費税等	208,640	408,065	374,182
その他	41,865	65,886	65,103
合計	993,933	1,349,743	1,668,296
流动負債（その他の流动負債）	953,321	1,289,723	1,609,868
非流动負債（その他の非流动負債）	40,611	60,020	58,427

## 24. 資本及びその他の資本項目

### (1) 資本金及び資本剰余金

授権株式数、発行済株式数及び資本金等の残高の増減は以下のとおりであります。

	授権株式数	発行済株式数	資本金	資本剰余金
	株	株	千円	千円
移行日（2014年7月1日）	5,000,000	343,001	8,575,025	7,525,024
期中増減（注2）	-	35,587	818,095	906,479
前連結会計年度（2015年6月30日）	5,000,000	378,588	9,393,120	8,431,504
期中増減（注3）	-	-	△9,293,120	9,382,402
当連結会計年度（2016年6月30日）	5,000,000	378,588	100,000	17,813,906

(注1) 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込みとなっております。

(注2) 主な変動理由は、増資により新株式35,587株を発行した結果、資本金及び資本剰余金がそれぞれ818,095千円増加したことによるものです。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書上、前連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、端数株式処分代金の支払による支出△2,686,027千円を計上しておりますが、当該キャッシュ・フローに係る株式の取得は、移行日以前に実施しているため、当該取引による資本及びその他の資本項目の期中増減に含まれておりません。

(注3) 主な変動理由は、発行済株式総数の変更は行わず、資本金9,293,120千円を資本剰余金に振り替えたものであります。

(注4) 2016年9月28日付の定款の一部変更で授権株式総数が3,485,648株減少し、また、2016年9月30日付の株式分割で授権株式総数が、149,920,848株増加した結果、授権株式総数は151,435,200株となっております。

(注5) 「35. 後発事象」に記載のとおり、当社は2016年9月9日開催の取締役会において、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施することを決議しており、株式分割後の発行済株式総数は37,858,800株となっております。

日本における会社法では、株式の発行に対しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金の額は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

### (2) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当により減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填补に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができることとされております。

### (3) 新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、金額及び契約条件等は、注記「31. 株式に基づく報酬」に記載しております。

25. 配当金

該当事項はありません。

26. その他の営業収益及びその他の営業費用

その他の営業収益の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
持分法投資売却益	198,632	—
為替差益	—	48,686
消費税等簡易課税差額収入	140,083	183,841
雑収入	26,452	40,053
<b>合計</b>	<b>365,168</b>	<b>272,580</b>

その他の営業費用の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
減損損失（注1）	4,370,131	—
固定資産除却損	28,595	23,808
退職金（注2）	527,072	—
アドバイザリー費用（注3）	453,378	—
その他	20,309	144,643
<b>合計</b>	<b>5,399,485</b>	<b>168,451</b>

（注1）「13. のれん」（3）のれんの減損テストを参照。

（注2）「34. 関連当事者」（2）主要な経営幹部に対する報酬を参照。

（注3）内訳は、法務関連費用247,825千円、財務関連費用191,349千円、その他14,202千円であります。

27. 売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
人件費	5,734,945	6,467,469
モニタ費	3,785,913	4,303,573
外注費	4,328,724	4,243,116
賃借料	665,742	662,714
システム運用管理費	552,317	652,027
減価償却費	319,341	376,866
旅費交通費	231,491	250,860
その他	754,405	969,588
合計	16,372,881	17,926,217

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
人件費	4,426,091	5,313,030
支払報酬	523,433	861,537
賃借料	478,844	498,518
減価償却費及び償却費	452,506	497,260
支払手数料	259,337	373,273
旅費交通費	277,786	320,783
広告宣伝費	204,132	209,605
販売促進費	298,380	102,294
研究開発費	245,428	36,972
その他	784,703	742,980
合計	7,950,646	8,956,255

## 28. 金融収益及び費用

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	51,357	13,498
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産	2,502	3,042
為替差益（注1）	-	478,114
その他	-	2,154
合計	<u>53,859</u>	<u>496,809</u>

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	2,036,025	1,668,103
為替差損（注1）	713,932	-
期限前弁済に伴う借入金償還損	909,236	465,100
その他	12,140	5,849
合計	<u>3,671,334</u>	<u>2,139,053</u>

（注1）為替差益及び為替差損は、外貨建借入金に係るものです。

29. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自2014年7月1日 至 2015年6月30日）

	当期発生額 千円	組替調整額 千円	税効果前 千円	税効果 千円	税効果後 千円
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	498,820	-	498,820	△169,442	329,377
確定給付制度の再測定	△8,981	-	△8,981	3,200	△5,780
純損益に振り替えられることのない項目合計	489,839	-	489,839	△166,241	323,597
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	242,981	-	242,981	-	242,981
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	242,981	-	242,981	-	242,981
合計	732,820	-	732,820	△166,241	566,578

当連結会計年度（自2015年7月1日 至2016年6月30日）

	当期発生額 千円	組替調整額 千円	税効果前 千円	税効果 千円	税効果後 千円
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	△49,480	-	△49,480	18,706	△30,773
確定給付制度の再測定	△87,949	-	△87,949	22,381	△65,568
純損益に振り替えられることのない項目合計	△137,430	-	△137,430	41,087	△96,342
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	△875,471	-	△875,471	-	△875,471
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	△875,471	-	△875,471	-	△875,471
合計	△1,012,901	-	△1,012,901	41,087	△971,813

他の資本の構成要素の内容及び目的

在外営業活動体の換算差額

外貨建で作成された海外子会社の財務諸表を連結する際に発生した換算差額であります。

確定給付制度の再測定

確定給付制度における期首時点の数理計算上の仮定と実際の結果との差異による影響額及び数理計算上の仮定の変更による影響額であります。これについては、発生時にその他の包括利益で認識し、他の資本の構成要素から利益剰余金に直ちに振り替えております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じ公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動の累積額であります。売却または処分時に利益剰余金に振り替えております。

### 30. 1株当たり利益

「35. 後発事象」に記載のとおり、当社は2016年9月9日開催の取締役会において、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施することを決議しており、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定した基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
親会社の普通株主に帰属する当期利益(△は損失)(千円)	△4,320,702	2,832,601
当期利益調整額	—	—
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益 (△は損失)(千円)	△4,320,702	2,832,601
<b>期中平均普通株式数(株)</b>	<b>36,737,500</b>	<b>37,858,800</b>
普通株式増加数	—	—
<b>希薄化後の期中平均普通株式数(株)</b>	<b>36,737,500</b>	<b>37,858,800</b>
 基本的1株当たり当期利益(△は損失)(円)	△117.61	74.82
希薄化後1株当たり当期利益(△は損失)(円)	△117.61	74.82

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度において「31. 株式に基づく報酬」に記載の潜在株式は、いずれも希薄化効果を有しないため希薄化後1株当たり当期利益(損失)の算定に含めておりません。

### 31. 株式に基づく報酬

#### (1) 株式に基づく報酬制度の内容

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により、当社グループの取締役、執行役及び従業員に対して付与されております。当社が発行するストック・オプションは、全て持分決済型株式報酬であります。行使期間は割当契約に定められており、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効いたします。

#### (2) ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)		当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)	
	株式数 株	加重平均行使価格 円	株式数 株	加重平均行使価格 円
期首未行使残高	—	—	20,157	50,305
付与	20,157	50,305	15,676	52,669
失効	—	—	10,063	50,000
期末未行使残高	20,157	50,305	25,770	51,862
期末行使可能残高	—	—	1,377	50,000
加重平均残存契約年数(年)	9.1		8.1	

#### (3) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び仮定

期中に付与されたストック・オプションの公正価値は、以下の前提条件に基づき、二項モデルを用いて評価しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社のストック・オプション制度に基づき発行されたストック・オプションの各測定日における加重平均公正価値はそれぞれ14,771円及び13,981円です。

前連結会計年度  
(自2014年7月1日 至2015年6月30日)

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与日の株価（円）	50,000	50,000	55,000
行使価格（円）	50,000	50,000	55,000
予想ボラティリティ（%）	30	30	30
予想残存期間（年）	10	10	5
予想配当（%）	1.5	1.5	1.5
リスクフリーレート（%）	0.505	0.505	0.117

当連結会計年度  
(自2015年7月1日 至2016年6月30日)

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
付与日の株価（円）	55,000	45,000	45,000
行使価格（円）	55,000	45,000	45,000
予想ボラティリティ（%）	30	30	30
予想残存期間（年）	10	5	5
予想配当（%）	1.5	1.5	1.5
リスクフリーレート（%）	0.327	△0.176	△0.196

(4) 株式報酬費用

連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれている株式報酬費用計上額は、前連結会計年度において102,930千円であり、当連結会計年度において23,004千円であります。

なお、「35. 後発事象」に記載のとおり、当社は2016年9月9日開催の取締役会において、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割をすることを決議しておりますが、この影響は考慮しておりません。

32. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、グループ企業が継続企業として継続し、負債と資本の最適化を通じて企業価値を最大化することを目指して資本管理を行っております。

各報告日時点の借入金から現金及び現金同等物を控除した差引額、及び資本（親会社の所有者に帰属する部分）の残高は以下のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
借入金	35,297,506	48,714,284	41,854,960
現金及び現金同等物	11,434,701	7,178,730	6,124,093
差引額	23,862,805	41,535,554	35,730,866
親会社の所有者に帰属する持分合計	<u>14,835,712</u>	<u>12,871,005</u>	<u>15,064,450</u>

当社グループは、財務指標のモニタリングを当社の財務経理本部が行っております。

なお、当社グループの借入契約に基づく借入金（移行日35,067,765千円、前連結会計年度48,359,692千円、当連結会計年度41,567,486千円）について、資本に関する規制を含む財務制限条項が付されており、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度において当該財務制限条項を遵守しております。

当該財務制限条項について非遵守の場合には、貸付人の請求によって契約上の期限の利益を失い、ただちに債務の弁済をしなければなりません（財務制限条項及びその非遵守の影響については、注記「17. 借入金」参照）。

## (2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。また、資金調達についてはその時々の経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中から最適と考えられる調達手段を選択していくことを取組方針としております。

## (3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行となることにより、当社グループに財務上の損失が発生するリスクであります。営業債権について、当社グループは各社ごとの与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理等を行うとともに、信用状況を把握する体制としており、発生から一定期間を超えた営業債権について、債務不履行であると考え、減損処理の対象としております。

具体的には、当社グループは債権を営業債権（正常債権）、信用毀損債権の2つのカテゴリーに区分しており、①契約上の支払の期日経過が6ヶ月以上1年未満で、かつ、債務者の財政状況の把握・検討により、支払能力に問題があるとされた滞留債権、及び②契約上の支払の期日より1年以上入金のない滞留債権を、信用毀損債権としております。また、債務者による法的整理の完了時や、債務者の支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合等、債権の回収が合理的に見込めない場合においては、債権を直接償却しております。

予想信用損失は、過去の信用損失及び現在把握している定性的な要因のほか、全般的なマクロ経済の動向等も考慮のうえで、営業債権（正常債権）については、単純化したアプローチにより全期間の予想信用損失、信用毀損債権についても全期間の予想損失に等しい金額で測定しております。

金融資産については、連結財務諸表に表示されている減損後の帳簿価額が当社グループの信用リスクに係る最大エクスポージャーとなります。これらの信用リスクに係るエクスポージャーに関し、保証として保有する担保及びその他の信用補完するものは、ありません。なお、当社グループの債権のうち、特定の相手先グループに対して集中した信用リスクを負っておりますため、詳細につき「④信用リスク・エクスポージャー」にて記載しております。

### ①予想信用損失の変動

#### ・営業債権（正常債権）

	前連結会計年度 (自 2014年7月1日 至 2015年6月30日)		当連結会計年度 (自 2015年7月1日 至 2016年6月30日)	
	全期間の 予想信用損失	営業債権 (正常債権)	全期間の 予想信用損失	営業債権 (正常債権)
	千円	千円	千円	千円
期首残高	15,336	3,888,767	19,581	5,727,018
企業結合による増加	377	1,841,786	-	-
期中増減額	3,868	△3,535	17,417	120,731
期末残高	19,581	5,727,018	36,998	5,847,749

#### ・信用毀損債権

	前連結会計年度 (自 2014年7月1日 至 2015年6月30日)		当連結会計年度 (自 2015年7月1日 至 2016年6月30日)	
	全期間の 予想信用損失	信用毀損債権	全期間の 予想信用損失	信用毀損債権
	千円	千円	千円	千円
期首残高	21,275	33,372	19,315	50,642
期中増減額	△1,960	17,270	△139	85,280
期末残高	19,315	50,642	19,176	135,923

②貸倒引当金の増減

	前連結会計年度 (自 2014年 7月 1日 至 2015年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 2015年 7月 1日 至 2016年 6月 30日)
	千円	千円
期首残高	36,612	38,896
企業結合による増加	377	—
増加	11,266	32,229
減少	9,360	14,951
期末残高	<u>38,896</u>	<u>56,174</u>

③信用リスク格付け

当社グループによる信用リスク格付けごとの内訳は以下のとおりであります。

営業債権	移行日 (2014年 7月 1日)	前連結会計年度 (自 2014年 7月 1日 至 2015年 6月 30日)		当連結会計年度 (自 2015年 7月 1日 至 2016年 6月 30日)	
		全期間の 予想信用損失		全期間の 予想信用損失	
		千円	千円	千円	千円
A	15,336	3,888,767	19,581	5,727,018	36,998
B	511	6,116	422	26,472	1,190
C	20,764	27,256	18,892	24,169	17,985
合計	<u>36,612</u>	<u>3,922,140</u>	<u>38,896</u>	<u>5,777,660</u>	<u>56,174</u>

営業債権の格付けは以下のとおり実施しております。

- A. 正常債権
- B. 期日経過が6ヶ月以上1年未満で、かつ、債務者の財政状況の把握・検討により、支払能力に問題があるとされた滞留債権
- C. 回収期日を1年以上経過している滞留債権

④金融資産及びその他の信用リスクのエクスポージャー

報告期間の末日現在で期日が経過しているが、減損していない金融資産の年齢分析は、以下のとおりであります。

	期日経過額 (千円)				合計 (千円)
	30日以内	30日超 90日以内	90日超 180日以内	180日超	
<b>移行日</b>					
営業債権及びその他の債権	74,276	24,940	102	103,019	202,339
<b>前連結会計年度末</b>					
営業債権及びその他の債権	203,009	190,882	110,112	80,225	584,229
<b>当連結会計年度末</b>					
営業債権及びその他の債権	228,456	139,811	49,099	163,728	581,095

(注) 上記の金額は貸倒引当金を控除しておりません。

当社グループは、株式会社電通及び電通グループ各社に対して営業債権を保有しております。

当該顧客に対する営業債権は、移行において671,421千円（営業債権総額の17.11%）、前連結会計年度において730,503千円（営業債権総額の12.64%）、当連結会計年度において913,947千円（営業債権総額の15.27%）であります。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関よりコミットメントライン契約等隨時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下のとおりであり、契約上のキャッシュ・フローは利息支払額を含んだ割引前のキャッシュ・フローを記載しております。

移行日 (2014年7月1日)

	帳簿価額 千円	契約上の 金額 千円	1年以内 千円		1年超 2年以内 千円		2年超 3年以内 千円		3年超 4年以内 千円		4年超 5年以内 千円		5年超 千円	
			1年以内 千円	1年超 2年以内 千円	2年超 3年以内 千円	3年超 4年以内 千円	4年超 5年以内 千円	5年超 千円	1年以内 千円	1年超 2年以内 千円	2年超 3年以内 千円	3年超 4年以内 千円	4年超 5年以内 千円	5年超 千円
営業債務及びその他 の債務	1,495,559	1,495,559	1,495,559		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
借入金	35,297,506	47,588,495	2,836,934	2,773,231	3,137,047	3,096,631	3,057,193	32,687,456						
その他の金融負債	4,230,841	4,230,841	3,272,355	108,487	100,000	100,000	100,000	550,000						
合計	41,023,908	53,314,896	7,604,849	2,881,718	3,237,047	3,196,631	3,157,193	33,237,456						

前連結会計年度 (2015年6月30日)

	帳簿価額 千円	契約上の 金額 千円	1年以内 千円		1年超 2年以内 千円		2年超 3年以内 千円		3年超 4年以内 千円		4年超 5年以内 千円		5年超 千円	
			1年以内 千円	1年超 2年以内 千円	2年超 3年以内 千円	3年超 4年以内 千円	4年超 5年以内 千円	5年超 千円	1年以内 千円	1年超 2年以内 千円	2年超 3年以内 千円	3年超 4年以内 千円	4年超 5年以内 千円	5年超 千円
営業債務及びその他 の債務	2,085,315	2,085,315	2,085,315		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
借入金	48,714,284	61,801,612	4,337,231	4,667,089	4,758,937	4,692,274	4,630,219	38,715,858						
その他の金融負債	1,387,410	1,387,410	512,233	125,176	100,000	100,000	100,000	450,000						
合計	52,187,011	65,274,338	6,934,781	4,792,265	4,858,937	4,792,274	4,730,219	39,165,858						

当連結会計年度 (2016年6月30日)

	帳簿価額 千円	契約上の 金額 千円	1年以内 千円		1年超 2年以内 千円		2年超 3年以内 千円		3年超 4年以内 千円		4年超 5年以内 千円		5年超 千円	
			1年以内 千円	1年超 2年以内 千円	2年超 3年以内 千円	3年超 4年以内 千円	4年超 5年以内 千円	5年超 千円	1年以内 千円	1年超 2年以内 千円	2年超 3年以内 千円	3年超 4年以内 千円	4年超 5年以内 千円	5年超 千円
営業債務及びその他 の債務	2,492,575	2,492,575	2,492,575		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
借入金	41,854,960	45,105,387	3,988,106	3,961,785	3,929,722	3,849,801	29,375,971	-						
その他の金融負債	1,006,899	1,006,899	252,887	104,012	100,000	100,000	100,000	350,000						
合計	45,354,434	48,604,862	6,733,569	4,065,797	4,029,722	3,949,801	29,475,971	350,000						

報告日現在におけるコミットメントライン総額と借入実行残高は以下のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)		
				千円	千円
コミットメントライン総額		2,000,000	2,000,000	1,500,000	
借入実行残高		-	-	-	-
差引額		2,000,000	2,000,000	1,500,000	

## (5) 市場リスク管理

当社グループの活動は、主に経済環境・金融市場環境が変動するリスクにさらされています。金融市場環境が変動するリスクとして、具体的には①為替変動リスク、②金利変動リスクがあります。

当社グループが保有する金融商品のうち、当該市場リスクにさらされているものは、主として、(旧)マクロミル①、及びMetrixLab Holding B.V.の買収資金を調達した際の長期借入金であります。

### ① 為替変動リスク

#### 1) 為替変動リスク管理

当社グループは、国際的に事業を展開していることから、主にユーロ、米ドルの為替変動が業績に大きく影響いたします。

為替変動リスクは、主として、MetrixLab Holding B.V.の買収資金を外貨建ての長期借入金で調達したことにより生じます。

為替相場の現状及び今後の見通しについては常時モニタリングを行っております。

なお、当社グループの在外営業活動体の財務諸表換算に伴い、その他の包括利益が変動しますが、その影響は当社グループにとって重要なものではないと考えております。

当社グループの主な為替リスクに対するエクスポージャー（純額）は、次のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
米ドル	—	△6,475,739	△4,778,171
ユーロ	—	△438,238	△52,143

(注) 上記の△は、負債を意味しております。

#### 2) 為替感応度分析

各連結会計年度末において保有する外貨建金融商品について米ドル、ユーロが機能通貨に対して1%増加した場合の税引前利益に与える影響額は、次のとおりであります。計算にあたり使用した通貨以外の通貨は変動しないものと仮定しております。

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
税引前利益		
米ドル	64,757	47,781
ユーロ	4,382	521

### ② 金利変動リスク

#### 1) 金利変動リスク管理

金利変動リスクは、主として、当社グループがマクロミル、及びMetrixLab Holding B.V.の買収資金として、変動利付の長期借入を行っていることにより生じます。

変動金利相場の現状及び今後の見通しについては常時モニタリングを行っております。

#### 2) 金利感応度分析

各連結会計年度末において、金利が1%上昇した場合の税引前利益に与える影響額は、次のとおりであります。計算にあたり使用した変動要因以外の要因（為替レートなど）は一定であると仮定しております。

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)	当連結会計年度 (2016年6月30日)
	千円	千円	千円
税引前利益	352,975	487,142	418,549

(6) 金融商品の公正価値

①公正価値の測定方法

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値に近似しております。

以下を除く、その他の金融資産、その他の金融負債の公正価値は残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(a) 株式

上場株式は、取引所の価格を公正価値としております。非上場株式は、時価純資産法を用いて評価しております。

(b) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額は公正価値に近似しております。

②公正価値のヒエラルキー

当社グループにおける公正価値の測定レベルは、市場における観察可能性に応じて次の3つに区分しております。

レベル1：活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接、又は間接的に使用して算定された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算定された公正価値

各連結会計年度における金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は、以下のとおりであります。

移行日（2014年7月1日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	千円	千円	千円	千円
<b>資産：</b>				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	459,825	—	53,571	513,396
合計	459,825	—	53,571	513,396

前連結会計年度（2015年6月30日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	千円	千円	千円	千円
<b>資産：</b>				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	230,880	—	43,377	274,257
合計	230,880	—	43,377	274,257

当連結会計年度（2016年6月30日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	千円	千円	千円	千円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	180,000	—	44,650	224,650
合計	180,000	—	44,650	224,650

各連結会計年度において、レベル1、2及び3の間の振替はありません。

#### ③償却原価で測定する金融商品

当社グループが保有する償却原価で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

	移行日 (2014年7月1日)		前連結会計年度 (2015年6月30日)		当連結会計年度 (2016年6月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
その他の金融資産	1,070,000	1,070,000	810,000	810,000	—	—
借入金	35,297,506	35,297,506	48,714,284	48,714,284	41,854,960	41,854,960

重要なインプットが直接又は間接に観察可能である償却原価で測定する金融商品は、レベル2に分類しております。

#### ④評価技法とインプット

レベル2に分類される借入金の公正価値測定に用いられる評価技法は割引キャッシュ・フロー法であり、重要なインプットは割引率となっております。

割引率が上昇した場合は、レベル2及びレベル3に分類される公正価値は減少する関係にあります。一方、割引率が低下した場合は、公正価値は増加する関係にあります。

なお、レベル3に分類される非上場株式は、当該投資先の将来の収益性の見通し及び対象銘柄における純資産価額、当該投資先が保有する主要資産の定量的情報等の外部より観察不能なインプット情報を総合的に考慮し、公正価値を測定しております。

また、レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、重要な観察可能でないインプット（レベル3）を使用して経常的に公正価値で測定される資産及び負債の期首から期末までの変動は次のとおりです。

前連結会計年度（自2014年7月1日 至2015年6月30日）

決算日時点での公正価値測定

	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	合計	
		千円	千円
期首残高		53,571	53,571
利得及び損失合計			
その他の包括利益（注1）	520,193	520,193	
購入	1,500	1,500	
売却（注2）	△531,887	△531,887	
期末残高	43,377	43,377	

（注1） その他の包括利益に認識した利得又は損失は、連結包括利益計算書上の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に表示しております。

（注2） 「10. その他の金融資産」を参照

	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計
	千円	千円
期首残高	43,377	43,377
利得及び損失合計		
その他の包括利益（注）	1,273	1,273
期末残高	44,650	44,650

(注) その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。これらの利得及び損失は、連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれております。

### 33. 重要な子会社

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は以下のとおりであります。

名称	所在地	報告セグメント	議決権の所有割合(%)
株式会社エムキューブ	日本	マクロミルグループ	73.88
株式会社エムプロモ	日本	マクロミルグループ	100.00
MACROMILL EMBRAIN CO., LTD.	韓国	マクロミルグループ	51.00
株式会社マクロミルケアネット	日本	マクロミルグループ	51.00
株式会社電通マクロミルインサイト	日本	マクロミルグループ	51.98
Siebold Intermediate B.V.	オランダ	MetrixLabグループ	100.00
MetrixLab Holding B.V.	オランダ	MetrixLabグループ	100.00
MetrixLab B.V.	オランダ	MetrixLabグループ	100.00
MetrixLab Nederland B.V.	オランダ	MetrixLabグループ	100.00
MetrixLab UK Ltd.	英国	MetrixLabグループ	100.00
MetrixLab France SARL	フランス	MetrixLabグループ	100.00
MetrixLab US, Inc.	米国	MetrixLabグループ	100.00
明路市場調査（上海）有限公司	中国	MetrixLabグループ	90.00
Precision Sample LLC	米国	MetrixLabグループ	51.00
その他11社			

34. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

IFRS移行日（2014年7月1日）

種類	名称	関連当事者関係の内容	未決済金額
			千円

その他の関連当事者	Bain Capital Partners, LLC (現Bain Capital Private Equity, LP)	Management Agreement (注)	1,088,888
-----------	---	--------------------------	-----------

(注) 2014年2月から2024年12月までの資金調達、オペレーション、組織再編等に関するアドバイスの提供を受ける契約であり、未経過期間に対応する未払いのマネジメント契約に基づく契約報酬の総額をその他の金融負債として計上しております。なお、新規株式公開時又は支配株主異動時に、その時点における未決済額を精算します。

前連結会計年度（自2014年7月1日 至2015年6月30日）

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
			千円	千円
役員	杉本 哲哉	有価証券の売却(注2)	217,732	-
その他の関連当事者	Bain Capital Partners, LLC (現Bain Capital Private Equity, LP)	Management Agreement (注1)	100,000	950,000

(注1) 2014年2月から2024年12月までの資金調達、オペレーション、組織再編等に関するアドバイスの提供を受ける契約であり、未経過期間に対応する未払いのマネジメント契約に基づく契約報酬の総額をその他の金融負債として計上しております。なお、新規株式公開時又は支配株主異動時に、その時点における未決済額を精算します。

(注2) 2014年9月24日開催の取締役会決議に基づく適正な価額で、経営資源の集中のため持分法適用関連会社（㈱グラディーアソシエイツ）の株式を譲渡しています。

当連結会計年度（自2015年7月1日 至2016年6月30日）

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
			千円	千円
その他の関連当事者	Bain Capital Private Equity, LP	Management Agreement (注)	100,000	850,000

(注) 2014年2月から2024年12月までの資金調達、オペレーション、組織再編等に関するアドバイスの提供を受ける契約であり、未経過期間に対応する未払いのマネジメント契約に基づく契約報酬の総額をその他の金融負債として計上しております。なお、新規株式公開時又は支配株主異動時に、その時点における未決済額を精算します。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

	前連結会計年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当連結会計年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
	千円	千円
短期報酬	239,368	337,379
株式報酬	102,930	23,004
退任役員退職金	527,072	-
合計	869,370	360,384

### (3) 親会社に関する情報

当社グループの直近上位の親会社はBain Capital Sting Hong Kong Limitedであり所在地は香港であります。また、最終的な支配当事者はBain Capital Investors, LLCであり、所在地は米国であります。

### 35. 後発事象

#### 株式分割

当社は、2016年9月9日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割を行うことについて決議し、2016年9月30日に実施いたしました。

##### 1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げるにより、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

##### 2. 株式分割の概要

###### (1) 分割の方法

2016年9月29日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

###### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	378,588株	割合 100株
今回の分割により増加する株式数	37,480,212株	
株式分割後の発行済株式総数	37,858,800株	
株式分割後の発行可能株式総数	151,435,200株	

###### (3) 分割の日程

基準日 2016年9月29日

効力発生日 2016年9月30日

###### (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「30. 1株当たり利益」に記載しております。

#### 剰余金の処分

当社は、2016年9月9日開催の取締役会において、剰余金の処分について決議し、当該取締役会にて承認されました。

##### (1) 剰余金の処分の目的

これまで生じました損失計上に伴う繰越利益剰余金の欠損填補をすることにより、早期に株主還元できる体制を実現することを目的として、剰余金の処分を行うものであります。

##### (2) 剰余金の処分の要領

会社法第452条及び会社計算規則第153条に基づき、その他資本剰余金を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補するものであります。

###### ①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 7,388,710千円

###### ②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 7,388,710千円

###### (3) 剰余金の処分の日程

基準日 2016年9月9日

効力発生日 2016年9月9日

### 36. 初度適用

当社グループは、当連結会計年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2016年6月30日に終了する連結会計年度に関するものであり、IFRSへの移行日は2014年7月1日であります。

#### IFRS第1号の免除規定

IFRSでは、IFRSを初めて適用する会社（以下、初度適用企業）に対して、原則として、IFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めております。ただし、IFRS第1号では、IFRSで要求される基準の一部について任意に免除規定を適用するものを定めております。これらの規定の適用に基づく影響は、IFRS移行日において利益剰余金、又はその他の資本の構成要素で調整しております。当社が日本基準からIFRSへ移行するにあたり、採用した免除規定は次のとおりであります。

##### ・企業結合

初度適用企業は、IFRS移行日前に行われた企業結合に対して、IFRS第3号「企業結合」を遡及適用しないことを選択することが認められております。当社グループは、当該免除規定を適用し、移行日前に行われた企業結合に対して、IFRS第3号を遡及適用しないことを選択しております。この結果、移行日前の企業結合から生じたのれんの額については、日本基準に基づく移行日時点での帳簿価額によっております。なお、のれんについては、減損の兆候の有無に関わらず、移行日時点で減損テストを実施しております。

##### ・在外営業活動体の換算差額

IFRS第1号では、IFRS移行日現在の在外営業活動体の換算差額の累計額をゼロとみなすことを選択することが認められております。当社グループは、在外営業活動体の換算差額の累計額を移行日現在でゼロとみなすことを選択しております。

##### ・以前に認識した金融商品の指定

IFRS第1号では、IFRS第9号における分類について、当初認識時点で存在する事実及び状況ではなく、移行日時点の事実及び状況に基づき判断することが認められています。また、移行日時点に存在する事実及び状況に基づき資本性金融資産の公正価値の変動をその他の包括利益を通じて測定する金融資産として指定することが認められています。

当社グループは、IFRS第9号における分類について、移行日時点で存在する事実及び状況に基づき判断を行っており、一部の資本性金融資産についてその他の包括利益を通じて測定する金融資産として指定しております。

#### IFRS第1号の強制的な例外規定

IFRS第1号では、「見積り」、「金融資産の区分及び測定」について、IFRSの遡及適用を禁止しております。当社はこれらの項目について移行日より将来に向かって適用しております。

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は以下のとおりであります。

2014年7月1日（IFRS移行日）現在の資本に対する調整

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	千円	千円	千円	千円		
<b>資産の部</b>						<b>資産</b>
<b>流動資産</b>						<b>流動資産</b>
現金及び預金	11,534,701	△100,000	—	11,434,701	(1)	現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	3,922,140	9,485	—	3,931,625	(2) (3)	営業債権及びその他の債権
有価証券	1,070,000	121,585	—	1,191,585	(4)	その他の金融資産
繰延税金資産	475,363	△475,363	—	—	(5)	
その他	528,223	△67,682	—	460,540	(1) (2) (4)	その他の流動資産
貸倒引当金	△36,612	36,612	—	—	(3)	
<b>流動資産合計</b>	<b>17,493,815</b>	<b>△475,363</b>	<b>—</b>	<b>17,018,452</b>		<b>流動資産合計</b>
<b>固定資産</b>						<b>非流動資産</b>
有形固定資産	651,377	—	217,487	868,864	(6)	有形固定資産
無形固定資産	39,548,534	△733,481	—	38,815,052		のれん
	—	733,481	—	733,481		その他の無形資産
投資有価証券	850,986	△518,625	—	332,360	(4) (8)	持分法で会計処理されている投資
	—	1,095,463	△5,229	1,090,234	(3) (4)	その他の金融資産
その他	651,211	△607,001	—	44,209		その他の非流動資産
繰延税金資産	335,759	475,363	326,435	1,137,558	(5)	繰延税金資産
貸倒引当金	△30,163	30,163	—	—	(3)	
<b>固定資産合計</b>	<b>42,007,704</b>	<b>475,363</b>	<b>538,693</b>	<b>43,021,761</b>		<b>非流動資産合計</b>
<b>資産合計</b>	<b>59,501,520</b>	<b>—</b>	<b>538,693</b>	<b>60,040,213</b>		<b>資産合計</b>

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	千円	千円	千円	千円		
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
短期借入金	229,741	1,500,000	—	1,729,741	(9)	借入金
1年以内返済予定の長期借入金	1,500,000	△1,500,000	—	—	(9)	
未払金	4,091,314	△2,595,754	—	1,495,559	(2) (4)	営業債務及びその他の債務
未払費用	537,118	2,635,236	100,000	3,272,355	(4) (13)	その他の金融負債
未払法人税等	887,089	—	—	887,089		未払法人所得税等
賞与引当金	221,657	△221,657	—	—	(10)	
モニタポイント引当金	908,049	—	—	908,049	(10)	引当金
その他	412,094	182,175	359,052	953,321	(2) (4) (10)	その他の流動負債
流動負債合計	8,787,064	—	459,052	9,246,117		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	34,690,412	—	△1,122,646	33,567,765	(9)	借入金
	—	8,486	950,000	958,486	(13)	その他の金融負債
退職給付に係る負債	343,069	7,675	16,954	367,698	(11)	退職給付に係る負債
役員退職慰労引当金	7,675	△7,675	—	—	(10)	
資産除去債務	185,752	—	—	185,752	(10)	引当金
繰延税金負債	31,014	—	—	31,014	(5)	繰延税金負債
その他	49,097	△8,486	—	40,611	(10)	その他の非流動負債
固定負債合計	35,307,021	—	△155,692	35,151,329		非流動負債合計
負債合計	44,094,086	—	303,359	44,397,446		負債合計
純資産の部						資本
資本金	8,575,025	—	—	8,575,025		資本金
資本剰余金	8,575,025	—	△1,050,000	7,525,024	(13)	資本剰余金
その他の包括利益累計額	27,963	—	420	28,383	(11) (12)	その他の資本の構成要素
利益剰余金	△2,595,018	—	1,302,297	△1,292,721	(14)	利益剰余金
	14,582,994	—	252,718	14,835,712		親会社の所有者に帰属する持分合計
少数株主持分	824,439	—	△17,384	807,054		非支配持分
純資産合計	15,407,433	—	235,333	15,642,767		資本合計
負債純資産合計	59,501,520	—	538,693	60,040,213		負債及び資本合計

2015年6月30日（前連結会計年度末）現在の資本に対する調整

日本基準表示科目	日本基準 千円	表示組替 千円	認識・測定の差異 千円	IFRS 千円	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	7,178,730	—	—	7,178,730		現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	5,777,660	11,814	—	5,789,475	(2)(3)	営業債権及びその他の債権
有価証券	810,000	17,417	—	827,417	(4)	その他の金融資産
繰延税金資産	607,836	△607,836	—	—	(5)	
その他	520,058	△68,128	—	451,930	(2)(4)	その他の流動資産
貸倒引当金	△38,896	38,896	—	—	(3)	
流動資産合計	14,855,390	△607,836	—	14,247,553		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	650,531	—	186,266	836,798	(6)	有形固定資産
無形固定資産	51,372,903	△6,755,178	1,965,319	46,583,044	(7)	のれん
	—	6,755,178	—	6,755,178		その他の無形資産
投資有価証券	297,702	△274,589	—	23,112	(4)(8)	持分法で会計処理されてい る投資
	—	930,795	△332	930,463	(3)(4)	その他の金融資産
その他	690,784	△685,789	—	4,994		その他の非流動資産
繰延税金資産	1,125,369	607,836	△53,935	1,679,270	(5)	繰延税金資産
貸倒引当金	△29,583	29,583	—	—	(3)	
固定資産合計	54,107,708	607,836	2,097,317	56,812,862		非流動資産合計
資産合計	68,963,098	—	2,097,317	71,060,416		資産合計

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	千円	千円	千円	千円		
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
短期借入金	260,661	2,718,087	—	2,978,748	(9)	借入金
1年以内返済予定の長期借入金	2,718,087	△2,718,087	—	—	(9)	
未払金	1,684,567	400,748	—	2,085,315	(2)(4)	営業債務及びその他の債務
未払費用	745,379	△333,146	100,000	512,233	(4)(13)	その他の金融負債
未払法人税等	261,020	—	—	261,020		未払法人所得税等
賞与引当金	113,245	△113,245	—	—	(10)	
モニタポイント引当金	931,761	—	—	931,761	(10)	引当金
その他	897,303	45,642	346,776	1,289,723	(2)(4)(10)	その他の流動負債
流動負債合計	7,612,027	—	446,776	8,058,803		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	46,163,440	—	△427,903	45,735,536	(9)	借入金
	—	25,176	850,000	875,176	(13)	その他の金融負債
退職給付に係る負債	207,330	33,590	37,248	278,169	(11)	退職給付に係る負債
役員退職慰労引当金	33,590	△33,590	—	—	(10)	
資産除去債務	186,553	—	—	186,553	(10)	引当金
繰延税金負債	1,547,596	—	—	1,547,596	(5)	繰延税金負債
その他	85,196	△25,176	—	60,020	(10)	その他の非流動負債
固定負債合計	48,223,708	—	459,344	48,683,053		非流動負債合計
負債合計	55,835,736	—	906,121	56,741,857		負債合計
純資産の部						資本
資本金	9,393,120	—	—	9,393,120		資本金
資本剰余金	9,381,504	—	△950,000	8,431,504	(13)	資本剰余金
その他の包括利益累計額	197,293	1,350	108,247	306,891	(11)(12)	その他の資本の構成要素
利益剰余金	△7,314,700	—	2,054,188	△5,260,512	(14)	利益剰余金
	11,657,218	1,350	1,212,435	12,871,005		親会社の所有者に帰属する持分合計
新株予約権	1,350	△1,350	—	—		非支配持分
少数株主持分	1,468,792	—	△21,239	1,447,553		資本合計
純資産合計	13,127,362	—	1,191,196	14,318,558		
負債純資産合計	68,963,098	—	2,097,317	71,060,416		負債及び資本合計

2016年6月30日（直近の日本基準の連結財務諸表作成日）現在の資本に対する調整

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	千円	千円	千円	千円		
<b>資産の部</b>						
<b>流動資産</b>						
現金及び預金	6,170,789	△46,695	—	6,124,093		現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	5,983,672	31,391	—	6,015,064	(2)(3)	営業債権及びその他の債権
	—	46,903	—	46,903	(4)	その他の金融資産
繰延税金資産	1,039,600	△1,039,600	—	—	(5)	
その他	651,918	△87,774	△25,000	539,143	(2)(4)	その他の流動資産
貸倒引当金	△56,174	56,174	—	—	(3)	
<b>流動資産合計</b>	<b>13,789,805</b>	<b>△1,039,600</b>	<b>△25,000</b>	<b>12,725,205</b>		<b>流動資産合計</b>
<b>固定資産</b>						
<b>非流動資産</b>						
有形固定資産	822,663	—	157,171	979,835	(6)	有形固定資産
無形固定資産	46,521,634	△5,498,324	4,267,016	45,290,325	(7)	のれん
	—	5,498,324	—	5,498,324		その他の無形資産
投資有価証券	246,303	△223,583	—	22,720	(4)(8)	持分法で会計処理されている投資
	—	879,184	1,066	880,251	(3)(4)	その他の金融資産
その他	683,887	△683,406	—	481		その他の非流動資産
繰延税金資産	213,208	1,039,600	△85,314	1,167,494	(5)	繰延税金資産
貸倒引当金	△27,805	27,805	—	—	(3)	
<b>固定資産合計</b>	<b>48,459,893</b>	<b>1,039,600</b>	<b>4,339,939</b>	<b>53,839,433</b>		<b>非流動資産合計</b>
<b>資産合計</b>	<b>62,249,698</b>	<b>—</b>	<b>4,314,939</b>	<b>66,564,638</b>		<b>資産合計</b>

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	千円	千円	千円	千円		
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
短期借入金	210,831	3,108,666	—	3,319,498	(9)	借入金
1年以内返済予定の長期借入金	3,108,666	△3,108,666	—	—	(9)	
未払金	1,729,860	762,714	—	2,492,575		営業債務及びその他の債務
未払費用	776,709	△623,821	100,000	252,887	(2)(4)	その他の金融負債
未払法人税等	252,086	—	—	252,086	(4)(13)	未払法人所得税等
賞与引当金	358,125	△358,125	—	—		
役員賞与引当金	73,000	△73,000	—	—	(10)	
モニタポイント引当金	886,648	34,663	—	921,312	(10)	引当金
その他	935,074	292,232	382,562	1,609,868	(2)(4)(10)	その他の流動負債
流動負債合計	8,331,003	34,663	482,562	8,848,228		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	39,096,600	—	△561,138	38,535,461	(9)	借入金
	—	29,011	725,000	754,011	(13)	その他の金融負債
退職給付に係る負債	355,985	—	—	355,985	(11)	退職給付に係る負債
資産除去債務	179,349	—	—	179,349	(10)	引当金
繰延税金負債	1,185,319	—	—	1,185,319	(5)	繰延税金負債
その他	122,102	△63,674	—	58,427	(10)	その他の非流動負債
固定負債合計	40,939,357	△34,663	163,861	41,068,555		非流動負債合計
負債合計	49,270,360	—	646,423	49,916,784		負債合計
純資産の部						資本
資本金	100,000	—	—	100,000		資本金
資本剰余金	18,663,906	—	△850,000	17,813,906	(13)	資本剰余金
その他の包括利益累計額	△510,742	4,033	119,051	△387,657	(11)(12)	その他の資本の構成要素
利益剰余金	△6,874,412	—	4,412,613	△2,461,798	(14)	利益剰余金 親会社の所有者に帰属する持分合計
	11,378,752	4,033	3,681,664	15,064,450		
新株予約権	4,033	△4,033	—	—		非支配持分
少数株主持分	1,596,551	—	△13,148	1,583,403		資本合計
純資産合計	12,979,337	—	3,668,516	16,647,854		
負債純資産合計	62,249,698	—	4,314,939	66,564,638		負債及び資本合計

## 資本に対する調整に関する注記

### (1) 現金及び預金の振替

日本基準では「現金及び預金」に含めていた預入期間が3ヶ月超の定期預金については、IFRSでは「その他の金融資産（流動）」に振替えております。

### (2) 未収入金及び未払金の振替

日本基準では流動資産の「その他」に含めていた未収入金の一部については、IFRSでは「営業債権及びその他の債権」に振替えて表示し、また、日本基準では区分掲記していた「未払金」の一部については、IFRSでは「営業債務及びその他の債務」に振替えて表示しております。

### (3) 貸倒引当金の振替

日本基準では区分掲記していた「貸倒引当金（流動）」については、IFRSでは「営業債権及びその他の債権」及び「その他の金融資産（流動）」から直接控除して純額で表示するように組替え、また、「貸倒引当金（固定）」についても同様に、「その他の金融資産（非流動）」から直接控除して純額で表示するように組替えております。

### (4) その他の金融資産及び金融負債への振替

日本基準では流動資産の「その他」に含めていた未収入金の一部については、IFRSでは「その他の金融資産（流動）」に振替えて表示し、日本基準では区分掲記していた「投資有価証券」については、IFRSでは「その他の金融資産（非流動）」に振替えて表示しております。また、日本基準では区分掲記していた「未払金」の一部については、IFRSでは「その他の金融負債（流動）」に振替えて表示しております。さらに、日本基準では流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」に含めていたリース債務は、それぞれIFRSでは「その他の金融負債（流動）」及び「その他の金融負債（非流動）」に組替えて表示しております。

### (5) 繰延税金資産及び繰延税金負債の振替、繰延税金資産の回収可能性の再検討

IFRSでは繰延税金資産・負債については、流動・非流動を区別することなく、全て非流動項目に分類するものとされているため、流動項目に計上している繰延税金資産・負債については非流動項目に振替えております。また、IFRSの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。

### (6) 有形固定資産の計上額の調整

当社グループは、日本基準では有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。

### (7) のれんの計上額の調整

日本基準ではのれんについて償却しますが、IFRSでは非償却であるため、移行日以降の償却額を修正しております。

### (8) 持分法で会計処理されている投資の計上額の調整

日本基準では、投資有価証券に含まれていた関連会社に対する投資をIFRSでは区分掲記しております。

### (9) 借入金の調整

日本基準では流動負債として区分掲記していた「1年内返済予定の長期借入金」については、IFRSでは「借入金（流動）」に組替えて表示し、また、日本基準では固定負債として区分掲記していた「長期借入金」については、IFRSでは「借入金（非流動）」に組替えて表示しております。

また、日本基準では、金融負債の発行に直接起因する発行コストについて発生時に費用処理しておりましたが、国際会計基準では実効金利法に基づく償却原価計算に含めて処理しています。

(10) その他の流動負債及び非流動負債の振替

日本基準では流動負債に区分掲記していた「賞与引当金」は、IFRSでは「その他の流動負債」に組替えて表示しており、日本基準では流動負債に区分掲記していた「モニタポイント引当金」は、IFRSでは「引当金（流動）」に組替えて表示しております。また、日本基準では固定負債に区分掲記していた「役員退職慰労引当金」は、IFRSでは「その他の非流動負債」に組替えて表示しており、日本基準では固定負債に区分掲記していた「資産除去債務」は、IFRSでは「引当金（固定）」に組替えて表示しております。さらに、日本基準では会計処理をしていなかった未消化の有給休暇について、IFRSでは「その他の流動負債」として負債計上しております。

(11) 退職給付に係る負債の会計処理

当社グループは、日本基準では前連結会計年度まで簡便法での計算、当連結会計年度より原則法での計算を行っておりました。IFRSでは数理計算を行ったうえで、数理計算上の差異について発生時にその他の包括利益に認識し、その後の期間において純損益に振替えることはないため、「その他の資本の構成要素」及び「利益剰余金」を調整しております。

(12) 在外子会社に係る累積換算差額の振替

初度適用に際して、IFRS第1号に規定されている免除規定を選択し、移行日における累積換算差額を全て利益剰余金に振替えております。

(13) 資本剰余金の調整

所有者との一定の取引に基づく契約残高を資本剰余金から控除しております。

(14) 利益剰余金に対する調整

	移行日 (2014年7月1日)	前連結会計年度 (2015年6月30日)		当連結会計年度 (2016年6月30日)
		千円	千円	
有形固定資産の計上額の調整	217,487	186,266	148,687	
のれんの計上額の調整	—	1,965,319	4,311,537	
有給休暇費用に対する調整	△359,052	△346,776	△355,438	
退職給付に係る負債の会計処理に関する調整	△16,954	△37,248	△57,342	
借入金アレンジメントフィーの調整	1,122,646	427,903	560,051	
新株予約権の公正価値評価	—	△102,930	△125,935	
在外子会社の累積換算差額の振替	△5,649	△5,649	△5,649	
小計	958,477	2,086,884	4,475,911	
税効果による調整	326,435	△53,935	△105,386	
非支配持分に係る調整	17,384	21,239	42,088	
合計	1,302,297	2,054,188	4,412,613	

前連結会計年度（自2014年7月1日 至2015年6月30日）に係る損益及び包括利益に対する調整

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	千円	千円	千円	千円		
売上高	28,761,492	—	—	28,761,492		売上収益
売上原価	△16,385,364	23,177	△10,694	△16,372,881	(1) (4) (6)	売上原価
売上総利益	12,376,128	23,177	△10,694	12,388,610		売上総利益
販売費及び一般管理費	△10,230,163	△23,177	2,302,693	△7,950,646	(1) (2) (4) (6)	販売費及び一般管理費
	—	365,168	—	365,168	(5)	その他の営業収益
	—	△4,942,023	△457,462	△5,399,485	(5)	その他の営業費用
	—	9,814	—	9,814	(3) (5)	持分法による投資利益
営業利益	2,145,964	△4,567,039	1,834,536	△586,538	(3) (5)	営業損失
営業外収益	296,816	△296,816	—	—	(5)	
営業外費用	△3,083,751	3,083,751	—	—	(5) (9)	
特別利益	751,639	△751,639	—	—	(5) (8)	
特別損失	△4,897,977	4,897,977	—	—	(5) (9)	
	—	606,866	△553,007	53,859	(5)	金融収益
	—	△2,973,099	△698,234	△3,671,334	(4) (5)	金融費用
税金等調整前当期純損失	△4,787,307	—	583,294	△4,204,013		税引前損失
法人税、住民税及び事業税	△420,516	821,312	△185,393	215,402	(7)	法人所得税費用
法人税等調整額	821,312	△821,312	—	—	(7)	
少数株主損益調整前当期純損失	△4,386,511	—	397,900	△3,988,611		当期損失
その他の包括利益						その他の包括利益
その他有価証券評価差額金	△31,434	—	360,812	329,377	(8)	純損益に振り替えられるとのない項目
	—	—	△5,780	△5,780	(4)	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
	△31,434	—	355,031	323,597		確定給付制度の再測定
為替換算調整勘定	242,981	—	—	242,981		純損益に振り替えられるとのない項目合計
	242,981	—	—	242,981		純損益に振り替えられる可能性のある項目
その他の包括利益合計	211,546	—	355,031	566,578		在外営業活動体の換算差額
包括利益	△4,174,965	—	752,932	△3,422,032		純損益に振り替えられる可能性のある項目合計
						税引後その他の包括利益
						当期包括利益

当連結会計年度（自2015年7月1日 至2016年6月30日）（直近の日本基準の連結財務諸表作成年度）に係る  
損益及び包括利益に対する調整

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	千円	千円	千円	千円		
売上高	32,504,954	—	—	32,504,954		売上収益
売上原価	△17,935,458	1,340	7,901	△17,926,217	(1) (4) (6)	売上原価
売上総利益	14,569,495	1,340	7,901	14,578,736		売上総利益
販売費及び一般管理費	△11,215,589	676	2,258,656	△8,956,255	(1) (2) (4) (6)	販売費及び一般管理 費
	—	272,580	—	272,580	(5)	その他の営業収益
	—	△168,451	—	△168,451	(5)	その他の営業費用
	—	3,457	—	3,457	(3) (5)	持分法による投資利 益
営業利益	3,353,906	109,603	2,266,557	5,730,067	(3) (5)	営業利益
営業外収益	779,204	△779,204	—	—	(5)	
営業外費用	△2,445,079	2,445,079	—	—	(5) (9)	
	—	496,809	—	496,809	(5)	金融収益
	—	△2,272,288	133,234	△2,139,053	(4) (5)	金融費用
税金等調整前当期純利益	1,688,031	—	2,399,792	4,087,824		税引前利益
法人税、住民税及び事業税	△481,566	△346,670	△20,622	△848,860	(7)	法人所得税費用
法人税等調整額	△346,670	346,670	—	—	(7)	
少数株主損益調整前当期純利 益	859,793	—	2,379,170	3,238,964		当期利益
その他の包括利益						その他の包括利益
その他有価証券評価差額金	△32,172	—	1,398	△30,773	(8)	純損益に振り替えられることのない項目 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
確定給付制度の数理計算上 の差異	△59,861	—	△5,707	△65,568	(4)	確定給付制度の再測定
	△92,034	—	△4,308	△96,342		純損益に振り替えられることのない項目合計
為替換算調整勘定	△1,109,491	—	234,019	△875,471		純損益に振り替えられる可能性のある項目 在外営業活動体の換算差額
その他の包括利益合計	△1,201,525	—	229,711	△971,813		純損益に振り替えられる可能性のある項目合計 税引後その他の包括利益
包括利益	△341,731	—	2,608,882	2,267,150		当期包括利益

## 損益及び包括利益に対する調整に関する注記

### (1) 減価償却方法の変更

当社グループは、日本基準では有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。当該変更により、減価償却費が含まれる売上原価及び販売費及び一般管理費を調整するとともに、従来の減価償却方法を前提として計上されていた固定資産売却損益についても再計算を行っております。

### (2) のれんの計上額の調整

日本基準ではのれんについて償却しますが、IFRSでは非償却であるため、移行日以降の償却額を修正しております。

### (3) 持分法で会計処理されている投資の計上額の調整

日本基準では、「営業外収益」に含めていた「持分法による投資利益」について、IFRSでは区分掲記しております。

### (4) 退職給付に係る負債の会計処理

当社グループは、日本基準では前連結会計年度まで簡便法での計算、当連結会計年度より原則法での計算を行っておりました。また、原則法での計算により生じた数理計算上の差異については発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しておりました。IFRSでは数理計算を行ったうえで、数理計算上の差異について発生時にその他の包括利益に認識し、直ちに利益剰余金に認識するものとしております。

### (5) 表示科目に対する調整

日本基準では「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」及び「特別損失」に表示していた項目を、IFRSでは財務関係損益については「金融収益」及び「金融費用」として計上し、それ以外の項目については、「その他の収益」、「その他の費用」及び「持分法による投資利益」等に表示しております。

### (6) 未消化の有給休暇

日本基準では会計処理をしていなかった未消化の有給休暇について、IFRSでは人件費として認識しております。

### (7) 法人所得税費用

日本基準では「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」を区分掲記しておりましたが、IFRSでは「法人所得税費用」として一括して表示しております。また、IFRSの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。

### (8) 資本性金融商品に係る調整

日本基準では、資本性金融商品の売却損益及び減損を損益として認識しておりました。IFRSでは、資本性金融商品の公正価値の変動をその他の包括利益として表示することを選択しているため、売却損益及び減損は認識されません。

### (9) 借入金の調整

日本基準では、金融負債の発行に直接起因する発行コストについて発生時に費用処理しておりましたが、国際会計基準では実効金利法に基づく償却原価計算に含めて処理しています。

## 前連結会計年度（自2014年7月1日 至2015年6月30日）及び当連結会計年度（自2015年7月1日 至2016年6月30日）（直近の日本基準の連結財務諸表作成年度）に係るキャッシュ・フローに対する調整

日本基準に基づいて開示されている連結キャッシュ・フロー計算書と、IFRSに基づいて開示されている連結キャッシュ・フロー計算書に重要な差異はありません。

## 【要約四半期連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

株式会社マクロミル（以下、当社）は日本に所在する企業であります。登記している本店は、東京都港区に所在しております。当社の2016年12月31日に終了する第2四半期の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下、当社グループ）並びに関連会社に対する当社グループの持分により構成されています。

当社グループの主な事業内容は「3. セグメント情報」にて記載しております。

### 2. 作成の基礎

#### (1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しております。

本要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

なお、本要約四半期連結財務諸表は、2017年2月3日に代表執行役グローバルCEOスコット・アーンスト及び執行役グローバルCFO城戸輝昭によって承認されております。

#### (2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

#### (3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 重要な会計方針

当社グループが本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。なお、当第2四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を基に算定しております。

#### (5) 見積り及び判断の利用

要約四半期連結財務諸表の作成にあたり、一部の重要な事項について会計上の見積りを行う必要があります。また、当社グループの会計方針を適用する過程において、経営者が自ら判断を行うことが求められます。高度の判断を要する部分及び非常に複雑な部分、並びに仮定や見積りが要約四半期連結財務諸表に重要な影響を与える部分及び翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある、仮定及び見積りの不確実性に関する情報は前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

### 3. セグメント情報

#### (1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、全世界規模でのインターネットリサーチを中心とした事業内容としております。したがって、当社グループは、企業集団を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本を主に統括している「マクロミルグループ」、海外を主に統括している「MetrixLabグループ」の2つを報告セグメントとしております。

「マクロミルグループ」は、当社、株式会社電通マクロミルインサイト等の子会社で構成されております。

「MetrixLabグループ」は、MetrixLab B.V.、MetrixLab US, Inc. 等の子会社で構成されております。

#### (2) セグメント収益及び業績

当社グループの報告セグメントによる収益及び業績は以下のとおりであります。なお、MetrixLabグループの収益及び業績についてはユーロ建てで管理しておりますが、前第2四半期連結累計期間につきましては1ユーロ134.5円で、当第2四半期連結累計期間につきましては1ユーロ116.0円で換算しております。

前第2四半期連結累計期間（自 2015年7月1日 至 2015年12月31日）

	報告セグメント			調整額	連結
	マクロミル グループ	MetrixLab グループ	計		
	千円	千円	千円		
売上収益					
外部収益	12,543,949	3,604,607	16,148,557	—	16,148,557
セグメント間収益	7,527	65,484	73,012	△73,012	—
合計	12,551,477	3,670,092	16,221,569	△73,012	16,148,557
セグメント利益 (営業利益)	2,542,515	456,518	2,999,033	—	2,999,033
金融収益					49,886
金融費用					△1,072,865
税引前四半期利益					1,976,055

当第2四半期連結累計期間（自 2016年7月1日 至 2016年12月31日）

	報告セグメント			調整額	連結
	マクロミル グループ	MetrixLab グループ	計		
	千円	千円	千円		
売上収益					
外部収益	14,057,284	3,315,626	17,372,911	—	17,372,911
セグメント間収益	10,585	84,905	95,491	△95,491	—
合計	14,067,870	3,400,531	17,468,402	△95,491	17,372,911
セグメント利益 (営業利益)	3,587,908	371,772	3,959,681	—	3,959,681
金融収益					3,181
金融費用					△847,294
税引前四半期利益					3,115,568

前第2四半期連結会計期間（自 2015年10月1日 至 2015年12月31日）

報告セグメント

	マクロミル グループ	MetrixLab グループ	計	調整額	連結
	千円	千円	千円	千円	千円
売上収益					
外部収益	6,515,084	1,942,834	8,457,919	—	8,457,919
セグメント間収益	4,076	32,427	36,504	△36,504	—
合計	6,519,161	1,975,261	8,494,423	△36,504	8,457,919
セグメント利益 (営業利益)	1,432,770	239,335	1,672,105	—	1,672,105
金融収益					1,329
金融費用					△537,755
税引前四半期利益					1,135,679

当第2四半期連結会計期間（自 2016年10月1日 至 2016年12月31日）

報告セグメント

	マクロミル グループ	MetrixLab グループ	計	調整額	連結
	千円	千円	千円	千円	千円
売上収益					
外部収益	7,397,417	1,852,669	9,250,087	—	9,250,087
セグメント間収益	8,056	44,401	52,458	△52,458	—
合計	7,405,474	1,897,071	9,302,546	△52,458	9,250,087
セグメント利益 (営業利益)	2,056,114	334,211	2,390,326	—	2,390,326
金融収益					731
金融費用					△668,880
税引前四半期利益					1,722,177

#### 4. のれん

のれんの帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

	のれん
	千円
2016年7月1日	45,290,325
在外営業活動体の換算差額	470,964
その他	7,232
2016年12月31日	<u><u>45,768,522</u></u>

#### 5. その他の無形資産

無形資産の帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

	ソフトウェア	顧客関連資産	パネル資産	その他	合計
	千円	千円	千円	千円	千円
2016年7月1日	832,313	3,663,768	904,395	97,847	5,498,324
取得	12,117	—	—	237,002	249,120
償却費	△149,588	△101,825	△36,262	△6,933	△294,609
在外営業活動体の換算差額	12,382	260,314	63,619	5,117	341,433
他勘定振替高	69,523	—	—	△69,523	—
2016年12月31日	<u><u>776,747</u></u>	<u><u>3,822,258</u></u>	<u><u>931,753</u></u>	<u><u>263,509</u></u>	<u><u>5,794,268</u></u>

(注) 無形資産の償却費は、要約四半期連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

#### 6. 借入金

借入金の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当第2四半期 連結会計期間 (2016年12月31日)	平均利率	返済期限
	千円	千円		
短期借入金	210,831	457,782	1.88	—
1年内返済予定の長期借入金	3,108,666	3,310,167	1.43	2017年1月～2017年12月末
長期借入金	38,535,461	37,870,442	1.73	2018年1月～2021年1月末
合計	<u><u>41,854,960</u></u>	<u><u>41,638,392</u></u>		—
流動負債合計	3,319,498	3,767,949		—
非流動負債合計	38,535,461	37,870,442		—
合計	<u><u>41,854,960</u></u>	<u><u>41,638,392</u></u>		—

(注) 平均利率については、借入金の当第2四半期連結会計期間末残高に対する加重平均利率を記載しております。

## 7. 資本及びその他の資本項目

### (1) 授権株式数、発行済株式数

授権株式数、発行済株式数の残高の増減は以下のとおりであります。

	授権株式数 株	発行済株式数 株
前連結会計年度（2016年6月30日）	5,000,000	378,588
期中増減(注1)(注2)	146,435,200	37,480,212
当四半期連結会計期間（2016年12月31日）	151,435,200	37,858,800

(注1) 2016年9月28日付の定款の一部変更で授権株式総数が3,485,648株減少し、また、2016年9月30日付の株式分割で授権株式総数が、149,920,848株増加した結果、授権株式総数は151,435,200株となっております。

(注2) 当社は2016年9月9日開催の取締役会において、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施することを決議しており、株式分割後の発行済株式総数は37,858,800株となっております。

### (2) 資本剰余金及び利益剰余金

当社は、2016年9月9日開催の取締役会の決議により、2016年9月9日付で会社法第452条及び会社計算規則第153条の規定に基づき、資本剰余金を取り崩し、利益剰余金に振り替えることにより欠損を填補しました。この結果、資本剰余金が7,388,710千円減少し、利益剰余金が同額増加しました。

## 8. 配当金

当社からの配当はありません。なお、要約四半期連結持分変動計算書に記載の「非支配持分に対する配当金」は、当社の連結子会社である株式会社電通マクロミルインサイトから同社の非支配株主に対して支払われたものであります。

## 9. 金融収益及び費用

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年12月31日)
	千円	千円
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	10,714	1,971
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	725	1,210
為替差益（注）	38,443	—
その他	3	—
合計	<u>49,886</u>	<u>3,181</u>

	前第2四半期連結会計期間 (自 2015年10月1日 至 2015年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)
	千円	千円
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	1,326	731
その他	3	—
合計	<u>1,329</u>	<u>731</u>

(注) 為替差益は、外貨建借入金に係るものであります。

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年12月31日)
	千円	千円
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	1,069,839	439,306
為替差損（注）	—	405,245
その他	3,025	2,742
合計	<u>1,072,865</u>	<u>847,294</u>

	前第2四半期連結会計期間 (自 2015年10月1日 至 2015年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)
	千円	千円
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	531,229	218,633
為替差損（注）	4,951	449,018
その他	1,575	1,228
合計	<u>537,755</u>	<u>668,880</u>

(注) 為替差損は、外貨建借入金に係るものであります。

## 10. 1株当たり利益

基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益は以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年12月31日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益（千円）	1,209,302	1,850,083
四半期利益調整額	—	—
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期利益（千円）	1,209,302	1,850,083
期中平均普通株式数（株）	37,858,800	37,858,800
普通株式増加数	—	—
希薄化後の期中平均普通株式数（株）	37,858,800	37,858,800
基本的1株当たり四半期利益（円）	31.94	48.87
希薄化後1株当たり四半期利益（円）	31.94	48.87

2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益を算定しております。

	前第2四半期連結会計期間 (自 2015年10月1日 至 2015年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益（千円）	697,147	1,025,058
四半期利益調整額	—	—
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期利益（千円）	697,147	1,025,058
期中平均普通株式数（株）	37,858,800	37,858,800
普通株式増加数	—	—
希薄化後の期中平均普通株式数（株）	37,858,800	37,858,800
基本的1株当たり四半期利益（円）	18.41	27.08
希薄化後1株当たり四半期利益（円）	18.41	27.08

2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益を算定しております。

## 11. 金融商品の公正価値

### ①公正価値の測定方法

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値に近似しております。

以下を除く、その他の金融資産、その他の金融負債の公正価値は残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、帳簿価額は公正価値に近似しております。

#### (a) 株式

上場株式は、取引所の価格を公正価値としております。非上場株式は、時価純資産法を用いて評価しております。

#### (b) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額は公正価値に近似しております。

### ②公正価値のヒエラルキー

当社グループにおける公正価値の測定レベルは、市場における観察可能性に応じて次の3つに区分しております。

レベル1：活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接、又は間接的に使用して算定された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算定された公正価値

各連結会計年度における金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（2016年6月30日）

	レベル1 千円	レベル2 千円	レベル3 千円	合計 千円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	180,000	—	44,650	224,650
合計	180,000	—	44,650	224,650

当第2四半期連結会計期間（2016年12月31日）

	レベル1 千円	レベル2 千円	レベル3 千円	合計 千円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	172,320	—	45,190	217,510
合計	172,320	—	45,190	217,510

前連結会計年度及び当第2四半期連結会計期間において、レベル1、2及び3の間の振替はありません。

③償却原価で測定する金融商品

当社グループが保有する償却原価で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (2016年12月31日)		
	帳簿価額 千円	公正価値 千円	帳簿価額 千円	公正価値 千円
<b>&lt;金融負債&gt;</b>				
借入金	41,854,960	41,854,960	41,638,392	41,638,392

重要なインプットが直接又は間接に観察可能である償却原価で測定する金融商品は、レベル2に分類しております。

④評価技法とインプット

レベル2に分類される借入金の公正価値測定に用いられる評価技法は主に割引キャッシュ・フロー法であり、重要なインプットは割引率となっております。

割引率が上昇した場合は、レベル2及びレベル3に分類される公正価値は減少する関係にあります。一方、割引率が低下した場合は、公正価値は増加する関係にあります。

なお、レベル3に分類される非上場株式は、当該投資先の将来の収益性の見通し及び対象銘柄における純資産価額、当該投資先が保有する主要資産の定量的情報等の外部より観察不能なインプット情報を総合的に考慮し、公正価値を測定しております。

また、レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

当第2四半期連結累計期間において、経常的に公正価値で測定するレベル3の資産及び負債について、重要な変動は生じておりません。

## 12. 関連当事者

### (1) 関連当事者との取引

前第2四半期連結累計期間（自 2015年7月1日 至 2015年12月31日）

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
			千円	千円
その他の関連当事者	Bain Capital Private Equity, LP	Management Agreement (注)	50,000	900,000

(注) 2014年2月から2024年12月までの資金調達、オペレーション、組織再編等に関するアドバイスの提供を受ける契約であり、未経過期間に対応する未払いのマネジメント契約に基づく契約報酬の総額をその他の金融負債として計上しております。なお、新規株式公開時又は支配株主異動時に、その時点における未決済額を精算しますが、2017年1月25日締結のBain Capital Private Equity, LPとのマネジメント修正契約に基づき、新規株式公開に伴い、Bain Capital Private Equity, LPに対して支払う未決済額を300,000千円に修正しております。

当第2四半期連結累計期間（自 2016年7月1日 至 2016年12月31日）

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
			千円	千円
その他の関連当事者	Bain Capital Private Equity, LP	Management Agreement (注)	50,000	800,000

(注) 2014年2月から2024年12月までの資金調達、オペレーション、組織再編等に関するアドバイスの提供を受ける契約であり、未経過期間に対応する未払いのマネジメント契約に基づく契約報酬の総額をその他の金融負債として計上しております。なお、新規株式公開時又は支配株主異動時に、その時点における未決済額を精算しますが、2017年1月25日締結のBain Capital Private Equity, LPとのマネジメント修正契約に基づき、新規株式公開に伴い、Bain Capital Private Equity, LPに対して支払う未決済額を300,000千円に修正しております。

### (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2015年6月30日)	当事業年度 (2016年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	※2 21	※2 3,476,200
受取手形	—	※2 55,652
売掛金	—	※2,※4 3,037,704
仕掛品	—	19,319
貯蔵品	—	10,810
前払費用	—	193,778
関係会社短期貸付金	—	※2 948,666
未収入金	—	※4 126,249
繰延税金資産	—	991,830
その他	※4 1,350	※4 93,006
貸倒引当金	—	△4,483
流動資産合計	<hr/> 1,372	<hr/> 8,948,735
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	—	※1 218,728
工具、器具及び備品	—	※1 215,868
土地	—	※1 445
建設仮勘定	—	※1 93,923
有形固定資産合計	<hr/> —	<hr/> 528,965
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウエア	—	639,288
ソフトウエア仮勘定	—	32,440
のれん	—	34,884,414
その他	—	※2 10,217
無形固定資産合計	<hr/> —	<hr/> 35,566,360
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	—	42,962
関係会社株式	※2 18,720,465	※2 3,959,730
関係会社長期貸付金	—	※2 7,301,904
敷金及び保証金	—	435,633
破産更生債権等	—	※4 80,195
繰延税金資産	—	102,944
その他	—	6,489
貸倒引当金	—	△80,195
投資その他の資産合計	<hr/> 18,720,465	<hr/> 11,849,664
<b>固定資産合計</b>	<hr/> 18,720,465	<hr/> 47,944,991
<b>資産合計</b>	<hr/> 18,721,837	<hr/> 56,893,726

(単位：千円)

	前事業年度 (2015年6月30日)	当事業年度 (2016年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期借入金	—	※4 450,000
1年内返済予定の長期借入金	—	※2 3,108,666
未払金	※4 4,733	※4 1,203,019
未払費用	—	224,369
未払法人税等	1,211	1,210
未払消費税等	—	172,162
前受金	—	81,407
賞与引当金	—	178,712
役員賞与引当金	—	73,000
モニタポイント引当金	—	803,286
その他	—	44,470
<b>流動負債合計</b>	<b>5,945</b>	<b>6,340,304</b>
<b>固定負債</b>		
資産除去債務	—	131,897
長期借入金	—	※2 39,019,958
<b>固定負債合計</b>	<b>—</b>	<b>39,151,856</b>
<b>負債合計</b>	<b>5,945</b>	<b>45,492,161</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>9,393,120</b>	<b>100,000</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>9,393,120</b>	<b>25,000</b>
<b>その他資本剰余金</b>	<b>—</b>	<b>18,661,241</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>9,393,120</b>	<b>18,686,241</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>△71,700</b>	<b>△7,388,710</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>△71,700</b>	<b>△7,388,710</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>18,714,541</b>	<b>11,397,531</b>
<b>新株予約権</b>	<b>1,350</b>	<b>4,033</b>
<b>純資産合計</b>	<b>18,715,892</b>	<b>11,401,565</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>18,721,837</b>	<b>56,893,726</b>

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2014年 7月 1日 至 2015年 6月 30日)	当事業年度 (自 2015年 7月 1日 至 2016年 6月 30日)
売上高	—	※1 211,823
売上原価	—	※1 80,568
売上総利益	—	131,254
販売費及び一般管理費	※2 2,373	※2 29,760
営業利益又は営業損失（△）	△2,373	101,494
営業外収益		
受取利息	0	※1 489
その他	—	※1 1,056
営業外収益合計	0	1,546
営業外費用		
株式交付費	5,726	—
支払利息	—	※1 1,908
為替差損	—	11,147
その他	—	76
営業外費用合計	5,726	13,132
経常利益又は経常損失（△）	△8,100	89,907
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	—	7,392,390
特別損失合計	—	7,392,390
税引前当期純損失（△）	△8,100	△7,302,483
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
法人税等調整額	—	13,316
法人税等合計	1,210	14,526
当期純損失（△）	△9,310	△7,317,009

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2014年7月1日 至 2015年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計				
		資本準備金	その他利益剰余金					
当期首残高	8,575,025	8,575,025	△62,390	17,087,659	—	17,087,659		
当期変動額								
新株の発行	818,095	818,095		1,636,191		1,636,191		
当期純損失（△）			△9,310	△9,310		△9,310		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					1,350	1,350		
当期変動額合計	818,095	818,095	△9,310	1,626,881	1,350	1,628,232		
当期末残高	9,393,120	9,393,120	△71,700	18,714,541	1,350	18,715,892		

当事業年度（自 2015年7月1日 至 2016年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本					新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本 合計			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金			
当期首残高	9,393,120	9,393,120	—	9,393,120	△71,700	18,714,541	1,350 18,715,892	
当期変動額								
減資	△9,293,120	△9,368,120	18,661,241	9,293,120	—	—	—	
当期純損失（△）					△7,317,009	△7,317,009	△7,317,009	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							2,683 2,683	
当期変動額合計	△9,293,120	△9,368,120	18,661,241	9,293,120	△7,317,009	△7,317,009	2,683 △7,314,326	
当期末残高	100,000	25,000	18,661,241	18,686,241	△7,388,710	11,397,531	4,033 11,401,565	

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2014年7月1日 至 2015年6月30日）

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・・・・移動平均法による原価法

### 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費・・・・・・支出時に全額費用として処理しております。

#### (2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度（自 2015年7月1日 至 2016年6月30日）

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により  
処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの・・・移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・・・・・個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿  
価切下げの方法）

貯蔵品・・・・・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づ  
く簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日  
以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3~34年

工具、器具及び備品 2~15年

（会計方針の変更）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」

（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度より適用し、2016年4月1日以後に取得した  
建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

この変更による影響額は軽微であります。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法 なお、主な償却期間は以下のとおりです。

ソフトウェア 5年

のれん 20年

### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処  
理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②モニタポイント引当金

パネルに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

##### ③賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ④役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

##### 財務制限条項

長期借入金39,019,958千円及び1年内返済予定の長期借入金3,108,666千円について財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

##### ①レバレッジ・レシオ

2016年6月期（2016年6月期を含む。）以降の各決算期末（直近12ヶ月）及び2016年12月期（2016年12月期を含む。）以降の各中間期末において、借入人を頂点とする連結ベースでのレバレッジ・レシオ（ $\alpha$ ）を、各中間期末及び各決算期末に以下の表に記載の数値以下に維持すること。

2016年6月期： $\alpha \leq 7.67$

2016年12月期： $\alpha \leq 7.35$

2017年6月期： $\alpha \leq 7.00$

2017年12月期： $\alpha \leq 6.65$

2018年6月期： $\alpha \leq 6.00$

2018年12月期： $\alpha \leq 5.35$

2019年6月期： $\alpha \leq 5.00$

2019年12月期： $\alpha \leq 4.50$

2020年6月期： $\alpha \leq 4.00$

2020年12月期： $\alpha \leq 3.50$

##### ②デット・サービス・カバレッジ・レシオ

2016年6月期（2016年6月期を含む。）以降の各決算期末（直近12ヶ月）及び2016年12月期（2016年12月期を含む。）以降の各中間期末において、借入人を頂点とする連結ベースでのデット・サービス・カバレッジ・レシオが1.05を下回らないこと。

##### ③利益維持

2016年6月期（2016年6月期を含む。）以降の各決算期末において、借入人の単体及び借入人を頂点とする連結ベースでの当期損益をそれぞれ二期連続で赤字としないこと。但し、当期損益の計算上、(i)のれん償却費は足し戻し、(ii)特別損失に計上される減損損失は控除する。また、当期損益の計算上、MetrixLab Holding B.V. 株式譲渡に関連してかかる買収関連費用、貸付関連費用及び株式公開等関連費用については考慮しないものとする。

##### ④純資産制限

2016年6月期（2016年6月期を含む。）以降の各決算期末において、借入人の単体及び借入人を頂点とする連結ベースでの純資産の部（但し、新株予約権、非支配株主持分及び繰延ヘッジ損益を控除する。本号において、以下同じ。）が、それぞれ直前の各決算期末における借入人の単体及び借入人を頂点とする連結ベースでの純資産の部の75%以上であること。但し、2016年6月期の判定は2015年6月期の数値と比較する。また、純資産の部の計算上、MetrixLab Holding B.V. 株式譲渡に関連してかかる買収関連費用、貸付関連費用及び株式公開等関連費用については考慮しないものとする。

ただし、当社の株式会社東京証券取引所への上場が承認された場合、当社から通知を行うこと等により上記②デット・サービス・カバレッジ・レシオに関する記載は撤廃されます。

## (貸借対照表関係)

## ※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2015年6月30日)	当事業年度 (2016年6月30日)
	－ 千円	766,842千円

## ※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2015年6月30日)	当事業年度 (2016年6月30日)
現金及び預金	21千円	2,966,347千円
受取手形	－ 千円	55,652千円
売掛金	－ 千円	3,037,704千円
関係会社短期貸付金	－ 千円	948,666千円
その他（無形固定資産）	－ 千円	10,217千円
関係会社株式	18,720,465千円	2,137,251千円
関係会社長期貸付金	－ 千円	7,301,904千円
計	18,720,486千円	16,457,746千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2015年6月30日)	当事業年度 (2016年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	－ 千円	3,108,666千円
長期借入金	－ 千円	39,019,958千円
計	－ 千円	42,128,625千円

## 3 保証債務

	前事業年度 (2015年6月30日)	当事業年度 (2016年6月30日)
金融機関からの借入に対する保証債務		
旧マクロミル②	48,787,596千円	－ 千円
MACROMILL EMBRAIN CO., LTD.	－ 千円	160,637千円
(内、外貨建保証債務)	－	(KRW 1,792,824千)
計	48,787,596千円	160,637千円

## ※4 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります（区分掲記したものを除く）。

	前事業年度 (2015年6月30日)	当事業年度 (2016年6月30日)
短期金銭債権	－ 千円	438,001千円
長期金銭債権	－ 千円	52,390千円
短期金銭債務	3,833千円	603,400千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対する取引高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当事業年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
売上高	－ 千円	21,356千円
売上原価	－ 千円	6,087千円
営業取引以外の取引高	－ 千円	899千円

※2 当事業年度における販売費に属する費用のおおよその割合は13.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は86.4%であります。なお、当社の前事業年度は、旧マクロミル②との合併前であり売上高が計上されていないため全額一般管理費であります。

販売費及び一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2014年7月1日 至2015年6月30日)	当事業年度 (自2015年7月1日 至2016年6月30日)
給与	－ 千円	5,437千円
広告宣伝費	－ 千円	2,795千円
支払報酬	2,200千円	5,882千円
のれん償却費	－ 千円	5,459千円

(有価証券関係)

前事業年度（2015年6月30日）

関係会社株式（貸借対照表計上額 18,720,465千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2016年6月30日）

関係会社株式（貸借対照表計上額 3,959,730千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度（2015年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因是繰越欠損金であり、その全額について評価性引当額を計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.64%から、2015年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、2016年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.30%となります。なお、当該変更による財務諸表への影響はありません。

当事業年度（2016年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度  
(2016年6月30日)

繰延税金資産

モニタポイント引当金	279,633千円
賞与引当金及び未払賞与	87,624千円
為替差損	279,131千円
減損損失	122,546千円
関係会社株式評価損	1,792,023千円
投資有価証券評価損	198,504千円
繰越欠損金	690,396千円
その他	82,467千円
繰延税金資産小計	3,532,326千円
評価性引当額	△2,063,894千円
繰延税金資産合計	1,468,432千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△14,592千円
為替差益	△359,064千円
繰延税金負債合計	△373,656千円
繰延税金資産の純額	1,094,775千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  
税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

減資により提出会社の資本金が1億円以下となり、外形標準課税の適用から外れることになりました。

また、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年3月29日に国会で成立され、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これらに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.30%から、2016年7月1日に開始する事業年度及び2017年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.81%に、2018年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、34.59%となります。なお、当該変更による財務諸表への影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社(旧商号：株式会社マクロミルホールディングス)は2016年5月26日付合併契約に基づき、株式会社マクロミル(旧マクロミル②)と、2016年6月30日付で合併いたしました。

合併に関する取引の概要は次のとおりであります。

1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

項目	結合企業	被結合企業
結合当事企業の名称	株式会社マクロミルホールディングス	株式会社マクロミル
事業の内容	株式会社マクロミルの株式を所有することにより、同社の事業活動を支配、管理すること等	インターネットを活用した市場調査

(2) 企業結合日

2016年6月30日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、株式会社マクロミルを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式による合併を実行いたしました。

(4) 結合後企業の名称

株式会社マクロミル(同日付で株式会社マクロミルホールディングスから社名変更)

(5) その他取引の概要に関する事項

マクロミルグループの組織最適化を図り、事業運営の機動性・効率性を向上させるために2016年6月30日をもって合併いたしました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2014年7月1日 至 2015年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2015年7月1日 至 2016年6月30日）

1. 株式分割

当社は、2016年9月9日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割を行うことについて決議し、2016年9月30日に実施いたしました。

1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2016年9月29日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	378,588株	割合 100株
今回の分割により増加する株式数	37,480,212株	
株式分割後の発行済株式総数	37,858,800株	
株式分割後の発行可能株式総数	151,435,200株	

(3) 分割の日程

基準日	2016年9月29日
効力発生日	2016年9月30日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が、前事業年度の期首に行われたと仮定した場合における1株当たり情報の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2014年7月1日 至 2015年6月30日)	当事業年度 (自 2015年7月1日 至 2016年6月30日)
1株当たり純資産額	494.32円	301.05円
1株当たり当期純損失（△）	△0.25円	△193.27円
潜在株式調整後1株当たり当期純損失（△）	—	—

2. 剰余金の処分

当社は、2016年9月9日開催の取締役会において、剰余金の処分について決議し、当該取締役会にて承認されました。

(1) 剰余金の処分の目的

これまで生じました損失計上に伴う繰越利益剰余金の欠損填補をすることにより、早期に株主還元できる体制を実現することを目的として、剰余金の処分を行うものであります。

(2) 剰余金の処分の要領

会社法第452条及び会社計算規則第153条に基づき、その他資本剰余金を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補するものであります。

①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 7,388,710千円

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 7,388,710千円

(3) 剰余金の処分の日程

基準日	2016年9月9日
効力発生日	2016年9月9日

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	合併による当期増加額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	—	555,047	—	—	165	555,047	336,319
	工具、器具及び備品	—	646,391	—	—	344	646,391	430,523
	土地	—	445	—	—	—	445	—
	建設仮勘定	—	93,923	—	—	—	93,923	—
	合計	—	1,295,808	—	—	510	1,295,808	766,842
無形固定資産	ソフトウエア	—	2,315,802	—	—	690	2,315,802	1,676,514
	ソフトウエア仮勘定	—	32,440	—	—	—	32,440	—
	のれん	—	39,306,382	—	—	5,459	39,306,382	4,421,967
	その他	—	12,216	—	—	9	12,216	1,999
	合計	—	41,666,842	—	—	6,159	41,666,842	6,100,481

(注) 当期首残高及び当期末残高について、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	期首残高	合併による当期増加額	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	—	84,734	—	55	84,678
賞与引当金	—	176,803	1,908	—	178,712
役員賞与引当金	—	73,000	—	—	73,000
モニタポイント引当金	—	803,286	—	—	803,286

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	<p>取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り・売渡し（注）2	<p>取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>買取手数料・売渡手数料 無料</p>
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりとする。 <a href="http://www.macromill.com/">http://www.macromill.com/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。
2. 当社株式の東京証券取引所への上場に伴い、単元未満株式の買取りを含む株式の取扱は、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなることから、該当事項はなくなる予定です。
3. 定款の規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利
  - (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## **第7【提出会社の参考情報】**

### **1【提出会社の親会社等の情報】**

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### **2【その他の参考情報】**

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### **第三部【特別情報】**

#### **第1【連動子会社の最近の財務諸表】**

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2015年9月18日	Bain Capital Sting Hong Kong Limited (Director John Patrick Connaughton )	中国香港、セントラル、ウインダムストリート73、ワインサムハウス、スイート1101	特別利害関係者等（大株主上位10名、親会社）	杉本哲哉	東京都港区	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注) 5	2,000	100,000,000 (50,000) (注) 3	所有者の事情による
2017年1月27日	—	—	—	VOC Investment Partners B. V. (Director JWG Management B. V. Director IDvisie B. V.) (注) 7	オランダ、ロッテルダム3072AR、ウィルヘルミーナカデ312	特別利害関係者等（大株主上位10名）	275,500	137,750,000 (500) (注) 4	新株予約権の行使

(注) 1. 当社は、東京証券取引所への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」といいます。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」といいます。）第253条に基づき、当社の特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1.において同じ。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2014年7月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」といいます。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。  
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしております。  
なお、当社は、上場会社となった後においても、上場日から5年間は、同施行規則第254条の適用を受けます。
3. 移動価格は、設立時の1株当たりの出資金額を参考に、当事者間の協議の上決定した価格であります。
4. 移動価格は、新株予約権の権利行使に係る行使価格であります。
5. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
  - (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
6. 杉本哲哉氏は、当該移動により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
7. VOC Investment Partners B. V.は、2016年11月9日付で取締役を退任したJohannes Albertus Godefridus de Groot氏及び当社の執行役であるJan Willem Gerritsen氏がそれぞれ間接的に議決権50%ずつを保有する資産管理会社です。

- 当社は、2016年9月9日開催の取締役会の決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しており、上記記載内容は、2016年9月29日以前の移動については分割前の内容を、2016年9月30日以降の移動については分割後の内容を記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式
発行年月日	2014年10月24日
種類	普通株式
発行数	35,587株
発行価格	45,977円 (注) 4
資本組入額	22,989円 (注) 1
発行価額の総額	1,636,191千円
資本組入額の総額	818,095千円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	—

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2014年10月24日	2014年10月24日
種類	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 13,418株	普通株式 5,511株
発行価格	50,000円 (注) 4	50,000円 (注) 4
資本組入額	25,000円	25,000円
発行価額の総額	670,900千円	275,550千円
資本組入額の総額	335,450千円	137,775千円
発行方法	2014年10月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2014年10月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2015年6月30日	2015年10月19日
種類	第3回新株予約権 (ストックオプション)	第4回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 1,228株	普通株式 12,022株
発行価格	55,000円 (注) 4	55,000円 (注) 4
資本組入額	27,500円	27,500円
発行価額の総額	67,540千円	661,210千円
資本組入額の総額	33,770千円	330,605千円
発行方法	2015年6月24日の開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2015年9月30日の開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	2016年3月4日	2016年5月16日
種類	第5回新株予約権 (ストックオプション)	第6回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 2,724株	普通株式 930株
発行価格	45,000円 (注) 4	45,000円 (注) 4
資本組入額	22,500円	22,500円
発行価額の総額	122,580千円	41,850千円
資本組入額の総額	61,290千円	20,925千円
発行方法	2016年1月22日の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2016年5月16日の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権⑦	新株予約権⑧
発行年月日	2016年9月9日	2016年9月9日
種類	第7回新株予約権 (ストックオプション)	第8回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 4,000株	普通株式 3,950株
発行価格	45,000円 (注) 4	45,000円 (注) 4
資本組入額	22,500円	22,500円
発行価額の総額	180,000千円	177,750千円
資本組入額の総額	90,000千円	88,875千円
発行方法	2016年9月9日の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2016年9月9日の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権⑨	新株予約権⑩
発行年月日	2016年9月9日	2016年9月9日
種類	第9回新株予約権 (ストックオプション)	第10回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 800株	普通株式 240株
発行価格	45,000円 (注) 4	45,000円 (注) 4
資本組入額	22,500円	22,500円
発行価額の総額	36,000千円	10,800千円
資本組入額の総額	18,000千円	5,400千円
発行方法	2016年9月9日の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2016年9月9日の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 株式に係る発行価格と資本金組入額については小数点以下を四捨五入しております。

2. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬とし

て割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2016年6月30日であります。
- 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
- 4. 発行価格は、これまでの割当時の1株当たりの出資金額を参考に算定された価格であります。
- 5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき50,000円
行使期間	2014年10月24日から 2024年10月23日まで
行使の条件	<p>(1)新株予約権者は、本新株予約権を放棄した場合には、当該放棄に係る本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(2)各本新株予約権の一部を行使することはできない。</p> <p>(3)本新株予約権者は、新株予約権者と当社の間で締結する新株予約権割当契約（以下、本欄において「新株予約権割当契約」という。）に違反した場合、本新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>(4)その他の行使の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる（注）。</p> <p>（注）新株予約権割当契約に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりです。</p> <p>a. 本新株予約権のうち、2,013個については、(i)当社株式の東京証券取引所への上場に伴う当社普通株式の売却の実行日以降、当社普通株式の終値に基づく当社の時価総額が430億円以上となった場合、又は、(ii)かかる上場前に、当社の企業価値を430億円以上とする価値評価を前提とする「支配権移転取引」（※1）が実行された場合（以下、本欄において「権利確定条件」と総称する。）に権利確定し、行使可能となる。</p> <p>（※1）本欄において、「支配権移転取引」とは、以下のいずれかの取引（但し、当社株式の新規上場を除く。）をいう。</p> <p>(a)当社株式と他の資産との交換を伴う組織再編であって、当該組織再編後における存続会社又は取得会社に対するBain Capital Sting Hong Kong Limitedの議決権保有割合が50%未満となる場合</p> <p>(b)当社の全部又は実質的に全部の資産又は株式が売却される取引</p> <p>(c)Bain Capital Sting Hong Kong Limitedが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなるその他の取引</p> <p>b. 本新株予約権のうち、1,342個については、権利確定条件が充足された日から180暦日目に権利確定し、行使可能となる。</p> <p>c. 第三者により支配権移転取引に係る提案が行われ、当該提案をBain Capital Sting Hong Kong Limited及び当社が承認した場合、Bain Capital Sting Hong Kong Limitedは、新株予約権者に対し、新株予約権者が保有する本新株予約権をBain Capital Sting Hong Kong Limitedの指定する者に対して売り渡すよう請求することができ、この場合、新株予約権者は、かかる請求に従い、新株予約権割当契約所定の条件により本新株予約権を売り渡さなければならない。但し、支配権移転取引の実行日における「公正価値」（※2）が本新株予約権の行使価額以下となる場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。</p>

	<p>(※2) 本欄において、「公正価値」とは、新株予約権割当契約所定の方法により算出される、当該支配権移転取引によってBain Capital Sting Hong Kong Limitedが受領又は享受する当社株式1株当たりの売却対価又はその他の経済的価値をいう。</p> <p>d. 上記a. 乃至c. にかかわらず、(i)Bain Capital Sting Hong Kong Limited及びその関連ファンドが、権利確定条件を満たすことなく、当社に対するエクイティ証券を保有しないこととなった場合、又は、(ii)ヨハネス・アルバートゥス・ゴデフィーデス・デ・グルート氏</p> <p>(※3) が当社との一定の合意について重大な違反をした場合、権利未確定の本新株予約権は直ちに消滅する。</p> <p>(※3) ヨハネス・アルバートゥス・ゴデフィーデス・デ・グルート氏は当社の元取締役であり、本新株予約権は、同氏及び当社の執行役であるJan Willem Gerritsen氏がそれぞれ間接的に議決権50%ずつを保有する資産管理会社であるVOC Investment Partners B. V. に割り当てられております。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき50,000円
行使期間	2014年10月24日から 2024年10月23日まで
行使の条件	<p>(1)新株予約権者は、本新株予約権を放棄した場合には、当該放棄に係る本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(2)各本新株予約権の一部を行使することはできない。</p> <p>(3)本新株予約権者は、新株予約権者と当社の間で締結する新株予約権割当契約（以下、本欄において「新株予約権割当契約」という。）に違反した場合、本新株予約権を行使できないものとする（注）。</p> <p>（注）新株予約権割当契約に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりです。</p> <p>a. 新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、割当日から起算して、各1年後の応当日（但し、当該日が当社の営業日ではない場合には、当該日の直後の当社営業日）ごとに、当該新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定し、行使可能となる。</p> <p>b. 上記a. にかかわらず、支配権移転取引（※1）が行われる場合、下記c. に該当する場合を除き、当該支配権移転取引の実行の直前に全ての本新株予約権が権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転取引の実行日の終了をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。</p> <p>（※1）本欄において、「支配権移転取引」とは、以下のいずれかの取引（但し、当社株式の新規上場を除く。）をいう。</p> <p>(a)当社株式と他の資産との交換を伴う組織再編であって、当該組織再編後における存続会社又は取得会社に対するBain Capital Sting Hong Kong Limitedの議決権保有割合が50%未満となる場合</p> <p>(b)当社の全部又は実質的に全部の資産又は株式が売却される取引</p> <p>(c)Bain Capital Sting Hong Kong Limitedが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなるその他の取引</p>

	<p>c. 第三者により支配権移転取引に係る提案が行われ、当該提案をBain Capital Sting Hong Kong Limited及び当社が承認した場合、Bain Capital Sting Hong Kong Limitedは、新株予約権者に対し、新株予約権者が保有する本新株予約権を、Bain Capital Sting Hong Kong Limitedの指定する者に対して売り渡すよう請求することができ、この場合、新株予約権者による本新株予約権の行使は禁止され、新株予約権者は、かかる請求に従い、新株予約権割当契約所定の条件により本新株予約権を売り渡さなければならない（なお、かかる売り渡しが行われる場合、上記b.の定めは適用されない。）。但し、支配権移転取引の実行日における「公正価値」（※2）が本新株予約権の行使価額以下となる場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。</p> <p>(※2) 本欄において、「公正価値」とは、新株予約権割当契約所定の方法により算出される、当該支配権移転取引によって Bain Capital Sting Hong Kong Limitedが受領又は享受する当社株式1株当たりの売却対価その他の経済的価値をいう。</p> <p>d. ヤン・ウィレム・ゲリッセン氏（以下、本欄において「ゲリッセン氏」という。）（※3）とMetrixLab B.V.との間の雇用契約（以下、本欄において「雇用契約」という。）が終了した場合、本新株予約権は、以下のとおり取り扱われる。</p> <p>(a) ゲリッセン氏による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき、雇用契約がMetrixLab B.V.により終了された場合、当社、新株予約権者及びゲリッセン氏が別途合意しない限り、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。</p> <p>(b) 上記(a)以外の理由に基づき雇用契約がMetrixLab B.V.により終了された場合、当該終了に係る通知がゲリッセン氏に対して行われた日より前に権利確定し、行使可能となった本新株予約権は、引き続き行使可能であるが、当該日以降に権利確定し、行使可能となる本新株予約権は、当該日をもって消滅する。この場合、当社は、新株予約権者に對し、新株予約権割当契約に定める条件に従い、消滅する本新株予約権の対価として、以下の金額を、自ら支払い又はMetrixLab B.V.若しくはその関係会社をして支払わせるものとする。</p> <p>(i) 雇用契約の終了日が、本新株予約権の付与日から24ヶ月後の応当日より前である場合、778,313ユーロ</p> <p>(ii) 雇用契約の終了日が、本新株予約権の付与日から24ヶ月後の応当日から、付与日から48ヶ月後の応当日までの間である場合、583,735ユーロ</p> <p>(iii) 雇用契約の終了日が、本新株予約権の付与日から48ヶ月後の応当日以降である場合、消滅する本新株予約権の対価の支払いは行わない。</p> <p>(c) ゲリッセン氏による雇用契約の終了又は死亡・身体障害・疾病により雇用契約が終了した場合、当該終了の事由に応じて新株予約権割当契約により定められる所定の日より前に権利確定し、行使可能となった本新株予約権は、引き続き行使可能であるが、当該日以降に権利確定し、行使可能となる本新株予約権は、当該日をもって消滅する。</p> <p>(※3) ゲリッセン氏は当社の執行役であり、本新株予約権は、同氏及び当社の元取締役であるヨハネス・アルバートウス・ゴデフィーデス・デ・グルート氏がそれぞれ間接的に議決権50%ずつを保有する資産管理会社であるVOC Investment Partners B.V.に割り当てられております。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき55,000円
行使期間	2015年6月30日から 2020年6月29日まで
行使の条件	<p>(1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権行使することができないものとする。</p> <p>(4) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権行使できないものとする。</p> <p>(5) 新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本欄において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、当社の1会計年度に係る連結EBITDA（新株予約権割当契約に定める所定の算式に基づき算出される。以下、本欄において同じ。）が70億円を超える場合には当該本新株予約権者に割り当てられた数の50%、80億円以上を超える場合には更に当該本新株予約権者に割り当てられた数の50%が権利確定する。</li> <li>b. 上記a. に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場（新規上場（適用ある証券法に基づく届出書により、又は当社株式が日本の証券取引所に上場することにより、金銭を対価とする公募又は売出しがなされる）をいう。以下「1 第三者割当等による株式等の発行の内容」において同じ。）に際して又はそれ以降に、当社の議決権の過半数に係る株式が売却されることをいう。以下本欄において同じ。）をもって行使可能となる。</li> <li>c. 上記a. 及びb. にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c. に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、当社の取締役が誠実に決定した公正な価額（以下「1 第三者割当等による株式等の発行の内容」において「公正価額」という。）を対価として取得することができる。</li> </ul> <p>（※）本欄において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 当社の全部又は実質的に全部の資産がBain Capital Private Equity, LP及びそのグループ会社（Bain Capital Private Equity, LP又はそのグループ会社が助言を行うファンドを含み、以下「1 第三者割当等による株式等の発行の内容」において「BCPEグループ」という。）以外の第三者（以下、本欄において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> <li>(b) BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の過半数が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> <li>(c) 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> </ul>

	<p>d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)行使価額を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。</li> <li>(b)新規上場より前に、行使価額を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合</li> <li>(c)新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウンティング・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。</li> <li>(d)新規上場後、当社の普通株式の終値が行使価額を下回った場合</li> </ul> <p>e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用・委任等の関係（以下「1 第三者割当等による株式等の発行の内容」において「雇用関係」という。）が終了した場合、当該終了時点で行使されていない本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、当該終了時より前に本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式（以下「1 第三者割当等による株式等の発行の内容」において「本既発行株式」という。）は、以下のとおり取り扱われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。</li> <li>(b)上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。</li> </ul> <p>f. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業禁止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき55,000円
行使期間	2015年10月19日から 2025年10月18日まで
行使の条件	<p>(1)各本新株予約権の一部を行使することはできない。</p> <p>(2)本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(3)本新株予約権者は、新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本欄において「新株予約権割当契約」という。）に違反した場合、本新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>(4)その他の行使の条件については新株予約権割当契約に定めるところによる（注）。</p> <p>（注）新株予約権割当契約に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、割当日から起算して、各1年後の応当日（但し、当該日が当社の営業日ではない場合には、当該日の直後の当社営業日）ごとに、当該新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定する。</li> <li>b. 上記a.に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の過半数に係る株式が売却されることをいう。以下本欄において同じ。）をもって行使可能となり、適格上場後に権利確定する本新株予約権は、権利確定時に行使可能となる。</li> <li>c. 上記a.及びb.にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。</li> </ul> <p>（※）本欄において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本欄において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> <li>(b)BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の過半数が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> <li>(c)当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> </ul> <p>d. 上記a.乃至c.にかかわらず、新株予約権者と当社との間の委任契約（以下、本欄において「委任契約」という。）が終了した場合、本新株予約権は、以下のとおり取り扱われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき、委任契約が当社により終了された場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。</li> <li>(b)上記(a)以外の理由に基づき委任契約が当社により終了された場合、又は新株予約権者による委任契約の終了若しくは死亡により委任契約が終了した場合、当該終了時点で権利未確定の本新株予約権は消滅するが、当該終了より前に</li> </ul>

	<p>権利確定済みの本新株予約権は、引き続き権利確定済みのまま残存する。</p> <p>e. 新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業避止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑤
行使時の払込金額	1株につき45,000円
行使期間	2016年3月4日から 2021年3月3日まで
行使の条件	<p>(1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(4) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>(5) 本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本欄において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。</p> <p>a. 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、当社の1会計年度に係る連結EBITDA（新株予約権割当契約に定める所定の算式に基づき算出される。以下本欄において同じ。）が70億円を超える場合には当該本新株予約権者に割り当てられた数の50%、80億円を超える場合には更に当該本新株予約権者に割り当てられた数の50%が権利確定する。</p> <p>b. 上記a.に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の50%又は75%（新株予約権割当契約において、本新株予約権者ごとに、いずれかの割合が定められている。）を超える数の議決権に係る株式が売却されることをいう。以下本欄において同じ。）をもって行使可能となる。</p> <p>c. 上記a.及びb.にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。</p> <p>（※）本欄において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、当社株式の新規上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。</p> <p>(a) 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本欄において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</p> <p>(b) BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の50%超又は75%超（新株予約権割当契約において、本新株予約権者ごとに、いずれかが定められている。）が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</p> <p>(c) 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</p>

	<p>d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。</p> <p>(a) 行使価額を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。</p> <p>(b) 新規上場より前に、行使価額を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合</p> <p>(c) 新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。</p> <p>(d) 新規上場後、当社の普通株式の終値が行使価額を下回った場合</p> <p>e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、当該終了時点で行使されていない本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。</p> <p>(a) 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。</p> <p>(b) 上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑥
行使時の払込金額	1株につき45,000円
行使期間	2016年5月16日から 2021年5月15日まで
行使の条件	<p>(1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(4) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>(5) 本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本欄において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。</p> <p>a. 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2016年3月31日から起算して、各1年後の応当日ごとに、当該本新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定する。</p> <p>b. 上記a.に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の75%を超える数の議決権に係る株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本欄において同じ。）をもって行使可能となる。</p> <p>c. 上記a.及びb.にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株</p>

	<p>式を、公正価額を対価として取得することができる。</p> <p>(※) 本欄において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本欄において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> <li>(b) BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の75%超が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> <li>(c) 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> </ul> <p>d. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、当該終了時点で行使されていない本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。</li> <li>(b) 上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。</li> </ul> <p>e. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業避止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑦
行使時の払込金額	1株につき45,000円
行使期間	2016年9月9日から 2026年9月8日まで
行使の条件	<p>(1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本欄において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2016年9月9日、2017年9月1日、2018年9月1日及び2019年9月1日（それぞれの日を、以下、本欄において「権利確定日」という。）に、以下のとおり累積して権利確定する。但し、権利確定する本新株予約権の数は、合算して、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数を上限とする。</li> <li>(a) 当該日時点における年間売上成長率（※1）が5%以下である場合、本新株予約権者に割り当てられた数の2.5%が権利確定する。</li> </ul> <p>(※1) 本欄において、「年間売上成長率」とは、新株予約権割当契約締結時点における当社グループの既存事業からの連結売上高について、当該日の直前事業年度における連結売上高の、</p>

	<p>当該直前事業年度の直前の事業年度における連結売上高に対する成長率をいう。</p> <p>(b) 当該日時点における年間売上成長率が10%以上である場合、本新株予約権者に割り当てられた数の25%が権利確定する。</p> <p>(c) 当該日時点における年間売上成長率が5%超・10%未満である場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該年間売上成長率と5%との差に4.5を乗じて2.5%を加算した割合の本新株予約権が権利確定する。</p> <p>b. 本新株予約権は、2019年9月1日時点で本新株予約権者と当社又はその子会社等との間の雇用関係が存続していることを条件として、同日に、以下のとおり、上記a.に追加して権利確定する。但し、上記a.に従い権利確定した本新株予約権の総数が下記(a)又は(b)に従い計算される本新株予約権の数以上である場合、本b.に基づく追加的な権利確定は生じない。</p> <p>(a) 当該日時点における平均年間売上成長率(※2)が10%以上である場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は全て権利確定する。</p> <p>(※2) 本欄において、「平均年間売上成長率」とは、2015年7月1日から2019年6月30日までの4年間における平均の年間売上成長率(複利ベースで計算される。)をいう。</p> <p>(b) 当該日時点における平均年間売上成長率が5%超・10%未満である場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該年間売上成長率と5%との差に18を乗じて10%を加算した割合の本新株予約権が権利確定する。</p> <p>c. 上記a.及びb.にかかわらず、2019年9月1日より前に支配権移転(※3)が生じる場合、本新株予約権は、支配権移転が生じた日において未到来の権利確定日の数に2.5を乗じた割合の本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定する。</p> <p>(※3) 本欄において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合(但し、適格上場(新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の75%を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本欄において同じ。)に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。)をいう。</p> <p>(a) 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者(以下、本欄において「第三者」という。)に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</p> <p>(b) BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の75%超が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</p> <p>(c) 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</p> <p>d. 本新株予約権者と当社又はその子会社等との間の雇用関係が、本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当当事由以外の理由に基づき、当社又はその子会社等により終了された場合、下記の各場合に応じた割合に、当該終了日が属する事業年度の初日から当該終了日までの日数を365で除した割合を乗じた数の本新株予約権が権利確定する。</p> <p>(a) 直近12ヶ月売上成長率(※4)が5%以下である場合、2.5%。</p> <p>(※4) 本欄において、「直近12ヶ月売上成長率」とは、新株予約権割当契約締結時点における当社グループの既存事業からの連結売上高について、当該終了日が属する月の2ヶ月前から遡った12ヶ月間における当社グループの連結売上高の、前年同期間における当社グループの連結売上高に対する成長率をいう。</p>
--	---

	<p>(b)直近12ヶ月売上成長率が10%以上である場合、25%。</p> <p>(c)直近12ヶ月売上成長率が5%超・10%未満である場合、当該直近12ヶ月売上成長率と5%との差に4.5を乗じて2.5%を加算した割合。</p> <p>e. 上記a. 乃至d. に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場をもつて行使可能となり、適格上場後に権利確定する本新株予約権は、権利確定時に行使可能となる。</p> <p>f. 上記e. にかかわらず、支配権移転が生じる場合、当該支配権移転の直前までに上記a. 乃至d. に従って権利確定した本新株予約権は当該支配権移転の直前に行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもつて、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本f. に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。</p> <p>g. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。</p> <p>(a)900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。</p> <p>(b)新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合</p> <p>(c)新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。</p> <p>(d)新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合</p> <p>h. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、当該終了時点で権利未確定の本新株予約権は直ちに消滅とともに、当該終了時点で権利確定済みの本新株予約権のうち当該終了日前に行使されていない本新株予約権は、以下のとおり取り扱われる。</p> <p>(a)本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき、雇用関係が当社又はその子会社等により終了された場合、当該本新株予約権は直ちに消滅する。なお、この場合、当社又はその子会社等は、本新株予約権の行使により当該本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。</p> <p>(b)上記(a)以外の理由に基づき、雇用関係が当社又はその子会社等により終了された場合、又は、理由の如何を問わず本新株予約権者により雇用関係が終了された場合、当該本新株予約権は引き続き権利確定済みのまま残存し、支配権移転時又は本新株予約権の行使期間の末日のいずれか早い日まで行使できる。なお、この場合、当社又はその子会社等は、本新株予約権の行使により当該本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。</p> <p>i. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業禁止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑧
行使時の払込金額	1株につき45,000円
行使期間	2016年9月9日から 2021年9月8日まで
行使の条件	<p>(1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(4) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>(5) 本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本欄において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2016年9月1日から起算して、各1年後の応当日ごとに、当該本新株予約権者に割り当てられた数の25%又は33.3%（新株予約権割当契約において、本新株予約権者ごとに、いずれかの割合が定められている。）ずつ累積して権利確定する。</li> <li>b. 上記a.にかかわらず、本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の50%又は75%（新株予約権割当契約において、本新株予約権者ごとに、いずれかの割合が定められている。）を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本欄において同じ。）をもって行使可能となる。なお、一部の本新株予約権者については、当該本新株予約権が権利確定の上で行使可能となった暦年の翌年3月15日までに限り行使可能であり、当該日の経過をもって当該本新株予約権は消滅する旨が定められている。</li> <li>c. 上記a.及びb.にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。</li> </ul> <p>（※）本欄において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本欄において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> <li>(b) BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の50%超又は75%超（新株予約権割当契約において、本新株予約権者ごとに、いずれかが定められている。）が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> <li>(c) 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> <li>d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。</li> </ul>

	<p>(a) 900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。</p> <p>(b) 新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合</p> <p>(c) 新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。</p> <p>(d) 新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合</p> <p>e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。</p> <p>(a) 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。</p> <p>(b) 上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。</p> <p>f. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業避止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑨
行使時の払込金額	1株につき45,000円
行使期間	2016年9月9日から 2021年9月8日まで
行使の条件	<p>(1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を使用することができないものとする。</p> <p>(4) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を使用できないものとする。</p> <p>(5) 本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本欄において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。</p> <p>a. 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2017年9月1日、2018年9月1日、2019年9月1日及び2020年9月1日に、当該本新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定する。</p> <p>b. 上記a.にかかわらず、本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の75%を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本欄において同じ。）をもって行使可能となる。なお、一部の本新株予約権者については、新株予約権割当契約上、権利確定の上で行使可能となった本新株予約権は、その行使可能と</p>

	<p>なった暦年の翌年3月15日までに限り行使可能であり、当該日の経過をもって当該本新株予約権は消滅する旨が定められている。</p> <p>c. 上記a. 及びb. にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合は、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。</p> <p>（※）本欄において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本欄において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> <li>(b) BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の75%超が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> <li>(c) 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> </ul> <p>d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。</li> <li>(b) 新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合</li> <li>(c) 新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウンティング・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。</li> <li>(d) 新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合</li> </ul> <p>e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。</li> <li>(b) 上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。</li> </ul> <p>f. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業禁止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑩
行使時の払込金額	1株につき45,000円
行使期間	2016年9月9日から 2021年9月8日まで
行使の条件	<p>(1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(4) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>(5) 本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約（以下、本欄において「新株予約権割当契約」という。）に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2017年9月1日、2018年9月1日、2019年9月1日及び2020年9月1日に、本新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定する。</li> <li>b. 上記a.にかかわらず、本新株予約権は、2019年8月30日又は適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の75%を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本欄において同じ。）のいずれか遅い方の日をもって行使可能となる。</li> <li>c. 上記a.及びb.にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合は、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c.に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。</li> </ul> <p>（※）本欄において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本欄において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> <li>(b) BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の過半数が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> <li>(c) 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合</li> <li>d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。</li> <li>(b) 新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合</li> <li>(c) 新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使</li> </ul> </li> </ul>

	<p>価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。</p> <p>(d) 新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合</p> <p>e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、当該終了時点で行使されていない本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。</p> <p>(a) 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。</p> <p>(b) 上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。</p> <p>f. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業避止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

6. 当社は、2016年9月9日開催の取締役会の決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

## 2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
VOC Investment Partners B.V. (Director JWG Management B.V) Director IDvisie B.V.) Capital : EUR 2.00	オランダ ロッテルダム3072AR ウィルヘルミーナカデ312	資産管理会社	27,573	1,267,730,336 (45,977)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Poldie Ventures B.V.B.A. (Manager Darie Robbrecht) Capital : EUR 18.600	ベルギー ブリュッセル 1050 ルイーザラーン331-333	資産管理会社	4,898	225,196,504 (45,977)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Maikel Willems	オランダ ハーグ	会社員	3,116	143,265,068 (45,977)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当子会社の従業員

- (注) 1. 当社は、2016年9月9日開催の取締役会の決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
2. (単価)については小数点以下を四捨五入しております。
3. VOC Investment Partners B.V.、Poldie Ventures B.V.B.A. 及びMaikel Willemsは、当該割当により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
4. VOC Investment Partners B.V.は、2016年11月9日付で取締役を退任したJohannes Albertus Godefridus de Groot氏及び当社の執行役であるJan Willem Gerritsen氏がそれぞれ間接的に議決権50%ずつを保有する資産管理会社です。

### 新株予約権(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
VOC Investment Partners B.V. (Director JWG Management B.V) Director IDvisie B.V.) Capital : EUR 2.00	オランダ ロッテルダム3072AR ウィルヘルミーナカデ312	資産管理会社	3,355	167,750,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

- (注) 1. 当社は、2016年9月9日開催の取締役会の決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
2. VOC Investment Partners B.V.は、2016年11月9日付で取締役を退任したJohannes Albertus Godefridus de Groot氏及び当社の執行役であるJan Willem Gerritsen氏がそれぞれ間接的に議決権50%ずつを保有する資産管理会社です。
3. 権利を喪失した新株予約権を減じて記載しております。

## 新株予約権（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
VOC Investment Partners B.V. (Director JWG Management B.V.) Director IDvisie B.V.) Capital EUR 2.00	オランダ ロッテルダム3072AR ウィルヘルミーナカデ312	資産管理会社	2,756	137,800,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

- (注) 1. 当社は、2016年9月9日開催の取締役会の決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
2. VOC Investment Partners B.V.は、2016年11月9日付で取締役を退任したJohannes Albertus Godefridus de Groot氏及び当社の執行役であるJan Willem Gerritsen氏がそれぞれ間接的に議決権50%ずつを保有する資産管理会社です。
3. 権利を行使した新株予約権を減じて記載しております。

## 新株予約権（3）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
小川 久仁子 (戸籍名：高橋 久仁子)	東京都新宿区	会社役員	614	33,770,000 (55,000)	特別利害関係者等 (当社執行役)
城戸 輝昭	東京都品川区	会社役員	614	33,770,000 (55,000)	特別利害関係者等 (当社執行役)

- (注) 当社は、2016年9月9日開催の取締役会の決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 新株予約権（4）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
Scott Ernst	米国 マサチューセッツ州	会社役員	12,022	661,210,000 (55,000)	特別利害関係者等 (当社取締役兼代表執行役、当社子会社取締役)

- (注) 当社は、2016年9月9日開催の取締役会の決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

### 新株予約権（5）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
岡 慎一郎	東京都世田谷区	会社役員	500	22,500,000 (45,000)	特別利害関係者等 (当社執行役)
佐々木 徹	東京都中央区	会社役員	500	22,500,000 (45,000)	特別利害関係者等 (当社執行役兼子会社取締役)
篠田 徹也	東京都港区	会社役員	322	14,490,000 (45,000)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)、当社従業員
関口 暉康	東京都中野区	会社役員	322	14,490,000 (45,000)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)、当社従業員
小林 健	神奈川県横浜市緑区	会社員	242	10,890,000 (45,000)	当社従業員
中野 崇	東京都港区	会社員	242	10,890,000 (45,000)	当社従業員
小池 直	東京都港区	会社役員	242	10,890,000 (45,000)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)、当社従業員
原 申	東京都港区	会社員	242	10,890,000 (45,000)	当社従業員
大畠 翔柄	東京都品川区	会社員	112	5,040,000 (45,000)	当社従業員

(注) 当社は、2016年9月9日開催の取締役会の決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

### 新株予約権（6）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
Jolique Weelink	オランダ デンハーグ	会社員	310	13,950,000 (45,000)	当社子会社従業員
Kimberly Bastoni	米国 コネチカット州	会社員	310	13,950,000 (45,000)	当社子会社従業員
Tony LePage	米国 イリノイ州	会社員	155	6,975,000 (45,000)	当社子会社従業員
Emilie Van Asch van Wijck	オランダ ロッテルダム	会社員	155	6,975,000 (45,000)	当社子会社従業員

(注) 当社は、2016年9月9日開催の取締役会の決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権（7）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
Willem Matthijs Elias	英国 ロンドン	会社員	4,000	180,000,000 (45,000)	当社子会社従業員

(注) 当社は、2016年9月9日開催の取締役会の決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権（8）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
Mark Sidell	米国 カリフォルニア州	会社役員	550	24,750,000 (45,000)	特別利害関係者等 (当社執行役)
後藤 新	東京都中野区	会社員	110	4,950,000 (45,000)	当社従業員
鈴木 悠司	東京都文京区	会社役員	100	4,500,000 (45,000)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)、当社従業員
遠藤 直子	東京都渋谷区	会社員	100	4,500,000 (45,000)	当社従業員
湯浅 結	東京都大田区	会社員	100	4,500,000 (45,000)	当社従業員
西部 君隆	神奈川県横浜市 神奈川区	会社員	100	4,500,000 (45,000)	当社従業員
鈴木 利幸	神奈川県横浜市西区	会社員	80	3,600,000 (45,000)	当社従業員
Kwon Jaeyoung	東京都江東区	会社役員	70	3,150,000 (45,000)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)、当社従業員
久島 哲志	大阪府大阪狭山市	会社員	70	3,150,000 (45,000)	当社従業員
飯田 恭介	東京都目黒区	会社員	70	3,150,000 (45,000)	当社従業員
柴原 洋	東京都武蔵野市	会社員	70	3,150,000 (45,000)	当社従業員
小笠原 道明	東京都江東区	会社員	70	3,150,000 (45,000)	当社従業員
中川 匡浩	神奈川県川崎市幸区	会社員	50	2,250,000 (45,000)	当社従業員
丹治 俊一	神奈川県横浜市 港北区	会社員	50	2,250,000 (45,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
曾我 純之介	埼玉県白岡市	会社員	50	2,250,000 (45,000)	当社従業員
久野 悅章	東京都品川区	会社員	40	1,800,000 (45,000)	当社従業員
青木 康佑	東京都江戸川区	会社員	40	1,800,000 (45,000)	当社従業員
大塚 良	東京都大田区	会社員	40	1,800,000 (45,000)	当社従業員
永嶋 義憲	神奈川県横浜市港北区	会社員	40	1,800,000 (45,000)	当社従業員
佐藤 祐美子	東京都八王子市	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
櫻井 規雄	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
橋本 厚司	東京都墨田区	会社役員	30	1,350,000 (45,000)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)、当社従業員
山田 浩平	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
設樂 輝之	東京都練馬区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
大塚 達也	東京都港区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
飯田 洋一	東京都杉並区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
小島 功嗣	神奈川県藤沢市	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
金子 圭一郎	東京都葛飾区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
小林 則行	埼玉県和光市	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
真木 勝	神奈川県川崎市宮前区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
白部 秀彦	東京都大田区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
三浦 謙	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
高橋 勇生	東京都港区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
松原 啓介	東京都杉並区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内 容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
坂本 哲夫	大阪府大阪市福島区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
佐藤 哲朗	神奈川県厚木市	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
降旗 聖子	東京都練馬区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
広瀬 信輔	東京都港区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
鈴木 恵	東京都練馬区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
渋谷 智之	東京都練馬区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
弓家 美穂子	東京都品川区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
李 剛	神奈川県横浜市鶴見 区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
井上 堅太郎	東京都葛飾区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
中村 真一	東京都江戸川区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
桐原 基弘	埼玉県戸田市	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
安部 太一朗	東京都渋谷区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
佐々木 宏一	東京都品川区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
四方 太一	埼玉県朝霞市	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
船木 隼	東京都大田区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
荒井 岳彦	東京都府中市	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
恒藤 優	東京都江東区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
吉田 昂平	東京都大田区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
柳田 諭志	東京都大田区	会社員	25	1,125,000 (45,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
小田原 隆行	神奈川県藤沢市	会社員	25	1,125,000 (45,000)	当社従業員
芦沢 広直	東京都江東区	会社役員	20	900,000 (45,000)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)、当社従業員
宮永 晓生	東京都八王子市	会社員	20	900,000 (45,000)	当社従業員
山田 望	東京都豊島区	会社員	20	900,000 (45,000)	当社従業員
伊藤 未来也	埼玉県蕨市	会社員	20	900,000 (45,000)	当社従業員
柳下 大亮	東京都足立区	会社員	20	900,000 (45,000)	当社従業員
野村 英輔	東京都杉並区	会社員	20	900,000 (45,000)	当社従業員
瀬川 順弘	東京都荒川区	会社員	20	900,000 (45,000)	当社従業員
柳沢 和徹	神奈川県座間市	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
稻生 悟	東京都品川区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
田代 正和	神奈川県横浜市西区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
松本 達也	神奈川県川崎市高津区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
金親 洋介	東京都品川区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
大村 範之	東京都江東区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
栗原 親史	東京都江東区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
田中 哲	千葉県習志野市	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
山崎 知斎	東京都港区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
緒嶋 啓鎮	神奈川県川崎市多摩区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
井上 和紀	東京都北区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
熊野 真介	大阪府大阪市西区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
山田 真輔	神奈川県川崎市幸区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
奥村 育代	東京都目黒区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
森 裕馬	東京都中野区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
山路 晃一郎	東京都品川区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
西條 喜寅	東京都三鷹市	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
吉原 聰	神奈川県横浜市磯子区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
伊賀 正志	東京都台東区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
竹野 正樹	東京都杉並区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
前川 研	東京都台東区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
倉島 進	東京都世田谷区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
山田 裕司	東京都豊島区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
木下 悠	東京都板橋区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
松尾 真吾	東京都国分寺市	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
横幕 健	神奈川県横浜市港北区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
高柴 弘行	千葉県市川市本北方	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
湯川 孝裕	大阪府枚方市	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
横幕 健	神奈川県横浜市港北区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
高柴 弘行	千葉県市川市本北方	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
湯川 孝裕	大阪府枚方市	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
齋藤 真臣	東京都世田谷区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
唐澤 一司	東京都東大和市	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
長澤 志津子	東京都文京区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
青葉 大助	千葉県市川市	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
熊谷 信司	千葉県市川市	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
大橋 信之	東京都品川区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
中山 悠	東京都東村山市	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
伊藤 照通	神奈川県川崎市多摩区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
中村 正樹	茨城県取手市	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
佐藤 剛	神奈川県川崎市宮前区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
松永 康幸	神奈川県横浜市港北区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
佐藤 之一	神奈川県横浜市旭区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
柳 美智子	東京都墨田区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
黒田 将史	東京都品川区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
中島 理恵子	東京都渋谷区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
小林 恵史	東京都大田区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
岸上 忠弘	東京都杉並区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
五十嵐 貴治	埼玉県戸田市	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
佐藤 昌孝	宮城県仙台市太白区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
坂川 健一	東京都武藏野市	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
大石 真史	東京都世田谷区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
高橋 昌太郎	東京都大田区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
辻 秀彰	東京都大田区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
柳田 明宏	東京都渋谷区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
末條 貴史	東京都世田谷区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
赤間 かおり	東京都大田区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
仲井 夏美	埼玉県さいたま市南区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
畠 梢	東京都墨田区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
川上 あや	東京都大田区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
二村 理恵	神奈川県川崎市高津区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
西村 碧	東京都大田区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
中澤 和真	東京都品川区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
米安 沙代子	東京都世田谷区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
渡邊 智紀	千葉県市川市	会社員	20	450,000 (45,000)	当社従業員
柳岡 森	静岡県静岡市	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
田口 恭平	千葉県流山市	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
片岡 茉理	東京都大田区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
栗栖 祐輔	千葉県船橋市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
相原 かおり	東京都世田谷区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
松永 友佳理	神奈川県神奈川市港北区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
小田島 圭太	埼玉県さいたま市南区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
金親 咲紀	東京都品川区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
細川 舞	東京都世田谷区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
西村 隆史	東京都世田谷区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
矢部 光	東京都練馬区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
星 愛美	埼玉県さいたま市桜区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
北村 和良	東京都台東区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
巽 友璃亜	東京都世田谷区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
河野 友宏	神奈川県川崎市宮前区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
小松 拓也	埼玉県川口市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員

- (注) 1. 当社は、2016年9月9日開催の取締役会の決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。
2. 権利を喪失した新株予約権を減じて記載しております。

#### 新株予約権（9）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
Aaron Peck	米国 メリーランド州	会社員	45	2,025,000 (45,000)	当社子会社従業員
Alexander Kleijngeld	オランダ ブルメンダール	会社員	45	2,025,000 (45,000)	当社子会社従業員
Amaury De Beaumont	フランス シュレンヌ	会社員	45	2,025,000 (45,000)	当社子会社従業員
Eric Lammerts van Bueren	オランダ レイスウェイク	会社員	45	2,025,000 (45,000)	当社子会社従業員
Guillaume G. Weill	フランス パリ	会社員	45	2,025,000 (45,000)	当社子会社従業員
John A Pluhar Jr.	米国 ミネソタ州	会社員	45	2,025,000 (45,000)	当社子会社従業員
Michelle C. De Montigny	米国 マサチューセッツ州	会社員	45	2,025,000 (45,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内 容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
Edwin Song	中国 上海市	会社員	25	1,125,000 (45,000)	当社子会社従業員
Hubertus Johannes Adrianus (Bernd) Rijks	スペイン バルセロナ	会社員	25	1,125,000 (45,000)	当社子会社従業員
Ricardo Cuellar	メキシコ メキシコシティ	会社員	25	1,125,000 (45,000)	当社子会社従業員
Thomas Marteijn	オランダ ハールレム	会社員	25	1,125,000 (45,000)	当社子会社従業員
Milou Wachtmeester	オランダ ブレダ	会社員	20	900,000 (45,000)	当社子会社従業員
Nick Belder	オランダ ズーテルメール	会社員	20	900,000 (45,000)	当社子会社従業員
Quincy Terrence Maurice Berry	オランダ ゴーダ	会社員	20	900,000 (45,000)	当社子会社従業員
Sabine Winkler	英国 ロンドン	会社員	20	900,000 (45,000)	当社子会社従業員
Barbara du Perron	オランダ アムステルダム	会社員	20	900,000 (45,000)	当社子会社従業員
Andrew Goodban	英国 ハートフォードシャー	会社員	15	675,000 (45,000)	当社子会社従業員
Jasen A Holness	米国 ニュージャー ジー州	会社員	15	675,000 (45,000)	当社子会社従業員
Jon Arthurs	英国 オックスフォ ードシャー	会社員	15	675,000 (45,000)	当社子会社従業員
Martin Ash	英国 ロンドン	会社員	15	675,000 (45,000)	当社子会社従業員
Renske Teunen	オランダ フォールブルグ	会社員	15	675,000 (45,000)	当社子会社従業員
Ruben de Groot	オランダ クルヴィウス	会社員	15	675,000 (45,000)	当社子会社従業員
Ernest Winfred Samson	インド ハイデラバード	会社員	15	675,000 (45,000)	当社子会社従業員
Aneesh Laiwala	インド テランガーナ	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員
Azeemuddin Ahmed	インド テランガーナ	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員
Daan Roks	オランダ ロッテルダム	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
Greg M Olson	米国 カリフォルニア州	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員
Murali Krishna Pullela	インド ハイデラバード	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員
Srinivas Pendyala	インド テランガーナ	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員
Merel Vos	オランダ ロッテルダム	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員
Carlijn C. Tummers	シンガポール ケッペルベイ	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員
Dennis van Liere	オランダ ロッテルダム	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員
Esther vd Hengel - Heuvelman	オランダ フォールブルグ	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員
Johanna Huberty	米国 イリノイ州	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員
Kirsten van Wingerden	オランダ フォールブルグ	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員
Koen van der Wal	オランダ デンハーグ	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員
Maurits Moti	オランダ ロッテルダム	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員
Priyanka Sarkar	英国 ブロムリー	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員
Sridhar Soma	インド ハイデラバード	会社員	10	450,000 (45,000)	当社子会社従業員

(注) 1. 当社は、2016年9月9日開催の取締役会の決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

2. 権利を喪失した新株予約権を減じて記載しております。

#### 新株予約権 (10)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
高橋 亮	東京都千代田区	会社員	240	10,800,000 (45,000)	当社従業員

(注) 1. 当社は、2016年9月9日開催の取締役会の決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
Bain Capital Sting Hong Kong Limited (注2、3)	中国香港、クイーンズロードセントラル2、チョンコンセンター5101	34,100,100	82.53
VOC Investment Partners B.V. (注3)	オランダ、ロッテルダム3072AR、ウイレヘルミーナカデ312	3,643,900 (611,100)	8.82 (1.48)
Scott Ernst (注4、6)	米国、マサチューセッツ州	1,202,200 (1,202,200)	2.91 (2.91)
Poldie Ventures B.V.B.A. (注3)	ベルギー、ブリュッセル、1050、ルイーザーン331-333	489,800	1.19
Willem Matthijs Elias (注7)	英国 ロンドン	400,000 (400,000)	0.97 (0.97)
Maikel Willems (注3、7)	オランダ ハーグ	311,600	0.75
杉本哲哉 (注3)	東京都港区	200,000	0.48
小川久仁子 (注5) (戸籍名:高橋 久仁子)	東京都新宿区	61,400 (61,400)	0.15 (0.15)
城戸輝昭 (注5)	東京都品川区	61,400 (61,400)	0.15 (0.15)
Mark Sidell (注5)	米国 カリフォルニア州	55,000 (55,000)	0.13 (0.13)
岡慎一郎 (注5)	東京都世田谷区	50,000 (50,000)	0.12 (0.12)
佐々木徹 (注5)	東京都中央区	50,000 (50,000)	0.12 (0.12)
篠田徹也 (注6、7)	東京都港区	32,200 (32,200)	0.08 (0.08)
関口暢康 (注6、7)	東京都中野区	32,200 (32,200)	0.08 (0.08)
Jolique Weelink (注7)	オランダ デンハーグ	31,000 (31,000)	0.08 (0.08)
Kimberly Bastoni (注7)	米国 コネチカット州	31,000 (31,000)	0.08 (0.08)
小林健 (注7)	神奈川県横浜市緑区	24,200 (24,200)	0.06 (0.06)
中野崇 (注7)	東京都港区	24,200 (24,200)	0.06 (0.06)
小池直 (注6、7)	東京都港区	24,200 (24,200)	0.06 (0.06)
原申 (注7)	東京都港区	24,200 (24,200)	0.06 (0.06)
高橋 亮 (注7)	東京都千代田区	24,000 (24,000)	0.06 (0.06)
Tony LePage (注7)	米国 イリノイ州	15,500 (15,500)	0.04 (0.04)
Emilie Van Asch van Wijck (注7)	オランダ ロッテルダム	15,500 (15,500)	0.04 (0.04)
大畠翔柄 (注7)	東京都品川区	11,200 (11,200)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する 所有株式数の割合 （%）
後藤 新（注7）	東京都中野区	11,000 (11,000)	0.03 (0.03)
鈴木 悠司（注6、7）	東京都文京区	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
遠藤 直子（注7）	東京都渋谷区	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
湯浅 結（注7）	東京都大田区	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
西部 君隆（注7）	神奈川県横浜市神奈川区	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
鈴木 利幸（注7）	神奈川県横浜市西区	8,000 (8,000)	0.02 (0.02)
Kwon Jaeyoung（注6、7）	東京都江東区	7,000 (7,000)	0.02 (0.02)
久島 哲志（注7）	大阪府大阪狭山市	7,000 (7,000)	0.02 (0.02)
飯田 恭介（注7）	東京都目黒区	7,000 (7,000)	0.02 (0.02)
柴原 洋（注7）	東京都武蔵野市	7,000 (7,000)	0.02 (0.02)
小笠原 道明（注7）	東京都江東区	7,000 (7,000)	0.02 (0.02)
中川 匡浩（注7）	神奈川県川崎市幸区	5,000 (5,000)	0.01 (0.01)
丹治 俊一（注7）	神奈川県横浜市港北区	5,000 (5,000)	0.01 (0.01)
曾我 純之介（注7）	東京都江東区	5,000 (5,000)	0.01 (0.01)
Aaron Peck（注7）	米国 メリーランド州	4,500 (4,500)	0.01 (0.01)
Alexander Kleijngeld（注7）	オランダ ブルメンダール	4,500 (4,500)	0.01 (0.01)
Amaury De Beaumont（注7）	フランス シュレンヌ	4,500 (4,500)	0.01 (0.01)
Eric Lammerts van Bueren（注7）	オランダ レイスウェイク	4,500 (4,500)	0.01 (0.01)
Guillaume G. Weill（注7）	フランス パリ	4,500 (4,500)	0.01 (0.01)
John A Pluhar Jr.（注7）	米国 ミネソタ州	4,500 (4,500)	0.01 (0.01)
Michelle C. De Montigny（注7）	米国 マサチューセッツ州	4,500 (4,500)	0.01 (0.01)
久野 悅章（注7）	東京都品川区	4,000 (4,000)	0.01 (0.01)
青木 康佑（注7）	東京都江戸川区	4,000 (4,000)	0.01 (0.01)
大塚 良（注7）	東京都大田区	4,000 (4,000)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
永嶋 義憲（注7）	神奈川県横浜市港北区	4,000 (4,000)	0.01 (0.01)
その他152名	—	248,500 (248,500)	0.60 (0.60)
計	—	41,319,800 (3,185,500)	100.00 (7.71)

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 特別利害関係者等（当社の親会社）
3. 特別利害関係者等（大株主上位10位）
4. 特別利害関係者等（当社取締役兼代表執行役）
5. 特別利害関係者等（当社執行役）
6. 特別利害関係者等（当社子会社役員）
7. 当社又は当社子会社の従業員
8. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

# 独立監査人の監査報告書

2016年11月14日

株式会社 マクロミル  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

國本 望<sup>豊島市</sup>

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

藤井淳一<sup>豊島市</sup>

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

小出啓二<sup>豊島区</sup>

業務執行社員

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの連結財務諸表、すなわち、2016年6月30日現在、2015年6月30日現在及び2014年7月1日現在の連結財政状態計算書、2016年6月30日及び2015年6月30日に終了する2連結会計年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結財務諸表注記について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社マクロミル及び連結子会社の2016年6月30日現在、2015年6月30日現在及び2014年7月1日現在の財政状態並びに2016年6月30日及び2015年6月30日をもって終了するそれぞれの連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2017年2月3日

株式会社 マクロミル  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 **國本 望**  
業務執行社員 

指定有限責任社員 公認会計士 **小出 啓二**  
業務執行社員 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの2016年7月1日から2017年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2016年10月1日から2016年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2016年7月1日から2016年12月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

## 要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社マクロミル及び連結子会社の2016年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2016年11月14日

株式会社 マクロミル  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

國本 望



指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

藤井淳一



指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

小出啓二



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの2014年7月1日から2015年6月30日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### **監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マクロミルの2015年6月30日現在の財政状態及び同日をもつて終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### **利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2016年11月14日

株式会社 マクロミル  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

國本 望<sup>國</sup><sub>用</sub>

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

藤井淳一<sup>勝</sup><sub>井</sub>

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

小出啓二<sup>啓</sup><sub>出</sub>

業務執行社員

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの2015年7月1日から2016年6月30日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マクロミルの2016年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上